

# 畜産環境整備機構リース事業規程集

## (目 次)

### I 規程等【共通事項】

1	畜産高度化支援リース事業実施要領	1
2	畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領	39
3	機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について	77
	(以下の4～16は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領第6 (準用規定)により1、2の両事業に適用があります。)	
4	家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領	86
5	畜産高度化支援リース事業実施要領第13の機構が定める条件等	97
6	事業実施に係る費用対効果分析の取扱について	99
7	機構の許可が必要な改造の考え方	105
8	畜産高度化支援リース事業業務委託要領	111
9	畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領	116
10	畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領	118
11	畜産環境整備機構貸付施設等検収要領	119
12	畜産環境整備機構損害保険要領	125
13	畜産環境整備機構保証保険要領(直接・間接リース)	134
14	財団法人畜産環境整備機構貸付施設等の購入手続き	156
15	販売業者との売買事務手続き等について(詳細版)	157
16	契約書	
	(1) 財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約書	163
	(2) 財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書(直接・間接リース)	165

### II 留意事項【各事業関係】

1	畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース用)	171
2	畜産高度化支援リース事業(1/2補助付きリース)の留意事項	192
3	畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項	233

### III 補助付きリース事業に係る消費税の取扱い

1	補助付きリース事業に係る補助金の取扱い	239
2	補助金に係る消費税相当額の返還要否判断表	242

### IV 参考資料

1	畜産高度化支援リース事業実施要綱	245
2	畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱	263
3	畜産業振興事業の実施について(抜粋)	281



## 畜産高度化支援リース事業実施要領

平成22年 5月28日22環機第448号	制 定
平成22年 6月25日22環機第571号	一部改正
平成22年 8月31日22環機第726号	一部改正
平成22年 9月22日22環機第788号	一部改正
平成22年10月22日22環機第831号	一部改正
平成23年 3月30日23環機第209号	一部改正
平成23年12月28日23環機第852号	一部改正
平成25年 3月25日25環機第110号	一部改正

財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置（以下「施設等」という。）の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化支援リース事業実施要綱（平成22年4月23日付22農畜機第389号。以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

### 第1 事業の内容等

#### 1 リース事業の内容及び用語の定義

##### (1) リース事業の内容

###### ア 畜産環境整備リース事業（以下「経営リース」という。）

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

###### イ 食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「食肉リース」という。）

食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。

###### ウ 生乳流通効率化支援リース事業（以下「生乳リース」という。）

生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。

###### エ 堆肥保管施設リース事業（以下「1/2補助付きリース」という。）

たい肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対してたい肥の調整・保管に必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち当該施設等の購入費分の2分の1以内に相当する金額を助成する。

##### (2) 用語の定義

この要領で使用する用語は、次の通りとする。

###### ア 直接リース方式 機構が直接又は受託団体に貸付業務を委託する方法により借受者に貸付施設等を貸し付ける方式

###### イ 間接リース方式 機構が借受団体に貸付施設等を貸し付け、それを借受けた借受団体が直接又は転貸借受団体を経由して借受者に貸し付ける方式

###### ウ 借受者 リース方式のいかんにかかわらず、貸付施設等を直接使用する者

###### エ 借受団体 間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は転貸借受団体に貸し付けることを目的に機構から貸付施設等を借り受ける団体

###### オ 転貸借受団体 間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は他の転貸借受団体に貸し付けることを目的に借受団体又は他の転貸借受団体から貸付施設等を借り受ける団体

カ 受託団体 第15の1規定により機構から委託を受けて貸付業務を行う団体  
キ 補助残リース 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産機構」という。）等によるこのリース事業以外の補助を受けて設置する施設を機構のリース事業により設置すること

## 2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等

### (1) 経営リース

#### ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア) 家畜ふん尿（家畜ふん尿由来のたい肥等を含む。）の乾燥処理、発酵処理、浄化・液肥処理、調整、保管、運搬等及び悪臭対策に必要な施設等（以下「家畜ふん尿処理施設等」という。）

(イ) 飼料の生産、給与、貯蔵等に必要な施設等（以下「飼料の生産、給与等施設等」という。）

(ウ) 家畜の飼養管理等のために必要な施設等（以下「家畜飼養管理等施設等」という。）

(エ) その他財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等（以下「特認施設等」という。）

a 家畜の飼養環境の改善に関するもの

b 草地の放牧利用の向上に関するもの

c 粗飼料の品質向上、未利用資源の有効活用等飼料の生産又は利用の合理化のための先進的な技術体系に係るもの

なお、特認施設等の貸付申請については、貸付申請においてこの旨を明らかにするものとする。

#### イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

##### (ア) 団体等

農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下(1)において「団体等」という。）

##### (イ) 個人、法人等

a 次に掲げる要件を満たす養畜の事業を行う個人の農業者（以下(1)において「畜産農業者」という。）

(a) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合は、その畜産農業者が営む経営において家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から早急に環境整備が必要と認められること。

(b) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は特認施設等である場合は、次の要件を満たすこと。

i その畜産農業者が営む経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められる者であること。

ii 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に基づく市町村計画を作成している市町村内で乳牛若しくは肉用牛を飼養している者又は都道府県からの申出に基づき理事長が特に認めた者であること。

b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人に該当する会社以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。

- (a) 次のすべての要件に該当するもの（以下「中小法人」という。）
  - i 資本の額又は出資の総額が3億円を超えないこと。
  - ii 常時使用する従業員の数が300人を超えないこと。
- (b) 会社の総株主又は総出資の議決権の過半数が中小法人の要件に該当しない同一の会社の所有に属していないもの又はその3分の2以上が中小法人の要件に該当しない複数の会社の所有に属していないもの
- c 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社
- d a又はbを含む2以上の農業者が構成する集団であって、かつ、貸付施設等を共同利用するもの（以下「集団」という。）。ただし、農事組合法人であって養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。

ウ 再貸付け及び再々貸付け

団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(イ)の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

(2) 食肉リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表2に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

- (ア) 食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売に必要な施設等
- (イ) 畜産副産物の処理に必要な施設等
- (ウ) 食肉の処理（肉畜のと畜解体から部分肉処理加工等までをいう。以下同じ。）に必要な次に掲げるいずれかの要件を満たす施設等（以下「食肉処理等施設等」という。）
  - a 貸付施設等を新たに整備するもの
  - b BSEその他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの
  - c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの
  - d CO<sub>2</sub>削減等環境対策に資するもの

イ 借受者の範囲等

(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等

- a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
  - (a) 食肉販売業を営む者を組員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）
  - (b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）
  - (c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの
  - (d) 社団法人日本畜産副産物協会（昭和53年11月11日に社団法人日本畜産副産物協会という名称で設立された法人をいう。以下「副産物協会」という。）
  - (e) 社団法人日本食肉市場卸売協会（昭和35年9月22日に社団法人日本食肉

市場卸売協会という名称で設立された法人をいう。以下「市場協会」という。)

b 再借受者

借受団体は、aの(a)、(b)、(d)及び(e)とし、次に掲げる者に再貸付けすることができる。

(a) aの(a)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売業者（以下「組合員」という。）とする。

i 食肉販売事業協の組合員であること。

ii 中小法人であること。

iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

(b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。

i 食肉販売事業協

ii 組合員

(c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

i 副産物協会又は市場協会の会員であること。

ii 中小法人であること。

iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

c 再々借受者

転貸借受団体は、bの(b)のiの食肉販売事業協とし、組合員に再貸付けすることができる。

(イ) アの(ウ)の貸付対象施設等

a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会

(b) 独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの

i 当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は農畜産機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。

ii 当該食肉処理場がi以外の食肉処理場である場合にあっては、管理主体である法人が次に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「管理法人」という。）

(i) 中小法人であること。

(ii) 食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。

(c) 財団法人日本食肉生産技術開発センター（平成元年8月1日に財団法人日本食肉生産技術開発センターという名称で設立された法人をいう。）

b 再借り受け者

借受団体は、aの(a)を含む団体等及び(c)とし、管理法人に貸付けすることができる。

(3) 生乳リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表3に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

(ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）

- (イ) 貯乳冷却施設
- (ウ) オートサンブラ
- (エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用するものに限る。）
- (オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）
- (カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）
- (キ) 冷蔵機能付輸送車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）
- (ク) 宅配専用車
- (ケ) 経営管理機器
- (コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会が集送乳等契約を締結している中小法人であって、理事長が認めたものを含む。）
- (イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合
- (ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの
- (エ) 一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの
- (オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合
- (カ) その他牛乳の流通に関する団体であって、農畜産機構理事長が特に必要であると認めるもの

ウ 再借受者等

借受団体は、イの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)とし、直接又は転貸借受団体を介して、次に掲げる者に再貸付けすることができる。

- (ア) イの(ア)から(エ)の直接又は間接の構成員が当該施設等の運営を直接行う場合は、これらの構成員
- (イ) イの(オ)又は(カ)を構成する牛乳販売店

(4) 1/2補助付きリース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等とする。

- a たい肥の調整・保管施設
- b たい肥の調整機械
- c たい肥の散布機械
- d たい肥の運搬機械

bからdまでの貸付対象施設等の貸付けは、aの貸付対象施設等と一体的に貸し付ける場合に限る。

イ 借受者の範囲等

(ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- a 農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下(4)において「団体等」という。）
- b 次に掲げるいずれかの要件を満たす者
  - (a) 養畜の事業を行う個人の農業者（以下(4)において「畜産農業者」という。）

- (b) (1)のイの(イ)のbで規定する養畜の事業を行う法人
  - (c) 農業協同組合連合会若しくは農業協同組合又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社
  - (d) (a)又は(b)を含む2以上の農業者が構成する集団であって、かつ、貸付施設等を共同利用するもの。ただし、農事組合法人であって、養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。
- (イ) 借受者は、貸付施設等の利用についてたい肥の利用先とたい肥の調整・保管の年間延日数、たい肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する「堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約」（以下「貸付施設等利用規約」という。）を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。
- (ウ) (ア)のbに掲げる者((d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。)は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。
- (エ) (ア)のbに掲げる者は、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。
- a 配合飼料を利用し、前年度において「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付50畜B第302号農林事務次官依命通達）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「数量契約」という。）を締結していた場合、引き続き本年度においても数量契約を締結していること。
  - b 前年度及び本年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
  - c 新たに本年度、数量契約を締結していること。
  - d 前年度に数量契約を締結していたが本年度において数量契約を締結していない場合については、配合飼料の給与を完全に中止していること。
- ウ 再借受者等
- 借受団体は、団体等とし、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(ア)のbに掲げる者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

## 第2 貸付期間

- 1 貸付施設等の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）と同一年数とする。
- 2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。ただし、第1の2の(4)のリース事業に係る貸付期間の延長はできない。
  - (1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。
  - (2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超え

る場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。

- (3) 複数種類の貸付施設等（動産総合保険対象施設等に限る。）を借り受けるときは、当該貸付施設等の取得価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税等の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の合計額を1の貸付期間から第3の4の(1)により計算された当該貸付施設等ごとの基本貸付料（年額）の合計額で除して得た年数以内の年数を当該複数種類の貸付施設等のそれぞれの貸付期間とする。

### 第3 貸付料

#### 1 貸付料の徴収

機構は、直接リースにあっては、借受者から直接又は受託団体（その者から再委託を受けた団体を含む。以下同じ。）を介して貸付料を徴収する。間接リースにあっては、借受団体から貸付料を徴収する。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生により借受者等に深刻な影響を与えた場合、理事長は、都道府県からの申出等に基づき、リース事業に係る補助金を毀損させない範囲で貸付料の徴収の繰延又は猶予を行うことができるものとする。

#### 2 貸付料の納入方法の選択

- (1) 貸付料の納入方法は、年1回払い又は年4回払いとし、借受者又は借受団体は、貸付申請時に貸付申請ごとに貸付料の納入方法を選択するものとする。
- (2) (1)により選択した貸付料の納入方法は、変更することができない。

#### 3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間（以下「計算期間」という。）は、年1回払いの場合は1年（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで）、年4回払いの場合は3ヵ月（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3ヵ月後の月の末日まで）とする。

#### 4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。

- (1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額（当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額とする。ただし、1/2補助付きリース及び補助残リースにおいては、取得価額から補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。
- (2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率（以下「基準料率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付きリース事業を利用したことのある者）にあっては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。）がない者に限る。）が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる。

##### ア 経営リース

(ア) 特別対策機械（従前の畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（平成17年8月30日制定）第1に定める特別対策機械に該当する施設等をいう。）を借り受けるものであること。

- (イ) 貸付申請額が1申請当たり200万円以上であって、かつ、機構のリース事業（補助付きリース事業を含む。）を利用した実績があること。
- (ウ) 畜産経営に係る認定農業者であること。
- (エ) 家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。

#### イ 食肉リース

- (ア) 別表2の(3)で指定する衛生管理機械を借り受けるものであること。
- (イ) 過去3年度内における食肉リースの借受実績が3,000万円以上である者であること。
- (ウ) 食肉処理等施設等を借り受ける場合は、農畜産機構の出資を受けている者であること。

#### ウ 生乳リース

- 過去3年度内における生乳リースの借受実績が9,000万円以上である者であること。

- (3) 年1回払いの場合における第1回及び最終回の基本貸付料及び附加貸付料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、第1回については(1)及び(2)により計算した額に12分の4を乗じて得た額、最終回については(1)及び(2)により計算した額に12分の8を乗じて得た額とする。
- (4) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。
- (5) 第2の2の(2)のただし書による貸付期間の延長及び第3の1のただし書による貸付料の徴収の繰延又は猶予を行った場合の貸付料等（第4の譲渡代金及び第6の保険料を含む。）の徴収時期及び徴収額については、理事長が別途定める。
- (6) 借受者が補助残リースにより機構から貸付施設等を借り受けた場合には、その補助金相当額を第1回の貸付料と併せて納入するものとする。

#### 5 貸付料の納入期限

貸付料の納入期限は、年1回払い及び年4回払いごとに次のとおりとする。

##### (1) 年1回払い

- ア 第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して3ヵ月後の月の末日とし、以後毎年応当月の末日を期限とする。
- イ 最終回の貸付料の納入期限は、貸付開始月の応当月の末日とする。

##### (2) 年4回払い

第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して2ヵ月後の月の末日とし、以後前回の納入期限の3ヵ月後の月の末日を期限とする。

#### 6 貸付料の納入

貸付料の納入は、機構が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

#### 第4 貸付施設等の譲渡

- 1 貸付施設等の譲渡は、譲渡価額及びその額に対する消費税等相当額の合計額（以下「譲渡代金」という。）が機構に納入された日に、借受者に譲渡されるものとする。
- 2 譲渡代金の納入期限は、最終回の貸付料の納入期限から3ヵ月後の月の末日とする。
- 3 譲渡代金の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。

#### 第5 貸付施設等に係る公租公課

- 1 公租公課の負担者

貸付施設等の所有権は、貸付期間終了後に当該貸付施設等が借受者に譲渡されるまでは機構にあるが、貸付施設等に係る公租公課は、賃借権に基づいて貸付施設等を占有し、使用する借受者が負担するものとする。

## 2 公租公課の取扱い

- (1) 固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に基づき毎年1月1日に償却資産（自動車税の対象となる自動車を除く。）が所在する市町村の長にその年の1月31日までに償却資産申告書を提出し、申告しなければならないが、貸付施設等については、地方税法第342条第3項に基づき機構と借受者との共有物とみなされるので、借受者は、連帯納税義務者として貸付施設等の所在する市町村の長に対して申告し、納税するものとする。
- (2) 不動産取得税は、不動産を取得した者に対してその取得時において都道府県が地方税法第73条の2（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に基づき当該不動産の評価額に対し課税するものである。貸付施設等に係る不動産取得税は、その不動産の取得者である機構に対して課税されるが、当該不動産の借受者が、納税義務者である機構に代わって納税に関する一切の処理を行う納税管理人として貸付施設等の所在する都道府県に届出し、当該税額を負担するものとする。
- (3) 自動車税については、使用者である借受者が負担するものとする。

## 第6 保険の取扱い

### 1 保険加入の義務

借受者（生乳リースにあつては、車両を借り受ける者に限る。）は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。

### 2 保険加入の手続等

借受者が損害保険を付さなければならない貸付施設等の種類及び契約の内容、手続等並びに保証保険の契約内容、手続等については、別に定める。

### 3 保険料の徴収等

- (1) 損害保険料及び保証保険料の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。
- (2) 保険料は、貸付料等の徴収の繰延又は猶予期間中であっても借受者が負担しなければならない。

## 第7 貸付施設等の維持管理等

### 1 維持管理の原則

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、機構が表示させた貸付記号を、当該貸付施設等の譲渡を受けるまでの間、常に見やすい状態に保つよう努めなければならない。

### 2 経費の負担

貸付施設等の維持管理及び使用等のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

### 3 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止

- (1) 借受者は、貸付施設等をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目の如何にかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。
- (2) 借受者は、貸付施設等の設置場所（自動車等にあつては、車庫の所在地。以下同じ。）を変更してはならない。

- (3) 借受者は、貸付施設等を改造してはならない。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、借受者及びその相続人等からの申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等の設置場所の変更又は貸付施設等の改造を行うことができる。

## 第8 事故等の発生の場合の措置

### 1 事故等の発生の報告と修理

貸付施設等に関し事故又は故障（以下「事故等」という。）が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うものとする。この場合において、機構は、その事故等の程度に応じ、文書により報告を求めることがある。

### 2 事故等と貸付契約との関係

- (1) 貸付施設等が一部損傷した場合等であって借受者が修理したときは、貸付契約は継続されるものとし、損害保険金が機構に支払われたときは、機構は、受け取った保険金を限度として借受者が修理に要した費用に充当するものとする。
- (2) 貸付施設等の隠れた瑕疵により事故等が発生し、借受者が損害を被った場合は、貸付契約は継続されるものとし、機構は、当該貸付施設等の販売業者、施工業者又は製造業者（以下「販売業者等」という。）に対する損害賠償請求権を借受者に譲渡するものとする。
- (3) 借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となった場合は、貸付契約は終了する。この場合の貸付施設等の取扱いについては、3に定めるところによる。

### 3 借受者の責に帰すべき事由による貸付施設等の滅失等

- (1) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額（第13の5の精算額をいう。ただし、機構が損害保険金の支払いを受けることができる場合は、当該額からその損害保険金額を控除して得た額とする。（2）において同じ。）で買い取らなければならない。
- (2) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を補償金として機構に支払わなければならない。

### 4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

## 第9 貸付けの申請

### 1 貸付施設等の選定

この事業により貸付施設等の貸付けを機構に申請するときは、借受者となろうとする者は、価格競争原理を導入する等して自己の責任において自己の経営に最も適する貸付施設等を選定するよう努めるものとする。また、必要に応じて、都道府県、市町村、農業協同組合、畜産環境アドバイザー等の指導を受けるものとする。

### 2 貸付けの申請

- (1) 貸付けの申請は、直接リースは別紙様式の1により、間接リースは別紙様式の2により行うものとする。

- (2) 直接リースにあっては、貸付申請者は、必要な書面等を添付し、原則として受託団体を経て申請を行うものとする。
- (3) 間接リースにあっては、貸付申請者は、必要な書面等を添付して、借受団体又は転貸借受団体を経て申請を行うものとする。
- (4) 都道府県畜産主務課長は、機構への進達等に当たり、特認施設等の貸付けについては、その必要性についての意見を貸付申請書に添付して行うものとする。

### 3 貸付申請書の添付書類等

- (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- ア 履歴事項全部証明書（農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）

- イ 会社にあつては、借受者に該当することを証する書面

- (2) 経営リース及び1/2補助付きリースにあっては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。

- ア 名称及び所在地

- イ 構成員及び代表者の住所及び氏名

- ウ 貸付施設等の名称、型式、設置場所及び責任者

- エ 共同利用の方法及び計画

- オ 貸付料等の負担方法

- カ その他必要な事項

- (3) 貸付申請書には、貸付施設等に係る見積書、カタログ及び設計図面を添付しなければならない。なお、当該設計図面については、原本証明をしなければならない。

- (4) 第2の2に基づき貸付施設等について貸付期間の短縮又は延長を申請しようとする場合は、申請する貸付期間及び短縮又は延長の理由等を記した申請書を添付しなければならない。

- (5) 1/2補助付きリースにあっては、貸付申請者（農業協同組合連合会及び農業協同組合を除く。）が、第1の2の(4)のイの(エ)の要件に該当することを証するため、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付しなければならない。ただし、養畜の事業を行わない者は、添付する必要がない。

- (6) 1/2補助付きリースにあっては、借受者が第12の2に定める消費税等相当額を機構に返還すること等を確約した書面（別紙様式の3）を添付しなければならない。

### 4 貸付申請書の作成及び提出

- (1) 貸付申請者は、直接又は受託団体を經由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。この場合、貸付申請者又は受託団体は、原則として、都道府県畜産主務課を經由して機構に貸付申請書を提出するものとする。

- (2) 貸付申請書を提出するときに既に納入されている貸付施設等は、貸付申請の対象としてはならない。

- (3) 貸付申請者は、緊急に貸付施設等の貸付けを受けようとする場合には、直接又は借受団体若しくは受託団体を介してあらかじめ機構に申し出るものとする。

### 5 都道府県畜産主務課長の意見

都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から貸付申請書が提出されたときは、当該申請書について審査のうえ、次の事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。ただし、1/2補助付きリースを除く500万円未満の貸付申請及び全国又は都道府県を超える地域を区域とする貸付申請者は、(2)のウの場合を除き、都道府県畜産主務課長の

意見は要しないものとする。

- (1) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合
    - ア 第1の2の要件を満たしていること。
    - イ 家畜ふん尿の処理及び利用方法並びに導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。
  - (2) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は特認施設等である場合
    - ア 第1の2の要件を満たしていること。
    - イ 導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。
    - ウ 第3の4の(2)のアの(エ)の規定の適用を申請しようとする場合は、同規定の要件に該当すること。
  - (3) 貸付対象施設等が食肉等関連施設等である場合
    - ア 第1の2の要件を満たしていること。
    - イ 導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。
  - (4) 貸付対象施設等が生乳流通関連施設等である場合
    - ア 第1の2の要件を満たしていること。
    - イ 導入貸付施設等が集送乳の合理化又は牛乳の消費拡大等に適していること。
- 6 貸付申請書の提出期限  
貸付申請書は、別に通知した場合を除き、いつでも提出することができる。

## 第10 貸付けの決定と契約の締結等

### 1 貸付けの決定

機構は、貸付申請書の内容を審査し、貸付施設等の貸付けの諾否を決定したときは、速やかに、貸付申請者にその旨の通知書を、貸付申請書を進達等した都道府県畜産主務課及び受託団体に当該通知書の写しを送付するものとする。なお、貸付申請者は、貸付決定後においては貸付申請書の内容を変更できないものとする。

### 2 貸付契約の締結

- (1) 機構は、貸付決定後、貸付申請者と次の事項について定めた貸付契約を締結するものとする。
  - ア 貸付施設等の設置場所、型式及び取得価額
  - イ 貸付料の額及び納入の方法
  - ウ 貸付期間
  - エ 公租公課
  - オ 損害保険及び保証保険
  - カ 貸付施設等の管理
  - キ 貸付施設等の譲渡
  - ク 貸付施設等の滅失・毀損
  - ケ その他必要な事項
- (2) 機構は、貸付施設等の検収（第11の2の(1)の検収をいう。以下同じ。）が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、貸付契約書1部を貸付申請者に送付するものとする。
- (3) 貸付契約の締結日は、貸付決定の日と同一の日付とし、貸付開始日は、貸付施設等の検収が終了した日（道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき登録を要する自動車にあつては、自動車検査・登録日）とする。
- (4) 貸付終了日は、貸付施設等ごとに譲渡代金が納入された日とする。

### 3 保証措置

貸付契約の締結に当たって機構が必要と認めたときは、貸付申請者に対しその債務の履行を確保するために必要な保証措置を求めることができるものとする。

#### 4 貸付施設等の購入及び売買契約の締結

- (1) 機構は、貸付決定後、別に定める購入手続により貸付施設等を購入するものとする。
- (2) 機構は、(1)により貸付施設等を購入するに当たっては、別に定める売買契約書により当該貸付施設等の販売業者等と売買契約を締結するものとする。

#### 5 検収前の危険負担

貸付契約の締結後貸付施設等の貸付けが開始されるまでの危険は、借受者及び販売業者等が負担し、両者の間で解決するものとする。

#### 6 再貸付料

借受団体又は転貸借受団体が借受者から徴収する再貸付料は、機構が借受団体から徴収する貸付料の額を超えてはならない。

### 第11 貸付施設等の検収

#### 1 検収の委託

- (1) 第10の4の売買契約に基づき機構が貸付施設等を取得する場合における貸付施設等の検収は、受託団体若しくは借受団体又は借受者に委託して行うものとする。
- (2) (1)により検収の委託を受けた者（以下「検収者」という。）がその業務を再委託しようとする場合には、あらかじめ機構の承認を得なければならない。

#### 2 検収の実施

- (1) 検収者（その者から再委託された者を含む。）は、機構が別に定める検収の方法（以下「検収の方法」という。）により貸付施設等を検収しなければならない。
- (2) 検収者が(1)の検収の方法に違反した場合には、機構は、検収者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

### 第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

#### 1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

#### 2 消費税等相当額の返還の手続

- (1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙を送付する。
- (2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。
- (3) 機構は、借受者から(2)の申告書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第1回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払いを請求する。
- (4) 返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。
- (5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

### 第13 貸付契約の変更及び解約

- 1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。
- 2 借受者又は借受団体は、貸付契約を解約することはできない。ただし、機構がやむを得ないと認めた場合は、機構が提示する条件を了承のうえ解約することができるものとする。
- 3 機構は、借受者又は借受団体がこの実施要領又は貸付契約に違反したときは、貸付契約を解約することができる。この場合、当該借受者又は借受団体は、機構が提示する条件に従わなければならない。
- 4 機構は、借受者が倒産、銀行取引停止等の状態に至ったときは、貸付契約を解約することができる。この場合において、機構が必要と認め、借受者に対し請求したときは、当該借受者は、当該貸付施設等を5の精算額で買い取らなければならない。機構は、買取りを請求しても償えない損害があるときは、併せて損害賠償の請求その他必要な措置をとることができる。
- 5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料等(基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。以下同じ。)と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額(1/2補助付きリース及び平成23年4月1日改正前の第1の2の(5)のリース事業(以下、「旧1/3補助付きリース事業」という。)にあっては、機構が別に定める額)とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限(第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日)から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。
- 6 2及び3の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。

### 第14 売買契約違反等に対する措置

- 1 機構は、売買契約を締結した販売業者等がこの実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。
- 2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限(損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日)の翌日から履行の日までの日数に応じ、年14.6%の利率により算定した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

### 第15 業務の委託等

- 1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人その他理事長が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。
- 2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができる。
- 3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができる。

### 第16 雑則

### 1 帳簿の備付け

- (1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿を備え、当該貸付施設等の維持管理及び使用状況につき必要な事項を記帳し、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。

### 2 貸付施設等の検査及び報告

機構は、必要があると認めるときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等の維持管理、使用状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならない。

### 3 経費の支援

この実施要領に基づく借受者等の貸付料の支払い等の経費の負担について、その他の者が助成することは妨げない。

## 附 則（平成22年5月28日22農畜機第1007号承認）

- 1 この要領は、次の各号の区分により、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1の1の(1)のイ及びウの事業に係る規定を除く部分については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
  - (2) 第1の1の(1)のイ及びウの事業に係る規定については、実施要綱の制定時の附則第1項の規定により同要綱第2の2の(2)及び(3)の事業に係る規定が施行される日から施行し、同規定が適用される日から適用する。
- 2 この要領の制定に伴い、畜産環境整備リース事業実施要領（直接）（平成17年8月30日制定）、畜産環境整備リース事業実施要領（間接）（平成17年8月30日制定）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（平成16年3月22日制定）、生乳流通効率化支援リース事業（平成15年12月4日制定）、たい肥調整・保管施設リース事業（直接）（平成20年8月1日制定）、たい肥調整・保管施設リース事業（間接）（平成20年8月1日制定）、畜産経営生産性向上支援リース事業（直接）（平成20年6月4日制定）、畜産経営生産性向上支援リース事業（間接）（平成20年6月4日制定）、畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（直接）（平成17年8月30日制定）、畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（間接）（平成17年8月30日制定）及び畜産高度化支援リース事業実施要領（うち追加対策分）（平成22年4月30日環機第383号）（以下「リース要領」と総称する。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前のリース要領の規定に基づく補助、貸付及び貸付に係る業務については、本事業による補助、貸付及び貸付に係る業務とみなす。
- 4 第2項の規定にかかわらず、廃止前の食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要領及び生乳流通効率化支援リース事業実施要領に基づいて廃止の日の前日までに行われた貸付の取扱いについては、第1項第2号に定める施行の日の前日までは廃止前の食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要領又は生乳流通効率化支援リース事業実施要領の規定を適用し、その施行の日からは前項の例による。
- 5 この実施要領第1の2の(5)のアの(エ)の規程のうち宮崎県に係るものについては、平

成22年12月31日をもって失効し、宮崎県に係るもの以外のものについては、平成22年10月31日をもって失効するものとする。

附 則（平成22年6月25日22農畜機第1381号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成22年8月31日22農畜機第2341号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成22年9月22日22農畜機第2655号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、次の各号に掲げる日から適用する。

- （1）第9の3の改正及び別紙様式の3を加える改正 平成22年10月1日
- （2）第12の2の改正及び別紙様式の4を加える改正 平成23年1月1日

附 則（平成22年10月22日22農畜機第3075号承認）

この要領の改正は、附則の5を除き独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月30日22農畜機第5216号承認）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前に改正前の要領に基づいて実施した旧1／3補助付きリースについては、引き続きこの要領を適用する。

附 則（平成23年12月28日23農畜機第4038号承認）

- 1 東日本大震災によって貸し付けた施設等の使用が著しく困難となった場合又は貸し付けた施設等が滅失した場合であって、末端借受者が当該地震の被災者（東日本大震災の被災者として理事長が指定する者をいう。）であるときは、実施要領第8の4のただし書の規定にかかわらず、当該時点までの貸付料の納付を免除することができるものとする。
- 2 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

附 則（平成25年3月25日24農畜機第5234号承認）

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日（以下「承認日」という。）から施行し、次の各号に定める日又は申請から適用する。

- （1）第1の改正規定  
平成25年4月1日から適用する。
- （2）第12の2の改正規定  
平成25年4月1日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認（3）日の前日以前である場合は、なお従前の例による。
- （3）前各号に掲げる改正以外の改正規定  
承認日から適用する。

貸付施設等及びその貸付期間  
経営リース

## (1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	たい肥舎、たい肥舎(屋根掛け)、乾燥舎、発酵舎、たい肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場(主としてコンクリート製のもの)	17
	発酵舎、たい肥置き場、副資材置き場(主として金属製のもの)	14
	貯留槽、浄化槽(主としてFRP製のもの)	8
	ふん尿処理施設用屋根(主として金属のもの)	14
	ふん尿処理施設用屋根(主として木製のもの)	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、フォークリフト、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4
散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスト、レインガン	7
作業用機械	バークリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

(2) 飼料の生産、給与等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設(主としてコンクリート製のもの)	17
	飼料貯蔵施設(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5
飼料作物生産・ 調整用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベ ーラー、テッター、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デスト リビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、裁 培管理用機械	7
飼料調整用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コ ンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4

(3) 家畜飼養管理等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
家畜管理機械・ 装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置、バルクク ーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機(装置)、洗浄機(装 置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、秤量機、発情発見機、搾乳 ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、エコフィード給 餌システム	7

- 注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別  
表第1、第2から引用したものである。
- 2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別  
途定めるものとする。

## 食肉リース

## (1) 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等

項目	品目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10
その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4
	シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9

(2) 食肉処理等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ポイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタンニングガン、殴打式スタンニングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髓吸引装置、脊髓除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリューコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ポイル装置、副生物冷却用製氷機	10
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10
その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4
	シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ポイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9

注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

(3) 第3の4の(2)のイの(ア)により指定する衛生管理機械

冷蔵・冷凍車

冷蔵・冷凍車(軽)

冷蔵・冷凍車(車台)

冷蔵・冷凍車(コンテナ)

洗浄機

室内衛生管理機器

内臓処理機

残毛処理機

## 生乳リース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクトレーラー（ヘッド）	4
	ミルクタンクトレーラー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクコンテナ	7
	ソフトタンク（タンク）	3
	ソフトタンク（洗浄装置）	15
貯乳冷却施設	建物	20
	構築物（さく井工、汚水処理施設）	15
	構築物施設に係る舗装工事	10
	機械器具	9
	汚水処理施設の機械器具	7
オートサンブラ		5
滅菌貯乳施設	建物	20
	構築物	10
	機械器具	9
情報通信機器		5
保冷車		5
冷蔵機能付輸送車		5
宅配専用車		3
経営管理機器		6
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6

注 1 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。

2 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。

3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

## 1 / 2 補助付きリース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
たい肥の調整・ 保管施設	たい肥置き場（主としてコンクリート製のもの）	17
	たい肥置き場（主として金属製のもの）	14
たい肥の調整機 械	発酵機（装置）	7
	ショベルローダー	7
たい肥の散布機 械	マニアスプレッター	7
たい肥の運搬機 械	ダンプカー	4
	トラック	5

- 注 1 たい肥の調整・保管施設は、発酵が進んでいるか、若しくは終了しているたい肥を搬入するためのものであること。
- 2 たい肥の調整機械、たい肥の散布機械及びたい肥の運搬機械は、たい肥の調整・保管施設で取り扱うたい肥の調整、散布及び運搬に使用するものであること。
- 3 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。
- 4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書  
（〇〇〇リース）

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 （〒）住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

印

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項については、これを誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等

（補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。）

3 誓約事項

- （1）貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- （2）貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。
- （3）今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

（注）貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 経営リース      | 様式1号の1（個人用）を準用<br>2（法人、集団用）を準用 |
| 2 食肉リース      | 様式2号                           |
| 3 生乳リース      | 様式3号                           |
| 4 1／2補助付きリース | 様式1号の1（個人用）<br>2（法人、集団用）       |

様式1号の1

経営リース（個人用）

1 貸付申請者の状況等

氏名・年齢		( 歳)		
後継者の有無		有 (申請者との関係 )、 無		
経営継続の確認				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)		
農業経営	家畜家さん等の種類	申請時現在	前年度	前々年度
	頭羽数	頭羽	頭羽	頭羽
	田畑等の面積	田 ha、畑	ha、草地	ha
項目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)
直近の経営状況	収入金額①			
	経費②			
	差引金額③=①-②			
	繰戻額等④			
	繰入額等⑤			
	青色申告控除額⑥			
	所得額⑦=③+④-⑤			
赤字の繰越額				

注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経営を継続する旨を記述すること。

- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体（農協、飼料基金等）に加入した年月とすること。
- 3 家畜家さん等の種類欄は、乳牛、肉牛（黒毛、F1、乳用種等）、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する（乳牛の例：育成牛、子牛、未経産牛など）。また、預託の場合は、（ ）書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 直近の経営状況については、所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）、貸借対照表及び収入金額の内訳を添付のこと。（確定申告等の内容が正確に把握できる資料があれば、それらの資料でも可）
- 5 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

## 2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合 計
①本体価額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
②補助金額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)	円	円	円	円
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者等				
型式・面積・容積				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
貸付期間の短縮又は延長(理由)	年→ 年	年→ 年	年→ 年	年→ 年
貸付対象施設等の利用方法(用途)				
<b>附加貸付料率低減の申請</b> 私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい)                      □年1回払い                      □年4回払い				

注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付すること。

## 3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)
- (3) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
- (4) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (5) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

1/2補助付きリースにあつては、上記の他に

- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- ④配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱いに係る確約書

様式1号の2

経営リース（法人・集団用）

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名					
農協等への加入時期		大・昭・平		年 月	
労働力（従業員数）		人（家族労働 人、雇用労働 人）			
資本金（出資金）及び 構成内訳		総額 千円			
		出資者名		金額 千円	
		出資者名		金額 千円	
農業 経営	家畜家さん等の 種類	申請時現在		前年度	前々年度
	頭羽数	頭 羽	頭 羽	頭 羽	頭 羽
	田畑等の面積	田 ha、畑	ha、草地	ha	
項 目		○年度（千円）	○年度（千円）	○年度（千円）	
直近の 経営 状況	売上高①				
	売上原価②				
	販売費及び一般管理費③				
	営業損益④=①-②-③				
	営業外損益⑤				
	経常利益⑥=④+⑤				
	特別利益及び損失⑦				
	法人税等⑧				
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧				
	繰越損益				

注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。

2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体（農協、飼料基金等）に加入した年月とすること。

3 家畜家さん等の種類欄は、乳牛、肉牛（黒毛、F1、乳用種等）、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する（乳牛の例：育成牛、子牛、未經産牛など）。また、預託の場合は、（ ）書きで内数の頭数を記入すること。

4 貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること

5 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること

## 2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合 計
①本体価額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
②補助金額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)	円	円	円	円
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者等				
型式・面積・容積				
施設等設置場所 (車両の保管場所)				
貸付期間の短縮又は延長(理由)	年→ 年	年→ 年	年→ 年	年→ 年
貸付対象施設等の利用方法(用途)				
<b>附加貸付料率低減の申請</b> 私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい)                      □年1回払い                      □年4回払い				

注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付こと。

## 3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)
- (3) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
- (4) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (5) 履歴事項全部証明書
- (6) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

1/2 補助付きリースにあつては、上記の他に

- ① 貸付施設等利用規約
- ② 見積合わせ結果表
- ③ 農業環境規範に基づく点検シート
- ④ 配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤ 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

様式2号

食肉リース

1 貸付申請者の状況等

法人名（店舗名）					
氏名・年齢		（      歳）			
後継者（個人商店の場合）		有（申請者との関係      ）、 無、			
経営継続の確認					
組合への加入時期		大・昭・平      年      月			
従業員数		人（家族労働      人、雇用労働      人）			
資本金（出資金）及び 構成内訳	総額      千円				
	出資者名      、金額      千円、		出資者名      、金額      千円		
	出資者名      、金額      千円、		出資者名      、金額      千円		
食品衛生法に基づく 営業許可番号		許可年月日 大 昭 平      年      月      日			番      号
直近年（度）におけ る販売金額（千円）	牛 肉	豚 肉	その他 （      ）	惣 菜	合 計
項 目		年度（千円）	年度（千円）	年度（千円）	
直 近 の 経 営 状 況	売上高①				
	売上原価②				
	販売費及び一般管理費③				
	営業損益④=①-②-③				
	営業外損益⑤				
	経常利益⑥=④+⑤				
	特別利益及び損失⑦				
	法人税等⑧				
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧				
	繰越損益				

- 注1 個人商店の場合、法人名欄に店舗名を記入すること。
- 2 個人商店の場合、後継者の有無を記入し、経営継続の意思を確認すること。
- 3 経営継続の確認は、代表者年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中経営を継続する旨を記述すること。
- 4 組合への加入時期は、リースを申請する窓口である団体に加入した年月とすること。
- 5 貸借対照表及び損益計算書（販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付）を添付すること。
- 6 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。
- 7 個人商店の場合、直近の経営状況欄への記入は、様式1号の1「経営リース（個人用）」に準じて記入すること。

## 2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合 計
本体価額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者等				
型式・面積・容積				
施設等設置場所 (車両の保管場所)				
貸付期間の短縮又は延長(理由)	年→年	年→年	年→年	
	(理由)			
貸付対象施設等の利用方法(用途)				
附加貸付料率低減の申請 私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) <input type="checkbox"/> 年1回払い <input type="checkbox"/> 年4回払い				

## 3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)
- (3) 組合員証明書
- (4) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及びその細則に基づき必要となる書面
- (5) 法人の場合は、履歴事項全部証明書

様式3号

生乳リース

1 貸付申請者の状況等

法人名				
集送乳委託契約等の時期	大・昭・平	年	月	
従業員数・稼働台数	人・	台		
資本金(出資金)及び構成内訳	総額 千円			
	出資者名	、金額	千円、出資者名	、金額 千円
	出資者名	、金額	千円、出資者名	、金額 千円
一般貨物自動車運送事業許可番号	許可年月日 大昭平 年 月 日			番 号
直近年(度)における輸送量(t)	生乳	牛乳	その他( )	合計
直近年(度)におけるCS施設の取扱乳量(t)	生乳			合計
直近年(度)における販売額(千円)	牛乳	その他( )		合計
項 目		年度(千円)	年度(千円)	年度(千円)
直近の経営状況	売上高①			
	売上原価②			
	販売費及び一般管理費③			
	営業損益④=①-②-③			
	営業外損益⑤			
	経常利益⑥=④+⑤			
	特別利益及び損失⑦			
	法人税等⑧			
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧			
	繰越損益			

- 注1 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約時期を記入すること。  
 2 貸付申請施設等が集送乳車の場合は、直近年(度)における輸送量を記入すること。  
 3 貸付申請施設等がCS施設の場合は、直近年(度)における取扱乳量を記入すること。  
 4 貸付申請施設等が牛乳販売関係の場合は、直近年(度)における販売額を記入すること。  
 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付)を添付すること。  
 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

## 2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合 計
本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額(円単位)		円	円	円
合 計(円単位)		円	円	円
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者等				
型式・面積・容積				
施設等設置場所 (車両の場合は保管場所)				
貸付期間の短縮又は延長(理由)	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
	(理由)			
貸付対象施設等の利用方法(用途)				
<b>附加貸付料率低減の申請</b> 私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) <input type="checkbox"/> 年1回払い <input type="checkbox"/> 年4回払い				

## 3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (4) 履歴事項全部証明書
- (5) ミルクタンクローリー等及びCS等関係施設にあっては、指定団体の長等の意見書
- (6) 貸付対象施設等の設置場所が牛乳販売店(個人事業、共同事業を含む。)の場合は、借受団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書

番 号  
平成 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書  
（〇〇〇リース）

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 （〒）住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等  
電話番号

印

この度、下記により貴機構の貸付施設等を借り受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 借受者、貸付申請施設等及び転貸借受団体等

（1）借受者からの貸付施設等貸付申請書

必要に応じ、下記の書類を添付すること。

（2）転貸借受団体（転貸借受団体が貸し付ける転貸借受団体を含む。）からの貸付施設等貸付申請書

2 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

3 借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件

（1）再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。

（2）再貸付料の納入方法は貸付申請書記載のとおりとする。

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書  
(〇〇〇リース)

借受団体の長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏名等

電話番号

印

この度、下記により(財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請施設等の内容  
借受者からの貸付申請書のとおり
  
- 2 借受団体と借受者又は転貸借受団体等との再貸付契約に当たっての条件  
(1) 再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。  
(2) 再貸付料の納入方法は、貸付申請書記載のとおりとする。
  
- 3 貸付申請施設等の検収を再委任する場合の相手方

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書  
(〇〇〇リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏名等  
電話番号

印

この度、下記により(財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1 経営リース      | 別紙様式1の様式1号の1(個人用)を準用 |
|              | 同 様式1号の2(法人、集団用)を準用  |
| 2 食肉リース      | 同 様式2号               |
| 3 生乳リース      | 同 様式3号               |
| 4 1/2補助付きリース | 同 様式1号の1(個人用)        |
|              | 同 様式1号の2(法人、集団用)     |

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

貸付申請者  
住 所  
氏 名

印

### 確 約 書

私は、補助付きリースに係る本件貸付を申請するに当たり、次のことを確約いたします。

- 1 本件貸付に伴い私に留保されることになる補助金に係る消費税等相当額については、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）第12の2の規定に基づき、2に掲げる要件に該当する場合を除き、機構に返還します。
- 2 貸付開始日が属する消費税等の課税期間において私が免税事業者であるか又は課税義務者であって簡易課税制度を選択している場合は、1の返還義務は負いませんが、その申立及び証明の義務は私にあり、機構が定める期限までに申立書及び必要な証明書を提出しなかった場合又は機構がその内容が適正でないと判断した場合は、1の返還義務は免除されないことを了解します。
- 3 貸付開始日が属する課税期間に係る消費税等の確定申告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等も含めて課税仕入控除の適用を申告します。仮に補助金に係る消費税等を課税仕入れ控除をしないで申告した場合は、所轄税務署に対し更正請求を行います。これらと異なる申告等を行った場合には、1の返還金相当額は、実質的に自己負担になることを了解します。
- 4 本件消費税等相当額の返還義務を怠った場合には、貸付契約の解除、補助金の返還等の措置を受けても異存ありません。

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

貸付申請者

住 所

氏 名

印

## 消費税等課税に関する申立書

私に関する消費税等の課税状況は、下記の通りです。

私は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還免除要件に該当するので、同要領第12の2の(2)の規定に基づき、別添証明書類を添えて申し立てます。

所属地区	契約書番号		連番		
No	機械名	貸付記号	購入価額（円）	うち補助金額(円)	貸付開始日
1					
2					
3					
4					
5					
合 計					

私は

- 1 免税事業者です。（1）基準期間における課税売上高が1,000万円以下です。（\*）  
（2）新規設立法人で設立時の資本金等の額が1,000万円以下です。（\*）
- 2 納税義務者です。（1）基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下で、簡易課税制度を選択しています。（\*）  
（2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下ですが、簡易課税制度を選択していません。  
（3）基準期間における課税売上高が5,000万円を超えています。  
（4）新規設立法人で設立時の資本金等の額が1,000万円超です。

1の(1)(2)、2の(1)～(4)のいずれかに○印を付けてください。

「基準期間」とは、課税期間の前々年のことです。

「新規設立法人」とは、設立後間がなく、基準期間（課税期間の前々年の事業年度）が存在しない法人のことです。

（注）

- 1 網掛けの項目を選択された方は、この申告書を提出する必要はありません。別添請求書に基づき、消費税等相当額の返還手続きをお取り下さい。
- 2 \*印を選択した場合は、この申告書（下記の証明書添付）が必要です。  
（1）1の(1)の場合；当該基準期間（平成25年の貸付の場合は平成23年）の所得税青色申告書（農業所得用）の1枚目の写しその他販売金額が分る税務申告書の写し（販売金額が分る部分に限る）

- (2) 1の(2)の場合；登記事項全部証明書
- (3) 2の(1)の場合；当該課税期間の消費税等確定申告書(簡易課税)の1枚目の写し。  
ただし、当該課税期間の消費税等確定申告書の提出期限が到来していない法人の場合は、次のとおり。
  - ア 当該課税期間の前の課税期間においても簡易課税の適用を受けていた場合
    - (ア) 消費税等確定申告書を提出した直近の課税期間の消費税等確定申告書(簡易課税)の1枚目の写し
    - (イ) 貸付開始日が属する事業年度の開始前に消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していないことの確認書(任意の用紙にその旨を記載して記名押印の上提出して下さい。)
  - イ 当該課税期間の前の課税期間において簡易課税の適用を受けておらず、当該事業年度から新たに簡易課税を適用することとしている場合は、消費税簡易課税制度選択届出書の写し

## 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 110 号 制定

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号。以下「要綱」という。)に基づき独立行政法人農畜産業振興機構(以下「振興機構」という。)の補助を受けて、畜産を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上及び飼料生産受託組織等の経営高度化のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援し、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の実施及び補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、畜産産業振興事業の実施について(平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号)及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

#### 1 畜産経営強化緊急支援事業

機構は、第 2 の 1 に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上、労働力の軽減及び飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置を機構からリース方式により導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

#### 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

機構は、第 2 の 2 に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置を機構からリース方式により導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

#### 3 効率的生産継続支援事業

機構は、第 2 の 1 及び 2 の借受者が 1 又は 2 の事業により電力供給を必要

とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置を機構からリース方式により一体的に導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

## 第2 機械装置の借受者

### 1 畜産経営強化緊急支援事業

#### (1) 畜産経営強化緊急支援事業の借受者

畜産経営強化緊急支援事業の借受者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人(以下「農協等」という。)及び次のアからウまでの要件のいずれかを満たす者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

ア 畜産業を営む者又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)若しくは農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。)であって、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者

イ 畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について(平成18年7月26日付け18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知)に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定(特認)基準において都道府県知事が特に認めた者

ウ ア又はイを含む2戸以上の農業者が構成する集団

#### (2) 環境と調和のとれた農業生産活動の実施及び配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

畜産高度化支援リース実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号。以下「高度化リース要領」という。)第1の2の(4)のイの(ウ)及び(エ)の規定は、畜産経営強化緊急支援事業による貸付に準用する。ただし、同(ウ)中「(ア)のbに掲げる者((d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。)」及び同(エ)中「(ア)のbに掲げる者」とあるのは、「借受者」と読み替えるものとする。

### 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業の借受者

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業の借受者は、農協等並びに次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす者であって、リース方式により機械装

置を導入する者とする。

(1) 次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター(飼料生産受託組織をいう。)、TMRセンター(完全混合飼料の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織(以下「コントラクター等」という。)であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

ウ 土地改良区

エ 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

オ 農事組合法人以外の農業生産法人

カ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)

キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

ク 農業(畜産業を含む。以下2において同じ。)を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

(ア) 農業を主たる事業として営んでいること。

(イ) 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

(ウ) 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占めること。

ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

(ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

(イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。

b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な

事項を明らかにしていること。

(ウ)エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

(2) 経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること。

ア 平成27年度までに経営の法人化を図ることが平成25年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの

イ 平成27年度までに飼料生産受託面積(国産粗飼料増産対策事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知)別表の1の(1)から(6)までに定める作業を受託する面積(自ら飼料を販売している組織にあつては飼料生産作業面積)をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。)を平成23年度又は平成21年度から平成23年度の3カ年の平均と比較して、北海道は概ね40ha、都府県は概ね20ha(中山間地域にあつては、北海道は概ね20ha、都府県は概ね10ha)以上拡大することが平成25年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する地域をいう。

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく特定農山村地域

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(カ) 沖縄県、奄美群島及び小笠原諸島の区域

ウ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同様以上の効果を有すると判断し、機構理事長及び振興機構理事長が適当と認めたもの

3 効率的生産継続支援事業の借受者

第 1 の 1 又は 2 の事業を実施する者は、この事業の借受者となることができる。

#### 4 貸付機械装置の再貸付

(1) 機械装置の貸付けを受けた農協等は、借受者に当該機械装置を再貸付けすることができる。

(2) 農協等が貸付機械装置を直接使用する場合は、借受者についての規定による。

### 第 3 貸付対象機械装置の範囲

1 貸付けの対象となる機械装置(以下「貸付対象機械装置」という。)の範囲は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

4 国又は振興機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

### 第 4 事業の実施

#### 1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 24 年度から平成 25 年度までとする。

#### 2 事業の実施方法

(1) この事業は、機構が実施するリース事業の一環としてその方式により実施する。

(2) 事業の実施方法に関し、この要領に定めのない事項については、畜産高度化支援リース事業のうちの 1/2 補助付きリースの例によるものとし、用語についても特に定める場合を除き、高度化リース要領の例による。ただし、「施設等」とあるのは、「機械装置」と読み替えるものとする。

#### 3 貸付申請

貸付申請書の様式は、別紙様式 1 及び 2 のとおりとする。

#### 4 貸付期間

貸付期間については、高度化リース要領第 2(2の(3)を除く。)の規定を準用する。ただし、貸付期間の延長に関する規定は、適用しない。

#### 5 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の譲渡

(1) 貸付対象機械装置の譲渡

貸付期間終了後の貸付対象機械装置の譲渡については、高度化リース要領第4の規定を準用する。

(2) 貸付期間終了後の適正使用義務

貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

6 貸付料

貸付料については、高度化リース要領第3のうち1/2補助付きリースに係る規定を準用する。

第5 補助の交付及び返還等

1 補助金の交付

(1) 機構による補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

(2) 借受者は、貸付機械装置の検収が終わったときは、速やかに畜産経営力向上緊急リース事業実績報告書(別紙様式3)を作成し、機構に提出するものとする。機構は、当該実績報告書を受領後、その内容を審査し、相当と認められる場合は、貸付決定に基づく額を限度として、借受者に補助金相当額を交付する。その場合、機構は、当該金額を機構が借受者に代わって販売業者等に支払う支払対価の一部に充当する方法により交付するものとし、借受者はこれを了承するものとする。

(3) 前項の実績報告書は、借受団体又は受託団体ごとに、とりまとめ表を添付して提出するものとする。

2 補助金の返還等

(1) 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならず、これらの違反行為が判明した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

ア 要綱又は要領に定める規定(第6の規定により準用される高度化リース要領の規定を含む。)に違反した行為を行うこと。

イ この事業の目的以外の用途に使用すること。

ウ 第三者に転貸し、又は譲渡すること。

エ 質権その他名目のいかんに関わらず担保の目的に供すること。

(2) 貸付契約違反等による返還

機構は、借受者が貸付対象機械装置の貸付期間中において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者に対して補助金の全部又は一部の返還を

命じることができるものとする。

ア 貸付契約(再貸付契約及び再々貸付契約を含む。以下(2)において同じ。)を解約又は解除したとき

イ 借受者が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ 貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき

## 第6 高度化リース要領の準用

高度化リース要領第2(2の(3)を除く。)、第3から第8まで、第9(3の(5)のただし書並びに5のただし書及び各号列記の部分を除く。)及び第10から第16までの規定(これらの規定に基づく細則を含む。)は、この要領に基づく貸付に準用する。ただし、第3の4、第9の3の(2)、(5)本文及び(6)中「1/2補助付きリース」とあるのは、「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と、第9の5中「次の事項に関する意見」及び「1/2補助付きリース」とあるのは、それぞれ「意見」及び「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と、第13の5中「1/2補助付きリース」とあるのは、「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と読み替えるものとする。

附 則(平成25年3月25日24農畜機第5234号承認)

### 1 施行期日

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

### 2 畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正

畜産高度化支援リース実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号)の一部を次のように改正する。

第1の1の(1)のエ及び同2の(4)のイの(イ)中「たい肥調整・保管施設リース事業」を「堆肥保管施設リース事業」に改める。

第6の1中「生乳リースを除く。」を「生乳リースにあっては、車両を借受ける者に限る。」に改める。

第7の3の(4)中「賃借権の譲渡等、」を削る。

第8の4を次のように改める。

### 4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被

災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

第 12 を次のように改める。

## 第 12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

### 1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年(年度)の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

### 2 消費税等相当額の返還の手続

- (1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申立書(別紙様式の 4)の用紙を送付する。
- (2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申立書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。
- (3) 機構は、借受者から(2)の申立書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第 1 回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払を請求する。
- (4) 返還金の納入は、第 3 の 6 の規定を準用する。
- (5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

第 13 の 1 を次のように改める。

- 1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。

「様式 1 号の 1」の 3 の(4)、「様式 1 の 2」の 3 の(4)、「様式 2 号」の 3 の(4)及び「様式 3 号」の 3 の(3)中「畜産高度化支援リース事業」を「機構のリース事業」に改める。

附則に次のように加える。

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日(以下「承認日」という。)から施行し、次の各号に定める日又は申請から適用する。

#### (1) 第 1 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

#### (2) 第 12 の 2 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認日の前日以前である場合は、なお従前の例による。

(3)前各号に掲げる改正以外の改正規定  
承認日から適用する。

別表1

## 貸付対象貸付機械装置及び貸付期間

## 1 畜産経営強化緊急支援事業

## (1) 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 (年)
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置	7
乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳ロボット	7
省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置	7
畜産物の付加価値向上に 資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置	7
	食肉加工機械、乳製品加工機械	9

## (2) 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バッチカルミキサー、ベールフィーダー	7
酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置	7
鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機	7

## (3) 飼料自給率向上に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー	7
覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ	7

たい肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式たい肥攪拌機	7
たい肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャストダ、マニュアルワゴン、マニュアルスプレッダー、マニュアルローダ、スカベンジャー、コンポキャスト、自走式マニュアルスプレッダー、ハイδροマニュアルスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン(散布可能なものに限る)、バキュームカー(散布可能なものに限る)、スラリータンカー(散布可能なものに限る)	7
飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレージハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクロップ収穫機、ローダバケット、フォーレージワゴン、ピックアップワゴン	7
飼料調整機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレージカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレージカッター、サイレージグラブ	7
エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの)	7
飼料米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機、飼料タンク	7
リキッドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽	7
エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機、パイプライン ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機(TMRセンター)、パイプライン	7

(4) 効率的な畜産物生産に資する機械装置

内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
大型送風機械装置	7
大型温風機械装置	7

(5) 都道府県知事が特に必要と認める機械

内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
(1)から(4)の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械であって、理事長が適当と認めたもの(特認機械装置)	別途定める。

注1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

## 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

### (1) 飼料播種機械装置

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。		7
追播種機			7
とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る。		7
飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。		7
簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新(除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等)に係る作業に要する機械		7

### (2) 収穫・調製用機械装置

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
モアコンディショナー ハイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル(肉用牛は1.6メートル)以上のものに限る。	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。	7
フォーレイジハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。	乗用トラクター用又は自走式のものに限る。	7
とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る。		7
テッター、レーキ テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。	7
ロールベラー	ピックアップ幅1.2メートル	ピックアップ幅1.0メートル	7

	以上のロール型、細断型 ロールベラー、稲発酵 粗飼料用ロールベラー 又は汎用型飼料収穫機に 限る。	以上のロール型、細断型 ロールベラー、稲発酵 粗飼料用ロールベラー 又は汎用型飼料収穫機に 限る。	
梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。		7
梱包格納用機械			7
サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着 する飼料作物積込アタッチメントに限る。		7
飼料攪拌機 飼料粉碎機			7
稲わら収集機 アンモニア処理機			7

(3)その他

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
家畜糞尿土壌還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機		7
作業管理システム機器			7

注1 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。

- 2 本表の運搬等の機械には、汎用性のあるトラック等は含まないものとする。
- 3 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に必要と認める機械であって、理事長が適当と認めたもの(特認機械装置)についても貸付対象とする。
- 4 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。
- 5 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

### 3 効率的生産継続支援事業

#### 効率的生産の継続に資する機械装置

対象機械装置	貸付期間 年
自家発電機、配電盤	7

注1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

別表2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	機械装置の取得に必要な経費	3分の1以内
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	機械装置の取得に必要な経費	2分の1以内
3 効率的生産継続支援事業	機械装置の取得に必要な経費	2分の1以内

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( " )

印

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請書

この度、下記により機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金 円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付機械装置の支払対価の一部として支払うようお願いします。

また、貸付申請に当たり、下記5の事項については、これを誓約します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式1の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

#### 4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

#### 5 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領(実施要領により準用される畜産高度化支援リース事業実施要領の規定を含む。)、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 機械装置を借受けるに当たり、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する機構手続を機構に委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続については、すべて受託団体を通じて行います。

#### 6 添付書面

- (1) 見積書、カタログ等
- (2) 見積合わせ結果表
- (3) 法人の場合は、履歴事項全部証明書
- (4) 認定農業者又は知事特認の認定書面
- (5) 共同利用の貸付機械装置にあつては、共同利用契約書等
- (6) 繰越欠損金がある場合は、申請者の直近3年の決算書(所得税青色申告決算書、損益計算書、貸借対照表、収入金額内訳等を含む付属資料)
- (7) 畜産経営力向上緊急支援リース事業貸付申請に係る審査表
- (8) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (9) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- (10) 農業環境規範に基づく点検シート
- (11) 配合飼料価格安定制度に係る該当年度分の数量契約
- (12) 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

注1 貸付申請書の記載は、次に掲げる様式とする。

畜産経営強化緊急支援リース(及び効率的生産継続支援リース)

個人の場合は、様式1号1(個人用)

法人等の場合は、様式1号2(法人、集団用)

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援リース(及び効率的生産継続支援リース)

様式2号(法人、集団用)

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業(個人用)

1 貸付申請者の状況等

氏名・年齢		( 歳)		
後継者の有無		有(申請者との関係 )、 無		
経営継続の確認				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時現在(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)
	草地等の面積	草地	ha、畑	ha、田 ha
項目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)
直近の経営状況	収入金額①			
	経費②			
	差引金額③=①-②			
	繰戻額等④			
	繰入額等⑤			
	青色申告控除額⑥			
	所得額⑦=③+④-⑤			
赤字の繰越額				

- 注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経営を継続する旨を記述すること。
- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
- 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未經産牛など)。また、預託の場合は、( )書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 直近の経営状況については、申請者の所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)、所得税青色申告決算書(損益計算書、貸借対照表、収入金額内訳書等を含む。)を添付のこと。(確定申告等の内容が正確に把握できる資料があれば、それらの資料でも可)
- 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

## 2 貸付申請機械装置

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

注 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生产継続支援事業

事業名	No	借受者要件 (※)	導入目的		知事 特認	機械装置								貸付料 納入方法 (※)	貸付期間 法定 耐用年数	貸付期間短縮の理由					
			事業区分 (※)	手法・手段 (※)		機械装置の概要				機械装置価格、補助金等(円)											
						機械装置名	型式	メーカー	販売業者	数量	選定理由	設置場所	機械価格 A				消費税 B	計 (A+B)	補助率	補助金額	
畜産経営強化緊急支援事業	1																				
	2																				
	3																				
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-		
効率的生产継続支援事業	1																				
	2																				
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	

注1 記入項目のうち、※印の付いている項目は、プルダウンメニューのため、該当するものを選択して下さい。

注2 選定理由については、導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

注3 申請する機械装置が知事特認による場合は○印を記入し、選定理由の欄に導入の必要性や効果等について具体的に記入して下さい。

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名					
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月			
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)			
資本金(出資金)及び構成内訳		総額 千円			
		出資者名	金額 千円	出資者名	金額 千円
		出資者名	金額 千円	出資者名	金額 千円
農業経営	家畜家さん等の種類	申請時現在(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)	
	草地等の面積	草地 ha、畑 ha、田 ha			
項 目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)	
直近の経営状況	売上高①				
	売上原価②				
	販売費及び一般管理費③				
	営業損益④=①-②-③				
	営業外損益⑤				
	経常利益⑥=④+⑤				
	特別利益及び損失⑦				
	法人税等⑧				
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧				
繰越損益					

注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。

2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。

3 家畜家さん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、( )書きで内数の頭数を記入すること。

4 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること

5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること

## 2 貸付申請機械装置

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

注1 様式は、様式1号1の2の別添様式に準ずる。

2 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業  
(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名									
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月							
労働力(受託作業関係)		人(うちオペレーター 人)							
資本金(出資金)及び構成内訳		総額 千円							
		出資者名		金額 千円		出資者名		金額 千円	
		出資者名		金額 千円		出資者名		金額 千円	
借受者要件	(1)経営の法人化	実施予定年度：平成 年度							
		法人化により期待される効果：							
	(2)飼料生産受託面積 ・飼料生産作業面積	21年度 (A)	22年度 (B)	23年度 (C)	3年間 平均(D)	○年度 計画(E)	拡大面積 (E-C 又は D)		
	受託面積	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	生産面積(販売用)	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	合計	( )	( )	( )	( )	( )			
項 目		○年度(千円)		○年度(千円)		○年度(千円)			
直近の経営状況	売上高①								
	売上原価②								
	販売費及び一般管理費③								
	営業損益④=①-②-③								
	営業外損益⑤								
	経常利益⑥=④+⑤								
	特別利益及び損失⑦								
	法人税等⑧								
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧								
繰越損益									

- 注1 借受者の要件については、(1)及び(2)のいずれか該当する方に記入すること。  
 2 借受者の要件の(2)に記入する場合は、次の注意点に留意して記入すること。  
 ① とうもろこしの二期作や作付けの組み合わせにより、作付け及び収穫をそれぞれ2回行う場合は、延面積(延作付面積)を記入すること。  
 ② 受託面積及び生産面積のいずれの面積についても、明細を添付すること。

- ③ 年度計画は、27年度までの年度で記入すること。
  - ④ 中山間地域の面積は、( )内に内数として記入すること。
  - 3 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること
  - 4 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること
- 2 貸付申請機械装置
- 別添「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり。

注 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。



財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

受託団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

印

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( " )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請及びとりまとめ表の進達について

この度、別添のとおり平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請兼補助金交付申請書の提出があったので、下記のとおりとりまとめ表を添付して進達します。

記

- 1 申請書  
同封のとおり( 件)
- 2 とりまとめ表  
別添のとおり
- 3 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表

借受団体名( )

事業名	No	返済借受団体名	借受者名	借受者要件 (※)	事業区分 (※)	導入目的 手法・手段 (※)	知事 特 認	機械装置				機械装置価格、補助金等(円)			実行 期間 年 数	貸付期間 の 延び	貸付方法 (※)	
								現行の機械装置の概要 (機械装置名、数量等)	機械装置名	型式	メーカー	販売業者	数量	選定理由				設置場所
畜産経営強化緊急支援事業	1													0	1/3 以内			
	2													0	1/3 以内			
	3													0	1/3 以内			
				借受者計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-
	1													0	1/3 以内			
	2													0	1/3 以内			
効率的生産継続支援事業	1													0	1/3 以内			
	2													0	1/3 以内			
	3													0	1/3 以内			
				借受者計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-
				転貸借受団体計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-
	1													0	1/2 以内			
2													0	1/2 以内				
			借受者計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	
1													0	1/2 以内				
2													0	1/2 以内				
			借受者計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	
			転貸借受団体計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	
		合計		-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	

注1 記入項目のうち、※印の付いている項目は、プルダウンメニューのため、該当するものを選択して下さい。

注2 選定理由については、導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

注3 申請する機械装置が知事特認による場合は○印を記入し、選定理由の欄に導入の必要性や効果等について具体的に記入して下さい。



財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( " )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請書

この度、下記により貸付機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付施設等の支払対価の一部として支払うようお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業取りまとめ表」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付資料

対象となる事業ごとに、別紙様式1(2)の別添「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」を準用して作成した表を添付すること。

6 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

別紙様式2(2)(間接リース)

番 号  
平成 年 月 日

借受団体又は転貸借受団体の代表者あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請書

この度、下記により機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付施設等の支払対価の一部として支払うようお願いいたします。

また、貸付申請に当たり、下記5の事項については、これを誓約します。

記

別紙様式1の記以下の様式を準用する。

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

印

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

## 4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1) 畜産経営強化緊急支援 事業				
(2) 飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事 業				
合 計				

## 5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等  
電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急支援事業				
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事業				
合 計				

## 4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1) 畜産経営強化緊急支援 事業				
(2) 飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事 業				
合 計				

## 5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

番 号  
平成 年 月 日

借受団体又は転貸借受団体の代表者あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

印

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( " )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

## 4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1) 畜産経営強化緊急支援 事業				
(2) 飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事 業				
合 計				

## 5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

## 機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

平成23年3月31日23環機第219号改制定

平成25年3月25日25環機第138号一部改正

### 趣旨

昨今の当機構がリースした借受者において、離農、倒産等の経営破綻を起し、解約等に至る事態が、保証保険制度が導入された平成10年代前半に比べ増加している。

こうしたことは、借受者が負担する保証保険料率の引き上げにもつながりかねず、安定した経営にも影響が及ぶことが懸念される。

このため、当機構は、リース事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、借受者への貸付施設等の貸付に当たっては、次により貸付申請の審査等を行うこととする。

### 記

1 当機構は、借受者の経営状況等が、次のいずれかに該当する場合は、貸付を行わないものとする。

- (1) 借受者の家畜の生産性等が、特別な飼養管理・品種等である場合を除き、別紙1に定める標準的な指標を下回っている場合
- (2) 直近の決算において、長期借入金、繰越又は累積欠損額等の状況から貸付料等の返済に支障を来すと判断される場合
- (3) 現在、当機構のリース料等を滞納しているか又は過去に保証保険の適用を受けたことがある場合
- (4) 当機構の補助付きリース事業において、機構が調査する「消費税納税についての調査票」に回答がない場合、又は、機構が請求する補助金に係る消費税等相当額の保留金を返還していない場合
- (5) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな場合
- (6) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される場合

なお、(2)については、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」により判断する。また、食肉リース及び生乳リースは、(1)を適用しない。

2 1件当たりの貸付申請額(補助金抜き、消費税込み。当機構への申請時の貸付残高(基本貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額)を含む。)が3千万円以上の場合、通常添付する書面に加え、次の書面を貸付申請書に添付する。

- (1) 3千万円から1億円未満の場合(食肉リース事業にあつては1千万から3千万円)  
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)
- (2) 1億円以上の場合(食肉リース事業にあつては3千万円)  
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)及び事業計画書(別紙4)

### 3 現地確認等の実施

- (1) 機構は、3千万円(食肉リース事業にあつては1千万円)以上の貸付施設等の貸付に当たっては、事前にヒアリングを行うとともに、現地調査を行うことができるものとする。
- (2) 当機構は、リース事業の健全かつ円滑な運営を確保するため、借受者の経営状況等を勘案し、貸付に当たり連帯保証措置を求めることができるものとする。
- (3) 機構は、貸付申請に記載された計画について、貸付後、当機構職員を派遣し、計画達成のための助言等の現地指導を借受者に行うことができるものとする。

### 4 その他

当機構の審査において、必要な場合は上記以外の資料の提出を求めることがある。

### 附則

- 1 平成23年4月1日から施行する。
- 2 「畜産環境整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及び「食肉販売等合理化施設整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成12年3月24日環機第261号)は、廃止する。

### 附 則

この規程の変更は、平成25年3月25日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

## 貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標

経営形態	貸付できない申請者
酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の乳量が4.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者 借入金の収入(売上高等)に対する割合が、100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7トン(ホルスタイン種)を下回っている者 貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
養豚 繁殖(一貫)	母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が15頭を下回っている者 借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が17頭を下回っている者 貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が19頭を下回っている者
養豚 (肥育)	出荷豚1頭当たりの飼料要求率が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間出荷豚1頭当たりの飼料要求率が4.0を上回っている者 借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.6を上回っている者
肉用 肥牛(一貫) 繁殖(一貫)	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.3を上回っている者 繁殖牛の分娩間隔又は肥育牛の1日平均増体量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が16月(488日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.50kgを下回っている者 借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が14月(424日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.55kgを下回っている者 貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が13.5月(412日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.60kgを下回っている者 飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.5を上回っている者
卵鶏	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)2.3を上回っている者 貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.2を上回っている者 飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.3を上回っている者
肉鶏	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.1を上回っている者 貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が1.9を上回っている者

## 長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名:

2 借受者名:

(単位:千円)

借入先	○年度末残高	資金名	借入金等の使途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還			
						○年度	○年度	○年度	○年度
長期借入金等					～				
					～				
					～				
					～				
長期借入金等の計①	0					0	0	0	0
繰越欠損額②									
当機構の既貸付の貸付残高③									
上記リース債権の残額④						0	0	0	0
小計⑤=①+②+③	0					0	0	0	0
今回貸付申請額⑥									
上記リース債権の残高⑦						0	0	0	0
債務の合計⑧=⑤+⑥	0					0	0	0	0
上記債務の償還財源									
計	0					0	0	0	0

## 「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

### 1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が 1 年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5 年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

### 2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近 3 年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源(例: 引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んで構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

### 3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

## 経営状況報告書

氏名(法人名)  
 (法人の代表者氏名)  
 住所  
 電話番号  
 (法人の担当者所属氏名)

## 1 経営概要

(1)事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2)法人の資本金(出資金)等

資本金の額 (千円)	資本構成内訳		備考
	株主名等	金額(千円)	

(3)従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人  
 イ 雇用従業員 人  
 ウ 計(ア+イ) 人

## 2 経営成績(最近過去3年の実績)

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			
借入金残高 (1)短期借入金 (2)長期借入金			

注1)主要項目についてはコメントしてください。

2)法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

3)上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が收受したことが判る申告書)を添付してください。

4)繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。

5)「販売額」は、業種により「〇〇収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1 業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2 税引後当期損益			
3 繰越損益			

4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画

(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)

5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

平成 年 月 日作成

## 事業計画書

氏名(法人名)  
(法人の代表者氏名)

## 1. 損益状況表

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高					
	その他収益					
	小計①					
費用の部	素畜費					
	飼料費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	減価償却費					
	その他費用					
	小計②					
当期損(▲)益 ③(①±②)						

前期繰越損(▲)益④						
当期損(▲)益⑤						
次期繰越損(▲)益 ⑥(④±⑤)						

※1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入し、経営リースでは農業関係収入、食肉リースでは食肉関連を記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。

※2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。

※3 ③と⑤の「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。

※4 表中の▲は、損失額を指す。

## 2. 中期資金計画

項 目	実 績		見 込			合 計
	年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金①	千円	千円	千円	千円	千円	千円
収 入 の 部	売上金					
	その他収入金					
	借入金受入(イ)					
	小 計 ②					
支 出 の 部	飼料購入費					
	素畜購入費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	借入金返済(ウ)					
	その他支出					
	小 計 ③					
次期繰越金 ④(①+②-③)						

### 借入金残高

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期未借入金残高 (ア+イ-ウ)						

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。

## 家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領

平成23年3月9日23環機第155号制定

### 第1 目的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月22日付け環機第448号。以下「実施要領」という。)第3の1ただし書(同第4の3において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、貸付前後の家畜伝染病又は激甚な災害等により借受者等が深刻な影響を受けた場合において、貸付料等の徴収の繰延(以下「貸付料等の繰延」という。)を行う場合の手続、内容等について定める。

### 第2 適用

1 この要領を適用する家畜伝染病及び激甚な災害等は、次に掲げる家畜伝染病又は激甚な災害等であって、その被害が著しく甚大かつ広範囲で借受者の経営維持に重大な支障があるものとし、機構がそのつど定める。

(1) 家畜伝染病

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に掲げる伝染性疾病

(2) 災害等

次のいずれかに掲げる災害等

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条の規定に基づき激甚災害として指定された災害(同法第5条から第8条までの措置を適用すべきものに限る。)

イ アと同等の災害で、激甚災害に指定される可能性が高いと認められるもの

2 この要領による貸付料等の繰延の対象とするリースの種類は、1の災害等ごとに機構がそのつど定める。

### 第3 用語

1 この要領で使用する用語は、次の(1)から(10)まで及び特に別に定めるもののほかは、実施要領の例による。

(1) 貸付料等 実施要領第3の貸付料及び同第4の譲渡代金をいう。

(2) 貸付料等の繰延 (9)の基準日以降に納入期限が到来する貸付料等の納入期限をそれぞれ一定期間ずつ遅らせることをいう。

(3) 繰延期間 貸付施設等ごとに貸付料等の繰延を行う期間であって、(5)に規定する原貸付契約による貸付料等の納入期限のうち(9)の基準日以降に最初に到来するものから1年間をいう。

(4) 適用区域 (7)の家畜伝染病関連区域及び(8)の激甚災害等関連区域をいう。

(5) 原貸付契約 貸付料等の繰延が適用された場合における当該繰延が適用される前の貸付契約をいう。

(6) 本来の納入期限 繰延の適用を受け、又は受けようとする貸付料等に係る繰延の適用を受ける前の納入期限をいう。

(7) 家畜伝染病関連区域 家畜伝染病予防法第2条第1項に掲げる伝染性疾病に関し

同法第32条第1項の規定に基づき都道府県知事が一定種類の家畜(以下「指定家畜」という。)等の移動を禁止する区域(以下「移動禁止区域」という。)として指定した区域をいう。

(8) 激甚災害等関連区域 次に掲げる区域をいう。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条の規定に基づき激甚災害として指定された災害であって同法第5条から第8条までの措置を適用すべきものとされた区域(当該災害を激甚災害に指定する政令において区域の指定がある場合には、その区域に限る。)

イ 第2の(2)のイの災害等について、機構が都道府県畜産主務課長(以下「畜産主務課長」という。)の依頼に基づき指定する区域

(9) 基準日 貸付料等の繰延の適用の対象となる者及び貸付料等を決定する基準となる日で、家畜伝染病関連区域及び激甚災害等関連区域ごとに次に掲げる日をいう。

ア 家畜伝染病関連区域にあつては、移動禁止区域が指定された日又は既に移動禁止区域の指定を受けている区域において再び同じ伝染性疾病が発生した場合はその日

イ 激甚災害等関連区域にあつては、当該災害によって当該借受者が被害を受けた日

(10) 借受団体等 直接リースの場合の受託団体及び再受託団体並びに間接リースの場合の借受団体及び転貸借受団体をいう。

2 この要領において機構が行う決定、承認、通知等の時点に言及する場合は、機構が発する文書の日付を基準とする。

3 この要領において機構に対する申請期限等に言及する場合は、直接リース及び間接リースの別を問わず、機構に申請書等が到達すべき期限をいう。

#### 第4 貸付料等の繰延の対象者

1 貸付料等の繰延の対象者は、次に掲げる条件のすべてに該当する借受者であつて、畜産主務課長が必要と認める者とする。

(1) 適用区域内で基準日において指定家畜に係る養畜の業務又は食肉の加工・販売等の業務を営み、貸付施設等を借り受けている借受者であつて、基準日から1年内に貸付料等の納入期限が到来する者であること。

(2) 家畜伝染病又は激甚災害等の直接又は間接の影響により畜産経営又は食肉の加工・販売等の業務に大きな被害を受け、機構に対する貸付料等の納入が一時的に困難になり、又は困難になるおそれがあること。

(3) 当該畜産経営の業務又は食肉の加工・販売等の業務の継続又は再開の意思があること及び当該貸付施設等を引き続き借り受けて使用する意思があること。

(4) 家畜伝染病関連地区においては、家畜伝染病予防法に基づく義務を履行していること。

(5) 実施要領第12の規定に基づく消費税等相当額の返還義務(貸付料等の繰延の対象となる貸付料等に係る貸付以外の貸付施設等に係るものを含む。以下同じ。)がある者にあつては、当該返還を行っていること。

(6) 災害等により貸付施設等が損傷又は損壊(以下「損傷等」という。)している場合は、実施要領第8の4の適用がある場合を除き、実施要領第8の1の規定に基づき借受者において既に修理を行ったか、又は修理を行うことを約すること。

- 2 1の規定にかかわらず、基準日以降において借受者の変更を行った場合は、包括承継の場合又は同一世帯に属する後継者への変更の場合を除き、貸付料等の繰延の対象としないものとする。

#### 第5 貸付料等の繰延の対象となる貸付料等

- 1 繰延の対象となる貸付料等は、次の条件に該当する未納の貸付料等とする。
  - ア 貸付料について年1回払いを選択している場合は、基準日から1年内に納入期限が到来する貸付料等とする。
  - イ 貸付料について年4回払いを選択している場合は、基準日以降最初に到来する貸付料等の納入期限から1年内に納入期限が到来する貸付料等を一括して対象とする。
- 2 災害等に伴い貸付施設等が損傷等した場合で実施要領第8の4の適用がある場合には、当該損傷等の時点までの貸付料のみを繰延の対象とする。この場合の納期は、実施要領第8の4に定めるとおりとし、その日をこの要領に定める本来の貸付料等の納入期限としてこの要領を適用する。
- 3 同一の貸付料等について2以上の基準日がある場合は、より遅い方の基準日を適用する。
- 4 既に実施要領第3の1ただし書の措置が適用されている貸付料等については、当該措置の期限が満了した時点において更に繰延の要件を満たしている場合に限り、この要領による繰延の対象とすることができる。
- 5 次に掲げるものは、この要領に基づく繰延の対象とはならない。
  - ア 基準日において既に滞納となっている貸付料等及び遅延損害金
  - イ 実施要領第6に規定する損害保険及び保証保険の保険料
  - ウ 実施要領第12に規定する消費税等相当額の返還債務
  - エ 貸付契約の解約に伴う解約清算金
  - オ 実施要領違反、貸付契約違反等に伴う損害賠償金

#### 第6 貸付料等の繰延の効果等

- 1 繰延期間は、原貸付契約による貸付料等の納入期限のうち基準日以降に最初に到来するものから1年間とし、繰延の適用を受けた貸付料等を繰延後の納入期限の前に任意に納入した場合であっても変更されないものとする。
- 2 貸付料等の繰延を行った場合は、貸付料等については、繰延期間を据置期間として、以降、納入期限を1年ずつ繰り下げる。原貸付契約の貸付期間の終了後に繰り下げられた1年間については、実施要領(第2の規定を除く。)及び関連する細則並びに貸付契約の適用に関しては、第10に規定する場合を除き貸付期間とみなして取り扱う。原貸付契約の貸付期間が20年の貸付施設等及び補助付きリースに係る貸付施設等についても同様とする。
- 3 繰延期間については、附加貸付料を免除する。
- 4 貸付料等の繰延の承認を行った場合は、機構は、貸付契約書が1から3までの内容に沿って変更されたものとして取り扱う。

#### 第7 保険の取扱い

- 1 保険の加入義務

- (1) 貸付料等の繰延を受けようとする借受者は、繰延期間についても実施要領第6の規定に基づき損害保険及び保証保険に加入し、保険料を負担しなければならない。
- (2) 損害保険のうち畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月29日付け20環機第838号。以下「損害保険要領」という。)第2の(1)及び(2)により借受者が個々に加入することとされている火災保険及び車両保険については、借受者は、自らが契約している保険会社との間において(1)の要件を満たすために必要な措置をとらなければならない。損害保険要領第2の(3)の動産総合保険については、機構が一括して延長の措置をとることとし、借受者は、そのための追加保険料を負担しなければならない。
- (3) 保証保険については、貸付料等の繰延の承認の申請をもって、機構に対し畜産環境整備機構保証保険要領(直接リース)(平成21年3月30日21環機第241号)及び畜産環境整備機構保証保険要領(間接リース)(平成21年3月10日21環機第241号)(以下「保証保険要領」と総称する。)第3の2の規定による保険会社への保険契約の変更の申込みの委任をしたものとみなす。

## 2 保険料の額及び納入期限

- (1) 貸付料等の繰延を行った場合の保険料は、次のとおりとする。
  - ア 損害保険のうち動産総合保険の保険料は、次の区分によりそれぞれに掲げるとおりとする。
    - (ア) 既に原貸付契約に基づく保険料を支払っている場合は、原貸付契約の契約期間より1年長い契約期間に係る損害保険要領別表2(契約期間別残価率)の最終年の残価率(原貸付契約の契約期間が20年の場合には、契約期間が20年の最終年の残価率)により計算した額を追加徴収する。
    - (イ) (ア)以外の場合は、原貸付契約に係る保険料と(ア)により計算した額を合算した額を徴収する。
  - イ 保証保険の保険料は、次の区分によりそれぞれに掲げるとおりとする。
    - (ア) 貸付料が年1回払いの場合は、保証保険要領第3の4の3)により計算した額を当該保険対象期間の保険料として徴収する。
    - (イ) 貸付料が年4回払いの場合は、保証保険要領第3の4の4)により計算した4回分の保険対象期間の保険料を一括して徴収する。
    - (ウ) (ア)及び(イ)における保証保険要領の適用に当たっては、保証保険要領第3の4の3)中「附加貸付料」とあるのは、「附加貸付料(繰延期間に係るものを除く。)」と読み替えるものとする。
- (2) 損害保険及び保証保険の保険料の納入期限は、貸付料等の繰延の承認があった月の翌月の末日とする。

## 3 保険事故発生の場合の措置

- (1) 損害保険に係る保険事故が発生した場合は、実施要領第8の規定によるものとし、そのまま貸付が継続されるときは、貸付料等の繰延は、引き続き適用する。
- (2) 保証保険に係る保険事故が発生した場合は、当該借受者は、貸付料等の繰延の適用による期限の利益を失うものとする。

## 第8 貸付料等の繰延の手続

- 1 著しく激甚な災害が発生した場合の貸付料等の徴収を実施する区域の指定等

- (1) 機構が第2の(2)の規定に基づき同イの災害等の指定をしたときは、畜産主務課長は、被害規模や従来指定例等から判断して激甚災害区域となる可能性が高い地域について、繰延を適用することを機構に依頼することができる(別紙様式1)。
- (2) 機構は、その依頼内容が適切と認められた場合は、繰延を適用する区域を指定するものとする。

## 2 繰延の申請

- (1) 激甚災害の指定、1の(2)の指定又は家畜伝染病予防法に基づく移動禁止区域の指定があった場合は、その区域内において貸付施設等を借り受けている借受者で貸付料等の繰延を受ける要件を満たす者は、当該貸付料等の納入期限(これらの区域指定の日の属する月の末日を納入期限とする貸付料等については、その翌月の末日)までに貸付料等徴収繰延申請書(別紙様式2)を借受団体等及び畜産主務課長を経由して機構に提出することができる。
- (2) 貸付料等の繰延の申請は、繰延を申請しようとする貸付料等の本来の納入期限の日の属する月の1日からすることができる。
- (3) (1)の申請書には、畜産主務課長の意見書を添付しなければならない。
- (4) 貸付施設等が激甚災害等に伴い損傷等している場合は、次の書類を添付しなければならない。なお、アの書類については、申請書の提出期限に提出できないときは、繰延の承認を受ける日の前日までに補完することを条件に申請書を提出することができる。
  - ア 市町村長が発行する罹災証明書(当該貸付施設等の罹災状況が証明されているもの)
  - イ 畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月20日環機第838号)第4の1に基づく報告書(動産総合保険の対象となっている貸付施設等が損傷等した場合は必ず提出すること。既に提出している場合は不要)
- (5) 借受団体等は、申請書を機構に進達しようとするときは、当該申請者が貸付料等の繰延の申請の要件を満たしていることを確認し、進達文書にその旨を記載するものとする。
- (6) 繰延の申請をした者は、申請に係る貸付施設等が当該激甚災害等に伴い損傷等している場合において機構が必要と認めた場合には、機構が損害保険要領に基づき行う損害保険金の請求手続に協力しなければならない。

## 3 貸付料等の繰延の承認等

- (1) 機構は、貸付料等の繰延の承認の決定を行った場合は、借受団体等を経由して申請者に通知するとともに、畜産主務課長にその写しを送付するものとする。
- (2) 貸付料等の繰延の申請をした場合は、前号の決定がなされる前に納入期限が到来した場合であっても、当該繰延の可否の決定があるまでの間は、貸付料等の徴収は行わない。
- (3) 貸付料等の繰延は、繰延の条件に適合しない場合のほか、繰延の可否を決定する時点において第9の1のアからキまでに掲げる事由に該当する場合は、承認しない。
- (4) 貸付料等の繰延の申請の取下げがあった場合又は承認しない旨の決定がなされた場合は、当該申請に係る貸付料等については、その取下げ又は承認しない旨の決定があった翌月の末日を新たな納入期限とする。この間の延滞料は徴収しない。

- (5) 間接リースに係る貸付施設等について貸付料等の繰延を承認した場合には、機構は、当該貸付施設等に係る借受団体に対し当該貸付料等の繰延を適用する。この場合、借受団体は、当該貸付料等の繰延の内容に沿って、借受者に対する貸付料等の繰延を行うために必要な措置をとらなければならない。

## 第9 貸付料等の繰延の取消等

### 1 貸付料等の繰延の取消

貸付料等の繰延の適用を受けている者が、次のアからキまでの一に該当することになったときは、機構は、当該繰延を取り消すことができる。この場合、当該取消を受けた者は、繰延による期限の利益を失い、その取消があった日の属する月の翌月の末日までに、当該繰延を受けている貸付料等及び本来の納入期限から納入の日までの遅延損害金を納入しなければならない。ただし、真にやむを得ない事情があると認められる場合には、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

ア 貸付施設等に係る経営を廃止し、再開の見込みがないとき。

イ 貸付契約の解除の申し出、機構がこれを承認したとき。

ウ 損害保険及び保証保険に加入せず、又は保険料を期日まで納入しないとき。

エ 貸付施設等が損傷等している場合において、修理義務を怠ったとき。

オ 機構が損害保険要領に基づき行う損害保険金の請求手続に協力しないとき。

カ 貸付施設等の管理義務に違反したとき。

キ その他貸付又は繰延の条件に違反したとき。

### 2 借受者の変更の場合の特則

貸付料等の繰延を受けている者が、当該繰延期間内に当該貸付施設等に係る借受者の変更を申請し、機構が承認した場合は、包括承継の場合又は同一世帯に属する後継者への変更の場合を除き貸付料等の繰延を取り消す。この場合には、機構が当該借受者の変更の承認の予定日として事前に通知する日の前日までに、繰延を受けている貸付料等を納入しなければならない。

## 第10 補助付きリースの場合の精算額の計算の特例

補助付きリースに係る貸付施設等で貸付料等の繰延の適用を受けたものについて、繰延期間中又は繰延期間終了後に実施要領第13の2及び3の機構が提示する条件を適用することとなる場合並びに同第13の5の精算額を計算することとなる場合の機構が定める条件等通知の適用については、当該繰延を受けた期間は、貸付契約の全期間にも利用月数にも算入しない。

## 第11 雑則

### 1 貸付料等の繰延期間中の貸付施設等の管理義務等

借受者は、貸付料等の繰延期間中貸付施設等を使用しない場合においても、貸付施設等を適切に管理し、常に、再び使用することとなったときに支障がないようにしておかななければならない。

### 2 報告等

借受団体等は、貸付料等の繰延の適用を受けた借受者について常にその状況を把握し、当該貸付施設等の管理、借受者の経営状況等に重大な変化等があった場合には、

遅滞なく機構に報告しなければならない。

3 この規定によりがたい場合の取扱

(1) 機構は、災害等の状況等によりこの要領によりがたいと判断した場合には、別に規定を定め、又は特別の措置を講ずることがある。

(2) この規定は、借受者が、この規定によりがたい特別な事情がある場合において、直接、実施要領第3の1の規定に基づき機構に対し繰延又は猶予の申請をすることを妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる家畜伝染病及び災害等については、第2の規定にかかわらず、同第2の1の規定による災害等の指定及び同2の規定による及び繰延の対象となるリースの種類指定があったものとする。

(1) 平成23年1月22日以降、この要領の施行の日の前日までに発生し、又は移動禁止区域が指定された高病原性鳥インフルエンザ

繰延の対象とするリースの種類 経営リース、1/2補助付きリース及び1/3補助付きリース

(2) 平成23年1月26日以降の新燃岳噴火による災害等

繰延の対象とするリースの種類 経営リース、1/2補助付きリース及び1/3補助付きリース

3 2の(2)の災害について第8の1の(1)の規定により畜産主務課長が機構に対し繰延を適用の依頼をすべき期間は、平成23年3月25日までとする。

4 2に掲げる家畜伝染病及び災害等については、第8の2の(1)の規定にかかわらず、23年1月末から3月末までに納入期限が到来する貸付料等に係る繰延の申請期限は、平成23年4月末日とする。また、第8の2の(2)の規定は、適用しない。

5 2に掲げる家畜伝染病及び災害等について繰延の申請をしなかった場合、23年1月末から3月末までを本来の納入期限とする貸付料等の新たな納入期限は、平成23年4月末日とする。

別記様式1(第8の1の(1)関係)

(番号)  
年月日

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

〇〇都道府県畜産主務課長  
氏名 印

著しく激甚な災害発生に伴う貸付料等の繰延適用地区指定依頼書

この度、下記の通り著しく激甚な災害が発生したので、家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成23年3月1日付け23環機第 号)第8の1の(1)(並びに附則の2及び3)の規定に基づき、貸付料等の繰延を適用する区域の指定を依頼します。

記

- 1 対象となる災害  
(平成〇年〇月〇日(から平成〇年〇月〇日まで)の〇〇〇による災害)
- 2 適用を希望する区域  
(市町村単位で指定して下さい。)
- 3 被害の概要  
(適用を希望する市町村ごとに、被害地域、被害状況等を具体的に記載し、被害状況を証明する写真、図面等を添付して下さい。また、借受者の被災状況が分かれば記載して下さい。)

(注)下線部は、今回のみ必要

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

(借受者)

住所

氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

電話番号

貸付料等徴収繰延申請書

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成23年3月1日付け23環機第 号)第8の2の規定に基づき、同要領で示された条件を了承の上、下記の通り貸付料等の徴収の繰延の適用を申請します。

記

(激甚災害等に伴い貸付施設等が損傷等している場合)

- 1 貸付契約番号
- 2 貸付施設等記号番号
- 3 貸付施設等の種類
- 4 貸付施設等の所在地
- 5 貸付料等の次期納入期限
- 6 災害名
- 7 被災日
- 8 被災の状況(損傷の程度、被害金額など、必ず写真添付)
- 9 経営の状況(継続、休止、再開準備中等)及び経営に与える影響及び見通し

休止中の場合 経営継続の意思 あり なし  
継続借受の意思 あり なし

#### 10 貸付施設等の修理の状況

(申請時点で修理が終わっている場合)

修理内容(写真添付)、費用等を記載

(申請時点で未修理の場合)

私は、貸付料等の徴収の繰延申請の理由となった災害等によって損傷等した貸付施設等について、実施要領第8の4の適用がある場合を除き、実施要領第8の1の規定に基づき自らの負担で修理を行います。

ただし、当該貸付施設等に係る損害保険金が機構に支払われた場合は、その範囲内において私が支出した修理費に充当されるものとします。

#### 11 その他

#### 12 添付書類

(1)都道府県畜産主務課長の意見書

(2)市町村長が発行する罹災証明書

(3)損害保険要領第4の1に基づく報告書(既に提出している場合は不要)

(その他の場合)

1 貸付契約番号

2 貸付施設等記号番号

3 貸付施設等の種類

4 貸付施設等の所在地

5 貸付料等の次期納入期限

6 災害名又は移動禁止区域の指定に係る疾病名

7 被災日又は移動禁止区域の指定日(移動禁止区域の指定日以降同じ区域で発生した同じ疾病に基づき申請する場合は、当該疾病の発生日)

8 被災の状況(損傷等の程度、被害金額など、写真添付)又は家畜伝染病による影響

9 経営の状況(継続、休止、再開準備中等)及び経営に与える影響及び見通し

休止中の場合 経営継続の意思 あり なし  
継続借受の意思 あり なし

10 その他

11 添付書類

都道府県畜産主務課長の意見書

## 畜産高度化支援リース事業実施要領第13の機構が定める条件等

平成22年 7月 8日 22環機第615号 制 定

平成23年11月16日 23環機第775号 一部改正

畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月27日22環機第448号。以下「要領」という。)第13の2及び3の機構が提示する条件並びに同13の5の機構が定める額を次のように定める。

### 第1 機構が提示する条件

1 要領第13の2及び3の機構が提示する条件は、「通常リース及び補助付きリースの区分ごとに次の各号により計算した額の解約金を機構に支払うこと」とする。

#### (1) 通常リース

貸付契約の全期間に係る基本貸付料、付加貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額から既納入の基本貸付料、付加貸付料及び消費税等相当額を控除して得た額

#### (2) 補助付きリース

次の各号の金額の合計額

ア (1)により計算した金額

イ 当該貸付施設等に係る補助金相当額から当該補助金相当額に係る消費税等相当額を控除した額(以下「本体補助金価額」という。)を利用月数(貸付開始の日を含む月から精算額の納入日を含む月までの月数)で月割計算した額を控除して得た額

ウ 本体補助金価額に対する消費税等相当額

2 前項の規定にかかわらず、次の事由により経営の廃止を余儀なくされ、かつ、経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる場合には、通常リース及び補助付きリースとも要領第13の5に規定する精算額に相当する額を解約金の額とすることができる。ただし、契約の解除又は解約金の納付の後であっても、要領又は貸付契約に違反する事実が明らかになった場合には、機構は、本項の特例の適用を取り消し、その差額を請求する。

(1)災害等による直接的な被害

(2)借受者の死亡による後継者の不在

3 前項の適用を申請する場合には、次の書類を提出しなければならない。

(1)理由書(前項各号の事由を証明した文書を添付すること)

(2)借受団体等の意見書

### 第2 機構が別に定める額

1 要領第13の5の機構が定める額は、次の各号の金額の合計額とする。

(1)当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基

本貸付料等(基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。)と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額

(2) 本体補助金価額を利用月数(貸付開始の日を含む月から精算額の納入日を含む月までの月数)で月割計算した額を控除して得た額

(3) 本体補助金価額に対する消費税等相当額

### 第3 消費税等相当額の返還を受けた貸付施設等の解約等の場合の措置

補助付きリースについて要領第12の規定に基づき機構に消費税等相当額の返還を行った借受者が貸付契約を解除し、機構から貸付契約を解除され、又は精算額を算定しなければならなくなった場合は、第1の1の(2)のウ又は第2の1の(3)の金額は、解約金又は精算金の額に算入しない。

## 附 則

- 1 この通達は、平成22年7月8日から施行し、施行日以降に借受者が貸付契約を解除し、機構から貸付契約を解除され、又は精算額を算定しなければならなくなった場合について適用する。
- 2 機構リース事業実施要領第15の「機構が提示する条件」及び「機構が別に定める額」について(平成20年9月29日付け20環機第898号)は、廃止する。

## 事業実施に係る費用対効果分析の取扱いについて

### 第1 趣旨

- (1) 畜産振興事業の実施について(平成16年4月1日付け15農畜機第3102号。以下「振興機構通達」という。)の第4の「採択基準」においては、施設整備事業の採択は、「事業ごとの実施要綱」によるほか、「整備する施設ごとに費用対効果分析」によって行うこととされています。ただし、堆肥調整・保管施設リース(以下「調整保管施設」という。)事業において総事業費が5,000万円を下回るもの(及び器具・機材の整備)等費用対効果分析によりがたいものについては、「コスト分析」等によって行うことと定めています。そして、この「コスト分析」については、振興機構通達の4の(2)のアにおいて、別表第3の「施設整備事業コスト分析基準の額又は水準を上回っていないこと」が採択要件とされています。従って、コスト分析基準額によるべき事業については、「それぞれの実施要綱に基づく基準(構造基準等)」を充足することと「コスト分析基準額を上回っていないこと」が採択基準であり、この2つを充足しない案件は採択されないということになります。
- (2) しかしながら、コスト分析基準額は施設規模ごとに全国一律に定められているほか、調整保管施設については、その構造や機能の特殊性から費用対効果分析が難しいものもあります。このため、この取扱いについては、平成22年度において逐次通知したところですが、今後は、下記のとおり取り扱うこととします。

### 第2 コスト分析基準額の補正

#### 1 コスト分析基準額の補正の考え方

- (1) 振興機構通達別表第3の㎡当たりのコスト分析基準額は、全国の標準的な建設費を基準としていると解釈されます。従って、地域的な事情等によりコスト分析基準額によったのでは標準的な場所でコスト分析基準額で建設した施設と同等の施設(以下「標準的施設」という。)を建設し難い客観的な事情があるときは、そのことについての適切な証明がなされることを前提に、基準額の補正をすることができることとします。
- (2) 補正は、その地域で「標準的施設」を設置するために必要な限度で認められます。前述の通り、機構のリース事業の性格から、「標準的施設」以上の規格や構造の施設を作るためにコスト分析基準額を補正することはできません。また、コスト分析基準額の補正は、客観的な事情によるものに限られ、もっと強固な施設が欲しいといった主観的な事情や希望によるものは含まれません。  
(注) なお、近年、まれにリース事業で設置された施設が固定資産税及び不動産取得税の課税において「家屋」と認定される場合がありますが、一般的に税法上「家屋」と認定されるような施設は、「標準的施設」とは認められないと

考えられます。

- (3)補正に当たっては、統計資料などの誰でも納得できるような客観的資料が必要で、単なる概念的な説明では不十分と考えられます。
- (4)なお、平成 22 年度に適用していた補正の上限(2割)は、本年度は適用しません。

## 2 コスト分析基準額の補正の例

(前提)以下、コスト分析基準額の補正の例について説明しますが、この説明は、次のことを前提としています。

- ① 以下の補正の方法はあくまでも「例示」であって、他の方法を排除するものではありません。これらと同程度の客観的な資料で証明できる合理的な方法があれば、それによってかまいません。
  - ② 以下の例は、貸付施設が「特別地域以外の地域に設置される面積 300 m<sup>2</sup>の調整保管施設」であると仮定して説明しています。したがって、コスト分析基準額は 22,000 円/m<sup>2</sup>で、この単価に基づく建設費(以下「基準建設費」という。)は 6,600,000 円となります。
  - ③ 以下の計算の前提として、その地域において「標準的施設」を設置する場合の経費に占める個々の資材費や工事費(基準額の補正を主張する部分に限る)の比率を推定しておくことが必要になります。この比率はあくまで理論値なので、実際に提出される見積書等と必ずしも一致する必要はありませんが、両者があまりにもかけ離れている場合には、最初の推定(及びそれを根拠とする基準単価の補正)が適切ではなかったと判断され、補正自体が根拠を失いますので、推定に当たっては実態を反映するように十分留意して下さい。
- (1)建築基準法等による特別な地域指定によりより高い安全基準が要求される等によりコストが高いと認められる場合

建築基準法においては、告示等により地域ごとに「地域別風力係数」(平成 12 年建設省告示第 1454 号)、「地域別地震係数」(昭和 55 年建設省告示第 1793 号)、「多雪地域及び垂直積雪量」(建築基準法施行令及び各都道府県条例)、「災害危険区域」(建築基準法施行令及び各都道府県条例)等の指定があり、これらの数値が高い地域においては、より高い構造基準が適用されることになっています。このため、これらの指定がなされている地域においては、これらの指定がない地域に比べて当然に建設コストが増嵩することになります。

従って、これらの地域においては、このコスト増が、建築士(建築業者等と関係ない者に限る)による試算等により立証できれば、当該コストを基準とすることができます。添付資料としては、建設予定地に係るこのような指定の状況と、コ

スト増嵩についての建築士の証明書などを添付するものとします。

また、消防法による基準についても、地域により消防署の取扱方針にかなりの違いがあるので、特別な指導等を受けた場合には、同様に扱って差支えありません。

(2) 建設物価等の地域差等により、地域的にコストが高いと認められる場合

鉄骨や生コンクリートなどの建設資材のコストは、地域によりかなり大きな違いがあります。従って、建設物価指数その他の統計資料によってその地域の建設資材コストが全国平均に比べて高いということが証明できれば、それにより基準額を補正することができます。また、各都道府県等の建設工事単価表なども利用可能ならば根拠としてかまいません。

また、労賃についても同様です。

この場合、提出された見積りにおける資材ごとの価格及び総工事費に占める比率が分かればそれを基準としますが、工事の見積りを、たとえば「仮設工事」「基礎工事」「鉄骨工事」「屋根工事」「エプロン工事」に分類し、基礎工事とエプロン工事はコンクリート価格、鉄骨工事は鉄骨価格により比較するなど、合理的な範囲で簡便な方法を採用しても差し支えありません。

資料としては、関連する統計資料等を添付し、証明するものとします。

(例) 鉄骨の価格が全国平均に比べ 20% 高い場合

仮に、「基準建設費」に占める鉄骨費の割合が 25% だとすれば、次のような計算になります。

① 「基準建設費」に占める鉄骨費

$$6,600,000 \times 0.25 = 1,650,000$$

② 上記による補正

$$1,650,000 \times 1.2 = 1,980,000 \quad \text{増加分 } 330,000$$

③ これにより補正した建設費

$$6,600,000 + 330,000 = 6,930,000$$

④ 補正後の基準額

$$6,930,000 \div 300 = 23,100 \quad (\text{基準額に対する比率 } 1.05)$$

(3) 地形等によりコストが高いことがやむを得ないと認められる場合

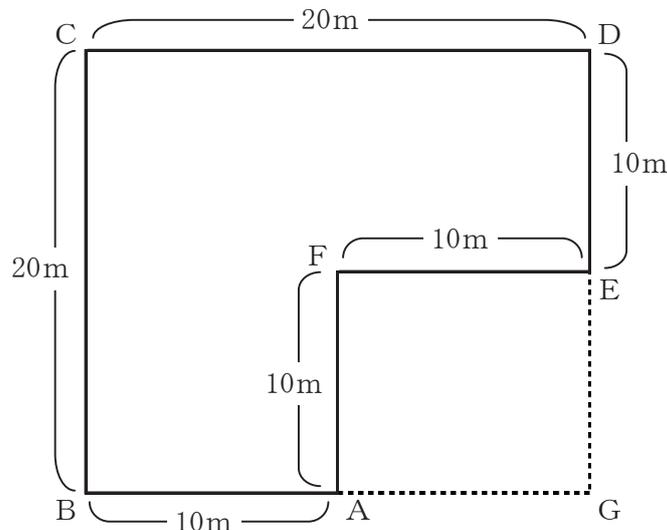
貸付申請施設の設置場所の地形条件等当該施設に係る個別の事情により、コスト分析基準額によったのでは「標準的施設」と同等の施設を建設し難い特別な事情があるときは、そのことについての適切な証明がなされれば、コスト分析基準額を補正してよいものとします。たとえば、用地の制約等により、施設を方形にすることができない場合とか、よけいな仮設工事が必要となる場合等です。これらについては、統計資料等による証明は難しいので、個別的・客観的事情が分かるような資料(地形図、所有地の見取図、写真など)を添えて証明すれば

よいと考えられます。

(例)建設用地が不定形で壁面積や柱が多くなる等の事情がある場合

たとえば、対象施設が地形や所有地の形状の都合で下図(A-B-C-D-E-F-A)のような形(300 m<sup>2</sup>)で設計せざるを得ない場合、柱や壁は400 m<sup>2</sup>の施設(B-C-D-G-B)と同じ資材と工事量が必要になります。したがって、この場合、柱と壁の工事費及び資材費については400 m<sup>2</sup>の工事費をベースに基準額を補正することができます。具体的に言えば、仮に「基準建設費」に占める柱と壁の工事費と資材費の割合が30%であるとすれば、次のような計算になります。

- ① 「基準建設費」に占める柱と壁の工事費及び資材費(30%とする)  
 $6,600,000 \times 0.3 = 1,980,000$
- ② 上記(面積効率)による補正  
 $1,980,000 \times 4/3 = 2,640,000$  増加分 660,000
- ③ これにより補正した建設費  
 $6,600,000 + 660,000 = 7,260,000$
- ④ 補正後の基準額  
 $7,260,000 \div 300 = 24,200$  (基準額に対する比率 1.10)



(4)資材輸送等に特殊な制約がある場合

たとえば、山間地域等で道路が狭く、小型トラックしか使えなかったり、輸送距離が長くなったりして輸送コストが増嵩するような場合は、その実際のコスト(見積り計算等)によりコスト分析基準額を補正することができます。

当該道路の写真など、その状況が把握できる資料(地形図、写真など)と、通常使用する輸送施設と当該施設の建設に使用せざるを得ない輸送施設とのコスト

の差等を証明する資料を添付するものとします。

- ① 「基準建設費」に占める輸送費(建設費に占める標準的な比率を 2%とする)

$$6,600,000 \times 0.02 = 132,000$$

- ② 上記による補正(標準の 2 倍かかるものとする)

$$132,000 \times 2 = 264,000 \quad \text{増加分 } 132,000$$

- ③ これにより補正した建設費

$$6,600,000 + 132,000 = 6,732,000$$

- ④ 補正後の基準額

$$6,732,000 \div 300 = 22,400 \quad (\text{基準額に対する比率 } 1.02)$$

(5) 近傍類地における同等の施設のデータ

コスト分析基準額の補正には、基本的に上記のような客観的な統計等のデータが必要ですが、離島や山間地域など、常識的に考えて一般地域よりは建設費がかなり高いと判断される地域であって、その地域に限定した統計なども得がたい地域にあっては、近傍類地の同程度の規模、構造の既存の施設の建設費から推定した単価を参考に基準額を補正することが考えられます。

ただ、この方法は、コスト分析基準額とコストの差の証明としては根拠が弱いので、その適用は、他の方法によりがたい場合であって、誰でもその地域ではコストが相当高いのが当然と思うような地域に限り例外的かつ厳格に適用するものとします。たとえば、離島の場合であっても、その対岸の地域である程度の統計データが得られる場合には、その地域のデータによりいったん補正を行い、それにその地域から当該離島までの輸送費を更に加算する等の方法をまず検討するものとします。

やむを得ずこの方法を採用する場合のサンプルの選定は、次の基準によるものとします。

ア サンプルは、「標準的施設」と同程度の面積、構造等を持ったものを選定することとします。

イ サンプルは、堆肥の調整保管施設のほか、堆肥舎(切返し方式に限る)を選定してよいこととします。

ウ サンプルは、原則としてその施設費の全額が結果的に農家負担になるものを選定するものとします。補助事業は、機構の補助付きリースに限り選定できますが、他のサンプルが得られない場合に限るものとします。

エ 調査サンプルはできるだけ多くの例を採取するものとし、サンプルの条件におおむね合致するものを、原則として貸付施設の設置場所から近い順に選定するものとします。

証明資料としては、各サンプルの概要(設置場所、建設費、設置年、面積、構

造、設置事業名などそれぞれの事業の概要が分かる資料)、貸付対象施設とサンプルの位置を表示した地図等及び当該コスト分析基準額の補正の計算の資料等を添付するものとします。

(例)施設 A 320 m<sup>2</sup> 建設費 7,360,000 単価@23,000

施設 B 280 m<sup>2</sup> 建設費 6,300,000 単価@22,500

施設 C 300 m<sup>2</sup> 建設費 7,500,000 単価@25,000

施設 D 310 m<sup>2</sup> 建設費 7,200,000 単価@23,226

施設 E 330 m<sup>2</sup> 建設費 7,400,000 単価@22,424

上記の単価の平均 @23,230(基準額に対する比率 1.06)

### 第3 調整保管施設に係る費用対効果分析の計算の特例

(1) 一般に、調整保管施設は、一種のストックヤードで、堆肥製造施設と離れて機能するものではなく、独立して発揮しうる経済効果をあまり持っていません。従って、調整保管施設について独立して費用対効果分析をすることは困難な場合があると考えられます。このような場合、これらの施設は、機能的に堆肥製造施設の付帯施設とみなし、投資効率の計算をする場合においても、堆肥製造施設と一体的に計算するのが適当と考えられます。

(2) 従って、調整保管施設の投資効率の計算に当たっては、当該調整保管施設に堆肥を搬入する計画となっている堆肥製造施設(リース事業又は他の補助事業等により導入したものに限る。)と一体のものとして総事業費と年間効果額を計算し、費用と効果の比較を行うことができるものとします。

具体的な方法としては、両施設についての振興機構通達別表第2の年間総効果額の算出の方法の各項目の数値を合算して年間総効果額を算出し、両施設の費用を合算した額を総事業費として費用対効果分析を行うものとします。先行する(あるいは同時に設置する)堆肥製造施設については、法定耐用年数内のものに限り、費用対効果分析に使用するデータは、その設置時期にかかわらず設置時の費用及び耐用年数を使用し、効果及び廃用損失額については、既設置のものについては原則として実績(計画中のものや設置後間がなく十分な実績のデータがない場合は計画値)によるものとします。貸付申請書には、これらのデータ及び証明書類を添付するものとします。

## 機構の許可が必要な改造の考え方

### I 改造許可等

#### 1 改造許可が必要な場合

実施要領第7の3の(3)の改造は、機構の所有する貸付施設等に構造上、機能上の毀損等が生ずる場合をいい、次のような場合が該当します。改造の工事(以下「改造工事」という。)は、機構がやむを得ないと認めたときに限り行うことができます。

(1) 貸付施設等に毀損を伴う場合

(具体的な事例: 構築物のよう壁、間仕切り等の撤去など)

(2) 貸付施設等の価値又は効用等を減じるおそれがある場合

(具体的な事例: よう壁等の撤去により新たな施設の設置など)

(3) 貸付施設等の間取り、構造等を変更する場合

(具体的な事例: 構造等を変更するための間仕切り等の撤去、屋根等の設置など)

(4) 設置した資材の変更を伴う修理、改修、資材等の交換等を行う場合

(具体的な事例: 改修工事等により新たな資材・機械等の交換・設置など)

(5) 貸付施設等に他の機械・施設等を付加する工事を伴うものであって、容易に分離ができない場合

(具体的な事例: 堆肥置場にエアレーション設置のための溝きりなど)

#### 2 改造許可の必要のない場合

(1) 次に該当する場合は、借受者の判断と自己資金で既存の貸付施設等に追加の工事(以下「追加工事」という。)を行うことができます。

ア 既存の貸付施設等と境界が明確に区分でき、かつ、独立して管理ができる場合

(具体的な事例: エプロン、犬走りなどの拡張、通路の設置・舗装など)

イ 貸付施設等の効用及び価値を損傷せず、かつ、分離することも容易なものを設置する場合

(具体的な事例: 防虫網、照明、雨よけ板のよう壁への設置など)

ウ 貸付施設等に損傷を与えない範囲で、当該施設のよう壁等を利用して外側に施設を増築する場合

(具体的な事例: 資材等保管庫の増築、屋根の拡張など)

(2) 次に掲げる場合は、そもそも改造に該当せず、むしろ、他の規定により処理すべき事項です。

## ア 貸付施設等の劣化した部分を補修等する場合

(具体的な事例:よう壁等のひび割れの補修、劣化したビニール等の張替えなど)

これらの行為は、貸付施設の通常の管理行為の一環として当然に行うべき行為に属します。

## イ 災害などで損傷した貸付施設を修理する際に従前の機能を維持するために工事を場合

(具体的な事例:地震で乾燥舎の地盤が不等沈下してレーンが損傷した場合に、レーン以上に沈下した作業用コンクリート通路のかさ上げなど)

このような行為は、補修工事の一部とみなされますので、事故報告書の提出があれば足ります。

## II 改造工事等の契約等について

### 1 改造工事等

(1)あらかじめ改造工事又は追加工事が貸付申請の計画段階で判明している場合、これらの工事と一体で行うことが効率的かつ合理的であるので、申請の段階で改造工事及び追加工事の内容を申請書に添付して申請を行うものとします。また、この場合、貸付施設等の工事と改造工事又は追加工事が図面等により明確に区分されていることが確認できるよう設計図書に記載するものとします。

(2)この場合の工事費については、貸付施設等の工事費と改造工事費及び追加工事費とが明確にアロケーション(面積割等による合理的な経費配分)等により区分されていることを書面により申請書に添付するものとします。

### 2 改造工事等の契約

(1)改造工事及び追加工事については、原則として、貸付施設等の見積書とは区分した別の見積書としますが、これが困難な場合は、貸付施設等、改造工事及び追加工事が明確に区分されて記載されている見積書に限ります。

(2)改造工事及び追加工事の契約については、当機構が販売業者等と締結する契約額には含めませんので、借受者が独自に販売業者等と締結してください。

## III 確認等

1 改造工事又は追加工事を貸付施設等の工事と一体で施工した場合、検収については、これらの工事についても検収の対象とし、貸付施設等と関連して行うものとします。なお、改造工事及び追加工事については、標識等で明確に区分ができるようになっていることを確認するとともに、写真撮影を行うものとします。

2 貸付施設等と一体で改造工事を行わない場合、受託団体等は、工事の終了後速やかに、申請どおりの工事が施工されたことを確認するものとします。

一体施工に係る工事費のアロケーション計算表

一体施工 工事種目	合計工事費	配分の考え方	施設名	
			貸付施設等施設 基準内配分工事費	追加（改造）工事 配分工事費
堆肥保管施設 屋根 259 m <sup>2</sup>	800,000 円	基準内外で区分（面積割）	234 m <sup>2</sup> 722,780 円	25 m <sup>2</sup> 77,220 円
犬走り 49 m <sup>2</sup>	500,000 円	基準内外で区分（面積割）	21 m <sup>2</sup> 214,286 円	28 m <sup>2</sup> 285,714 円
壁工事費 5m （共用部分）	250,000 円	身替建設費方式	25/35 178,571 円	10/35 71,429 円
上記以外の工事	一式 2,410,000 円		2,410,000 円	0 円
資材置場 （除共用部分）	一式 500,000 円	全額自己負担	0 円	500,000 円
防虫網	一式 500,000 円	全額自己負担	0 円	500,000 円
合計	4,960,000 円		3,525,637 円	1,434,363 円

↓  
リース対象金額                      ↓  
自己負担  
（見積書に記載すべき金額）  
↓  
費用対効果分析における  
「総事業費」の金額

1 上記は、次の仮定事例に基づく積算です。

10m×15m（150 m<sup>2</sup>）の堆肥保管施設

屋根は 1.5m（基準）でエプロン上（巾 10m）のみ 4m（改造工事・一体施工）、犬走りは基準の倍の 1m（追加工事・一体施工）を設置する。他の工事種類は基準仕様による。

堆肥保管施設の壁面のうち5メートルを利用して、その外に5メートル×5メートルの資材置き場（追加工事・一体施工）を設置する。三方が壁面で、そのうち一面は堆肥舎の壁を利用する。（壁の共用部分を除く総工事費 50 万円、うち共用部分を除く壁 2 面の工事費 20 万円）。

他に防虫網（一式 500,000 円。追加工事・一体施工）を設置する。

2 これによるアロケーションは、次の通りとなります。

（1）屋根

総面積は 259 m<sup>2</sup>で、うち基準部分は 234 m<sup>2</sup>、改造工事部分は 25 m<sup>2</sup>になります。この面積比率で工事費を配分すると、基準部分は 722,780 円、改造工事部分は 77,220 円となります。

（2）犬走り

総面積は 49 m<sup>2</sup>で、うち基準部分は 21 m<sup>2</sup>、改造工事部分は 28 m<sup>2</sup>となります。この面積比率で工事費を配分すると、基準部分は 214,286 円、改造工事部分は 285,714 円となります。

（3）資材置き場については、共用する壁の部分については、いわゆる「身替建設費」方式により経費を配分します。（身替建設費方式については別紙を参考にしてください。別紙のやり方で計算した結果を本表に記入し、計算根拠や計算過程は別紙で添付してください。）

（4）防虫網（追加工事）は、全額が追加工事部分となります。

3 その結果、基準部分の工事費は 3,525,637 円となり、これが貸付申請に係る見積書に記載すべき価額となり、貸付決定後は、取得価額を算定する基準となります。また、費用対効果分析を行う場合の「総事業費」となります。

本事例の場合、面積当たり工事費は 23,504 円であるので、コスト分析基準額をクリアしています。

4 アロケーションは、一体施工をする場合の経費配分の方法なので、一体施工をする場合以外（堆肥保管施設の検収終了後に別途資材倉庫を施工する場合）は、アロケーションをする必要はありません。

## (別紙) アロケーションの原則

2つ以上の事業（本件事例でいえば「堆肥保管施設設置事業（補助事業）」と「資材置場設置事業（自己負担事業）」以下「A事業」及び「B事業」とする。）を同時施工する場合の経費配分（アロケーション）については、「分離費用・身替建設費方式」により行うのが原則です。この方式の基本的考え方は次の通りです。

（なお、以下で説明する方式はかなり簡略化していますが、本事業の場合、この程度の分析で充分と思われます。）

### 1 アロケーションの基本的なルール

- (1) アロケーションの場合、「総経費」（A事業、B事業の両事業を行うのに要する経費）を「分離費用」と「共通費用」に分けて考えます。
- (2) 「分離費用」とは、A事業、B事業それぞれの事業に固有の経費（その事業のためだけにしか使われない経費）で、この部分はそれぞれの事業が負担します。つまり、「共通経費」以外の経費は、その事業のためにしか使われないので、それぞれの事業が負担することになります。
- (3) 「共通経費」とは、A事業、B事業双方の事業に共通して使われる経費です。本件の場合、共通で使われる部分の壁を設置する経費がこれに当たります。この部分については、「身替建設費」割りでそれぞれの事業が経費を負担することになります。
- (4) 「身替建設費」とは、仮にA事業、B事業両事業を全く別の建物（共有部分を有しない）として施工したと仮定した場合に共用部分を建設するのに要することとなる経費です。A事業、B事業両事業についてそれぞれこの身替建設費を計算し、その比率に応じて共通経費を配分します。

### 2 具体的な計算方法

#### (1) 身替建設費の計算

##### ア 堆肥保管施設

堆肥保管施設は、仮にこの部分（5m分）を共用しないで単独に建設したとしても、壁の他の部分と同じ構造（強度）を持つ必要があるので、コストは同じと考えられます。従って、共用部分の身替建設費は、250,000万円となります。

##### イ 資材倉庫

自己負担の資材倉庫の場合、堆肥保管施設ほどの構造（強度）を要しません。本件の場合も、共用部分以外の壁については、100,000円/5mで設計されています。従って、堆肥保管施設と壁面を共有しないで本施設を建設しようとする場合、共用部分に相当する壁の建設費は100,000円で済むこととなります。従って、資材倉庫の側における共用部分の身替建設費は、100,000円ということになります。

(2) 共通経費のアロケーション（経費配分）

上記の計算から、共用部分に係る経費のアロケーションは、堆肥保管施設と資材倉庫が 250,000 対 100,000 の比率で負担することとなります。具体的な計算は、次のようになります。

ア 堆肥保管施設

$$250,000 \text{ 円 (共通経費)} \times 25 / (25 + 10) = 178,571 \text{ 円}$$

イ 資材倉庫

$$250,000 \text{ 円 (共通経費)} \times 10 / (25 + 10) = 71,429 \text{ 円}$$

(3) 最終的なアロケーション（経費配分）

(2) の計算でアロケーションを行った共通経費と「分離費用」との合計額がその事業が負担する経費となります。

(注) 双方の形状や位置関係によっては、犬走りや屋根等についても共用部分となり、この計算を行う必要がある場合も考えられます。

## 畜産高度化支援リース事業業務委託要領

平成22年5月28日22環機第448号 制 定  
平成24年9月14日24環機第549号 一部改正

### 第1 趣 旨

財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、畜産経営並びに食肉及び生乳に必要な施設並びに機械及び装置(以下「施設等」という。)を貸し付ける事業の円滑な実施を図るため、業務の全部又は一部を委託する場合は、この委託要領の定めるところによる。

### 第2 委託業務の内容

機構が委託する業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1)施設等の検収に関すること。
- (2)新たなリース事業の需要の開拓に関すること。
- (3)貸付申請者に対する指導等に関すること。
- (4)前各号に掲げるものの他貸付事業の円滑な実施に関すること。

### 第3 委託業務の相手先

機構は、第2の業務の全部又は一部を、畜産高度化支援リース事業実施要領第15の規定に基づき、受託団体及び借受団体又はその他の法人(以下「受託団体等」という。)に委託して実施することができる。

### 第4 受託団体等の承認等

- 1 受託団体等は、別紙様式第1号の畜産高度化支援リース事業に係る受託団体等承認申請書を、理事長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 1により承認を受けた受託団体等は、別紙様式第2号の畜産高度化支援リース事業業務委託契約書により業務委託契約を機構と締結するものとする。
- 3 機構は、受託団体等を新たに承認した場合は、都道府県畜産主務課等に通知するものとする。

### 第5 業務委託の実施

受託団体等は、必要に応じて自らの責任の下に、受託団体等が適当と認められる者に受託業務の一部を再委託又は再々委託することができるものとする。

ただし、第2の(1)の検収に係る業務を再委託等するときは、貸付申請書に再委託等先を記載することにより、理事長の承認を得なければならない。

### 第6 委託費の交付

機構は、受託団体等が業務委託契約に基づき畜産高度化支援リース事業に係る委託業務を実施した場合は、別に定める基準により業務委託費を受託団体等に支払う。

### 第7 帳簿等の整備保管等

受託団体等は、この委託業務に係る帳簿等の関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、当該委託事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則(平成22年5月28日22農畜機第1007号承認)

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業業務委託要領(平成17年8月30日17環機第726号、以下「旧要領」という。)は廃止する。
- 3 旧要領により承認された受託団体等は、この要領で承認されたものとみなす。
- 4 旧要領に基づき実施した委託業務については、この要領により実施したものとみなす。

附 則(平成24年9月14日24農畜機第2595号承認)

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

別紙様式第1号

番 号  
年 月 日

畜産高度化支援リース事業業務委託に係る受託団体等承認申請書

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体等の代表者名

印

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第4の1に基づき、受託団体等として承認を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 受託団体等調書(別紙様式)
- 2 定款

## 受託団体等調書

区	分	記載事項
名	称	
所	在 地	
電	話 番 号	
代	表 者 氏 名	
リ	ース 担 当 者 氏 名	
組	合 員 等 数	
役 職 員 数	常 勤 役 員	
	職 員	
事	業 区 域	

- (注)1 定款、役員名簿及び直近年の決算期の財務諸表を添付のこと。  
 2 法人の場合、履歴事項全部証明書(写)を添付のこと。  
 3 必要に応じ、機構は追加して文書の提出を要求することがある。

畜産高度化支援リース事業業務委託契約書

財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「甲」という。）と受託団体等（以下「乙」という。）は、業務委託について次により契約する。

第1条 甲は、畜産高度化支援リース事業業務委託要領（以下「委託要領」という。）第2に定める業務を乙に委託するものとする。

第2条 乙は、委託要領に基づき、委託業務を誠実に実施するものとする。

第3条 甲及び乙は、相互に、相手方から得た情報について個人情報保護法上の義務を遵守するものとする。

第4条 甲は、乙に対して、委託要領第6に基づき、業務委託費を交付する。

第5条 甲は、事業の円滑な実施に当たって必要があるときは、委託要領を改正することができるものとする。

2 甲は、前項の改正を行ったときは、直ちに乙に通知するものとする。

第6条 この契約は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとする。  
ただし、毎年1月末日までに、甲又は乙から契約打ち切りの申出のないときは、同一条件で1年間延長するものとする。

第7条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号  
財団法人 畜産環境整備機構  
理 事 長

乙

## 畜産高度化支援リース再貸付手数料交付要領

平成24年9月14日24環機第549号 制定

### 第1 リース事業再貸付手数料

財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、借受団体又は受託団体(以下「借受団体等」という。)に対し、貸付施設等の貸付に関する事務等に要する経費につき、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料(以下「手数料」という。)を交付する。

### 第2 手数料の交付

#### 1 手数料の額

手数料の年額(消費税込み)は、貸付契約ごとに次に掲げる金額の合計額を貸付期間の年数で除して得た金額とする。

- (1) 基礎定額 10,000円
- (2) 加算額

当該貸付契約に係る貸付期間を通じた付加貸付料の合計額に、直接リース方式にあつては0.14、間接リース方式にあつては0.15を乗じて得た額

#### 2 手数料の支払方法

- (1) 手数料の支払回数は、貸付年数と同じ回数を限度とする。
- (2) 手数料の支払期日は、貸付料等の支払が年1回払いにあつては、毎年3月末日までに貸付料等の納入があつた貸付契約については4月末日、9月末日までに貸付料等の納入があつた貸付契約については10月末日とする。
- (3) 貸付料等の支払が年4回払いの場合は、第1回目の納入があつたとき及びその後4回目ごとの貸付料等の納入日を基準として、(2)の規定を適用する。
- (4) 貸付料等(借受者が負担すべき保険料を含む。)の納入が遅延した場合は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、(2)及び(3)の規定を適用する。

### 3 手数料を支払わない場合

- (1) 貸付料等の納入の繰延、猶予等により貸付料の納入がなかった期間については、手数料は支払わない。
- (2) 貸付契約の解除その他の理由により貸付契約が失効した場合、その日以降に手数料の計算の基準日が到来する手数料は支払わない。

### 第3 その他

借受団体等が業務方法書、各事業の実施要領又は貸付契約書(再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、手数料の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

### 附 則

- 1 この要領は、平成24年10月1日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。
- 2 再貸付手数料等交付要領(昭和53年9月14日53畜環第582号)の一部を次のように改正する。

第4中「3月」を「4月」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 この要領は、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領(平成24年9月14日24環機第549号)の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

## 畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領

平成24年9月14日24環機第549号 制定

### 第1 業務委託費の額

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第6の規定に基づく業務委託費の額（消費税込み）は、貸付契約1件当たり、構築物を含むものは12,000円、構築物を含まないものは9,000円とする。

### 第2 業務委託費の交付

- 1 業務委託費の支払期日は、毎年3月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。
- 2 貸付料等（借受者が負担すべき保険料を含む。）の納入が遅延した場合（貸付料の納入の繰延、猶予等を含む。）は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、前項の規定を適用する。

### 第3 その他

借受団体等が業務方法書、各事業の実施要領又は貸付契約書（再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。）に違反したときは、業務委託費の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

### 附 則

- 1 この要領は、平成24年10月1日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。
- 2 新規貸付事務手数料交付要領（平成19年8月24日19畜環第669号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 2 この要領は、畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領（平成24年9月14日24環機第549号）の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

## 畜産環境整備機構貸付施設等検収要領

平成20年 9月29日 20環機第837号 制定  
平成22年 7月 8日 22環機第615号 一部改正  
平成23年11月16日 23環機第775号 一部改正

### 第1 趣旨

財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号）（以下「実施要領」という。）第11の2に基づき、販売業者等から貸付施設等を購入する場合に実施する検収は、この要領に基づき実施する。

### 第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領及び畜産高度化支援リース事業業務委託要領（平成22年5月28日22環機第448号。以下「委託要領」という。）の定めるところによる。

### 第3 検収の目的

検収は、機構が購入する貸付施設等の納入（工事を含む。以下同じ。）が契約内容のとおり適正に行われているかどうかについて、契約書、仕様書その他の関係書類と対比し、当該貸付施設等の受領の適否を判定することを目的とする。

### 第4 検収の委託及び再委託並びに検収実施者の指名

#### 1 検収の委託

検収は、委託要領に基づき、機構が受託団体若しくは借受団体又は借受者（以下「受託団体等」という。）に委託して実施する。

#### 2 検収実施者の指名

検収の委託を受けた受託団体等（以下「検収者」という。）は、自ら実施し又は検収実施者（実際に検収の事務に携わる検収者の役職員をいう。以下同じ。）を指名し、検収を行わせなければならない。

#### 3 検収者等の責務

検収者及び検収実施者は、検収の実施に当たっては、この要領に定めるところにより、厳正にその職務を行なわなければならない。

### 第5 検収の時期

検収は、貸付施設等の納入後速やかに、かつ、当該貸付施設等の納入期限内に実施しなければならない。

また、車両類（道路運送車両法の規定に基づき自動車登録を要するもの）にあつては、自動車検査登録日をもって検収を実施した日とみなし、所有権の移転及び貸付開始日の規定を適用する。この場合、登録後、速やかに第6の3の現地検収を行うもの

とする。

なお、同一の貸付契約で複数の貸付施設等がある場合の検収は、原則として同一日に実施するものとする。

## 第6 現地検収

### 1 現地検収の手続

(1) 検収実施者は、直接又は再受託団体、転貸借受団体若しくは借受者を通じて、販売業者等に対し貸付施設等の納入予定又は納入完了について連絡するよう指示するものとする。

(2) 損害保険加入状況及び法的手続等実施状況の確認

ア 検収実施者は、貸付施設等が畜産環境整備機構損害保険要領（平成20年9月29日付け20環境機構第838号。以下「損害保険要領」という。）第2の(1)の損害保険を付すべき貸付施設等については、損害保険に加入しているかどうかを確認するとともに、借受者から損害保険要領第3の1の(1)のイに規定する確認書を徴しなければならない。

イ 検収実施者は、建築確認、農地転用許可等の貸付施設等を設置するに当たって必要な法的手続がある場合には、それらの手続が取られたことを建築確認済証及び完了検査済証、農地転用許可証等により確認するものとする。

(3) 検収実施者は、販売業者等から(1)の連絡があったときは、当該貸付施設等の納入に係る関係者（転貸借受団体、借受者、販売業者等をいう。以下同じ。）と調整したうえで、関係者に検収の対象、日時、場所、検収実施者の氏名その他必要な事項を通知し、関係者の役職員の検収への立会いを求めるものとする。

(4) 検収実施者は、必要があるときは、関係者に検収実施上必要な機械器具、帳簿等を準備させるほか、検収に必要な措置をとるよう、あらかじめ通知するものとする。

### 2 検収の実施場所

検収は、原則として貸付申請のあった貸付施設等の設置場所で行う。

### 3 現地検収の実施

(1) 現地検収の方法

検収実施者は、貸付施設等の設置場所において、借受者及び販売業者等の立会いを確認した上で、あらかじめ機構から送付された貸付施設等の売買契約書の仕様書の写し等に基づき、別紙様式1の貸付施設等検収調書（以下「検収調書」という。）の各項目について確認を行い、確認後、当該貸付施設等のカラー写真（以下「検収写真」という。）を撮影するものとする。検収写真は、貸付施設等の全体を撮影するほか、貸付施設等に標示した貸付記号の判読が可能なように撮影しなければならない。

(2) 関係者の立会い及び協力義務

関係者は、検収に立ち会い、検収の実施に協力しなければならない。

(3) 検収実施者の調査及び資料請求権

関係者は、検収実施者が検収の実施のために次の事項について要請をしたときは、これに応じなければならない。

ア 貸付施設等の設置場所その他の関係場所に立ち入り、写真を撮影すること。

イ 関係者に対し口頭又は書面により説明を求め、必要な書類を提出させ、又は意見を聴くこと。

ウ 関係者から工事の施工状況その他工事の実施に関する写真、資料、記録その他事実を証する資料を提出させること。

#### 第7 検収調書の作成

- 1 検収調書は、借受者及び販売業者等が複数ある場合は、借受者及び販売業者等ごとに記載する。
- 2 検収実施者は、検収調書の各項目について検収結果を記入の上、立会人（借受者及び販売業者等並びにそれらの役職員で、現地で検収に立ち会った者をいう。以下同じ。）にその内容を確認させなければならない。
- 3 検収調書には、検収実施者のほか、立会人が記名押印しなければならない。
- 4 検収実施者は、貸付施設等を設置場所において検収したことが確認できる検収写真を検収調書に添付する。
- 5 検収実施者は、速やかに4の検収調書を検収者に提出し確認を受けるものとする。

#### 第8 検収実施過程で問題が生じた場合の措置等

##### 1 不適切な事項を発見した場合の報告等

検収実施者は、次の各号に掲げる場合には、検収を中止するとともに、速やかに機構に報告し、その指示を求めなければならない。この場合、機構は、必要に応じ追加の報告又は文書及び資料の提出を求めることがある。

- (1) 妨害、拒否その他の事由により検収の実施が困難であると認めるとき
- (2) 検収の過程で不適切な事項を発見したとき
- (3) 貸付施設等を設置するために必要な法的手続がとられていないことが判明したとき

##### 2 現場における改善の指示等

検収の過程で発見した不適切な事項が軽微である場合には、1にかかわらず、その場で改善を指示し、改善を確認した上で検収することができる。この場合は、1の報告を必要とせず、検収調書にその旨を記載することとする。

##### 3 補完工事等の実施

1の(2)又は(3)の報告があり、機構が当該事項について不適切であると判断した場合には、機構は、売買契約書等に基づき、販売業者等に対し代替品の納入、手直し、法的手続の補完等（以下「補完工事等」という。）を求め、当該補完工事等が完了した時点で再度この要領に基づき検収を実施するものとする。

##### 4 不適切な事項がある場合の検収手続きの不終了

1又は3の手続きが行われている間は、検収手続きは終了しないものとする。

##### 5 損害賠償の請求

販売業者等による検収の妨害、拒否等又は納入の不適切な実施若しくは遅延等により損害が発生したときは、機構は、販売業者等に対し損害賠償を請求することができるものとする。

#### 第9 貸付施設等検収報告書の作成等及び機構への提出

##### 1 貸付施設等検収報告書の作成等

受託団体等は、検収終了後20日以内に別紙様式1の貸付施設等検収報告書（以下「検収報告書」という。）を、3の販売業者等の請求書とともに機構に提出するものとする。

なお、委託要領により検収を再委託した受託団体等にあつては、検収終了後20日以内に検収報告書を機構に提出できるよう手続を行うものとする。

## 2 貸付施設等設置確認書の作成等

借受者は、貸付施設等の引き渡しを受けたときは、別紙様式2の貸付施設等設置確認書に記名押印して販売業者等に提出するものとする。

## 3 販売業者等は、検収が終了し、貸付施設等の所有権が機構に移転した場合は、貸付施設等の代金請求書に2の貸付施設等設置確認書を添付し、これを受託団体等に送付するものとする。

# 第10 書類等の保存等

## 1 検収関係書類の写しの保管

検収者は、機構に提出した検収報告書、検収調書及び販売業者等から提出された書類で機構に提出したものの写し等の検収関係書類を当該貸付施設等の貸付期間が終了するまでの間保管するものとする。

## 2 検収時の状況メモ等の作成

検収実施者は、現地検収の際、販売業者等に注意、指導等をした事項や第8の2により改善指示のうえ検収した場合の経緯等について、それらの状況等を記載したメモ等を作成し、検収者に提出するものとする。検収者は、これを当該貸付施設等の貸付期間が終了するまでの間、保管するものとする。

# 第11 検収者等の責任

検収者又は検収実施者がこの要領に違反し、又は適切な検収を行わず、機構に損害を与えた場合には、機構は、検収者又は検収実施者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成20年9月29日から実施する。
- 2 この要領の実施前に実施した検収については、なお従前の例による。

## 附 則（平成22年7月8日）

- 1 この変更は、平成22年7月8日から実施する。
- 2 この変更の施行の日の前日までに実施した検収については、なお従前の例による。

## 附 則（平成23年11月16日）

- 1 この改正は、平成23年12月1日から実施する。

## 別紙様式 1

## 貸付施設等検収報告書

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

(受託団体等)

所在地

名称

代表者氏名

平成 年 月 日付け貸付施設等貸付契約書(契約番号第 号)に係る貸付施設等の検収を下記調書のとおり実施したので報告します。

## 貸付施設等検収調書

検収実施者		所属名・職名		
		氏 名		
検収 立会 人	借受者等	所属名称・職名		
		氏 名		
	販売業者等	所属名称・職名		
		氏 名		
貸付記号				
貸付施設等の名称				
銘 柄				
型 式				
機械製造番号等				
販売業者等名称				
車輛登録日(車両等の場合)		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
車両登録番号(車両等の場合)				
貸付施設等設置年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検収年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検収場所(設置場所)				
検収 所見	検収した施設等が、カタログ又は設計図等申請のとおりであること			
	設置に当たって必要な法的手続が取られていること 建築確認 その他の法的手続			
	新品であること			
	適正に稼働すること			
	貸付記号が貼付されていること			
	販売業者等が貸付施設等の取扱上の説明等を適切に行ったこと			

## 貸付施設等設置確認書

平成 年 月 日

販売業者の代表者 殿

借受者 所在地

名 称

代表者名

代表者印

財団法人畜産環境整備機構から借り受ける貸付施設等については、下記のとおり適正に設置が完了したことを確認しました。

## 記

設置場所			
貸付記号			
貸付施設等の名称			
銘 柄			
型 式			
機械製造番号			
車輛等登録日 (車輛等の場合)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
登録番号 (車輛等の場合)			
貸付施設等設置年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
摘 要			

注) 提出の日付けは、検収年月日を記入すること。

## 畜産環境整備機構損害保険要領

平成20年 9月29日 20環機第838号 制定  
平成22年 4月23日 22環機第359号 一部改正  
平成22年 7月 8日 22環機第615号 一部改正  
平成23年11月16日 23環機第775号 一部改正

### 第1 目的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）（以下「実施要領」という。）に基づき貸し付ける貸付施設等に付保する損害保険については、この要領に基づき行うものとする。

### 第2 保険の内容

貸付施設等について、次の保険契約を締結する。

#### (1) 損害保険

ア 貸付施設等のうち、たい肥舎、発酵舎、たい肥置場、貯留槽、脱臭槽、ろ床、バンカーサイロ及びこれに準ずる構築物については、借受者が個々に損害保険に加入するものとする。機構は、この対象となる貸付施設等については、貸付契約書の別表の備考欄において「要保険手続」と指定する。

イ 損害保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災による損害を対象とするものでなければならない。

#### (2) 車両保険

貸付施設等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定される登録、車両番号の指定又は市町村交付の標識を受けているものを対象とし、借受者が個々に加入するものとする。

なお、一般的な車両の他、トラクター及び公道を走行するショベルローダー等については、車両登録を行うものとする。

#### (3) 動産総合保険

別紙1に掲げる貸付施設等及びこれに類する貸付施設等（(1)又は(2)の保険の対象となるもの及び牛乳リースに係るものを除く。）については、機構が一括して動産総合保険に加入するものとする。

### 第3 保険の契約手続等

#### 1 借受者が加入する保険

締結する保険契約は、機構を被保険者（保険金受取人）とし、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し存続するものとする。

#### (1) 損害保険

ア 保険契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写し（当該保険について機構を質権者として質権が設定されているときは原本）を借受団体等を経由して機構に送付するものとする。期限付きの保険契約を更新し、又は保険契約の変更を行ったときも同様とする。

イ 貸付契約書の別表の備考欄において要保険手続と指定された貸付施設等については、検収を実施するに当たって、別紙様式1により検収実施者が借受者の損害保

険への加入状況を確認するとともに、第6の取扱に同意する旨の確認書を徴するものとする。この確認書は、検収報告書に添付して機構に提出するものとする。

## (2) 車両保険

ア 契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写しを、原則として、受託団体又は借受団体を経て機構に提出するものとする。

イ 車両保険の加入状況の確認については、(1)のイの規定を準用する。

## 2 機構が加入する動産総合保険

機構は、機構を受取人として、次により一括保険契約を締結するものとする。

(1) 動産総合保険対象物件の保険料率及び免責金額は、別紙1のとおりとする。

(2) 保険金額は、初年度については貸付施設等の取得に要した額（支払対価の額であり、取得に係る消費税額に相当する額を含む。）とし、以下貸付期間中は1年ごとにあらかじめ定めた評価額によることとし、評価額を定めるための率は、別紙2のとおりとする。

(3) 機構は、前2号により算出される金額（10円未満の金額は四捨五入する。）の保険料を、当該貸付施設等に係る第1回目の貸付料を徴収する際、原則として受託団体又は借受団体を通じて借受者から徴収するものとする。

## 第4 動産総合保険に係る保険事故の取扱い

1 全国又は都道府県を超える地域を区域とする団体等、実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のaの(c)（以下「全国連等」という。）もしくは、受託団体又は借受団体（以下「請求者」という。）は、動産総合保険の対象になると思われる事故が起き、別紙1の免責金額を上回る修理費が予想される場合、「貸付施設等事故報告書（速報）」（別紙様式第2号）により機構に報告するものとする。

なお、報告に当たっては、修理費の見積書及び事故部分の写真（カラー）を提出するものとする。

機構は、当該報告を受けた際は、速やかに保険会社に必要書類を添えてこの旨を通知するものとする。このことにより保険会社が必要と認めて現地調査を行う場合には、借受者はこれを拒んではならない。

2 機構は、事故報告における保険会社からの支払保険金の案内通知を受けた際は、請求者に保険金額の通知を行い、借受者の諾否を確認することとする。

3 機構は、事故報告の内容が保険金支払の対象となる事故であるとされたときは、請求者から「貸付施設等事故報告書」（別紙様式第3号）を徴した上で、保険会社に保険金請求を行うものとする。

4 機構は、保険会社からの保険金の支払を受けたときは、この旨を請求者に通知し、「貸付施設等事故復旧報告書」（別紙様式第4号）を徴するものとする。

機構は、当該報告書の提出を受けて、実施要領の規定に基づき、受け取った保険金額の範囲で、借受者が貸付施設等を原状回復するのに要した経費を、原則として受託団体又は借受団体を通じて支払うものとする。

また、貸付施設等が滅失したときは、貸付契約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときの経費の全額又は一部と相殺するものとする。

## 第5 未経過保険料の返還

1 貸付期間中に、借受者が離農、廃業等により貸付契約を解約せざるを得なくなった場合、機構は、未経過期間に係る動産保険料相当額（以下「未経過保険料」という。）を保険会社に請求するものとする。

2 機構は、1により保険会社から機構に返還された未経過保険料は、原則として貸付契

約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときに相殺するものとする。

#### 第6 損害保険に加入していなかった場合の取扱

貸付施設等について事故等が発生した場合において借受者が損害保険に加入していなかった等の理由により損害保険金を受け取ることができなかった場合は、借受者は、自らの負担において当該貸付施設等を原状に回復しなければならない。

## 保険料率と免責金額

分類	貸付機械	保険料率	免責金額	
経営用機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	3.78	1万円	
	据付固定式のもの	バークリーナー	1.99	1万円
		糞尿乾燥機 攪拌機 醗酵装置	2.81	1万円
		上記以外のもの	2.65	1万円
		FRP製サイロ	3.26	1万円
	鉄製サイロ	2.41	1万円	
	上記以外のもの	2.91	1万円	
食肉用機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	3.78	1万円	
	精密電子機器類	1.49	1万円	
	ショーケース	1.65	1万円	
	上記以外のもの	1.51	1万円	
その他機械・装置	脊髄吸引機 消毒装置 脊髄彎曲矯正装置 頭蓋骨破碎装置	1.99	1万円	

（注）保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。

別紙 2

契約期間別残価率

(単位：%)

契約 期間 経過 期間	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
総合	210	264	320	375	430	486	540	595	651	702	760	815	870	928	978	1035	1093	1140
1年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2年	70	77	82	85	87	89	90	91	92	92	93	94	94	94	95	95	95	95
3年	40	55	64	70	74	78	80	82	84	85	86	87	88	89	89	90	91	91
4年		32	46	55	61	66	70	73	75	77	79	81	82	83	84	85	86	86
5年			28	40	49	55	60	64	67	70	72	74	76	78	79	80	81	82
6年				25	36	44	50	55	59	62	65	68	70	72	73	75	76	77
7年					23	33	40	46	51	55	58	61	64	66	68	70	72	73
8年						21	30	37	43	47	52	55	58	61	63	65	67	68
9年							20	28	35	40	45	49	52	55	58	60	62	64
10年								19	26	32	38	42	46	50	52	55	58	59
11年									19	25	31	36	40	44	47	50	53	55
12年										17	24	29	34	38	42	45	48	50
13年											17	23	28	33	36	40	43	46
14年												16	22	27	31	35	39	41
15年													16	22	26	30	34	37
16年														16	20	25	29	32
17年															15	20	24	28
18年																15	20	23
19年																	15	19
20年																		14

損害保険加入状況等確認書

検収を実施した貸付施設等に係る損害保険の加入状況等について次のとおり確認しました。

- 1 既に参加済みである。(保険会社名； 保険の種類； )  
補償内容 ( )
- 2 加入手続中である。(保険会社名； 保険の種類； )
- 3 これから加入手続をする。  
(保険会社名； 保険の種類； )
- 4 加入手続をしたが断られた。  
(保険会社名；① ② ③ )

平成 年 月 日

確認者 (検収実施者)

所属

氏名

印

確認書

- 1 私が借り受けた貸付施設等のうち「要保険手続」と指定されたものについての損害保険の加入状況は、上記の通りで相違ありません。
- 2 貸付施設等について事故等が発生した場合において損害保険に加入していなかった等の場合は、私の負担において当該貸付施設等を原状に回復します。
- 3 前項の適用については、損害保険に加入しなかった場合、加入手続中に事故が発生した場合、保険会社に参加を断られた場合、いったん加入した期限付きの損害保険を更新しなかった場合、補償内容不足、当該事故が保険金支払いの免責事由に該当する場合、保険料等の滞納等により保険契約が失効している場合その他損害保険金を受け取ることができないすべての場合を含むことを了解します。

平成 年 月 日

借受者

住所

氏名

印

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

請求者  
 （全国連等・受託・借受団体名）  
 代表者氏名  
 担当者氏名  
 電話番号

㊟

下記のとおり事故が発生しましたので、報告します。

記

借受者	氏名 住所 電話番号
貸付施設等	施設等名 貸付開始日 貸付番号 貸付契約書番号
事故内容	日時 平成 年 月 日 AM・PM : 場所 状況 原因 概算見積額

## 貸付施設等事故報告書

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

請求者  
 (全国連等・受託・借受団体名)  
 代表者氏名  
 担当者氏名  
 電話番号

㊟

貴機構から借り受けています貸付施設等について、下記のとおり事故が発生しましたので、  
 修理業者の見積り、写真、証明書を付して報告します。

## 記

借 受 者	氏 名 住 所 電話番号
貸付施設等	施設等名 貸付開始日 平成 年 月 日 貸付番号 貸付契約書番号
事 故 内 容	日 時 平成 年 月 日 AM・PM : 場 所 状 況 原 因 概算見積額
修理業者等	業者名称 (氏名) 担当者氏名 住所 (所在地) 電話番号 修理日程 (予定) 平成 年 月 日～平成 年 月 日 見積額

貸付施設等事故復旧報告書

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

請求者  
(全国連等・受託・借受団体名)  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

印

平成 年 月 日付けで報告しました貸付施設等の事故について、下記のとおり修理を完了しましたので、報告します。

記

- 1 借受者  
氏名 (名 称)  
住所 (所在地)
- 2 貸付施設等の名称
- 3 貸付記号
- 4 貸付契約書番号
- 5 事故発生年月日 平成 年 月 日
- 6 事故発生場所
- 7 修理完了年月日 平成 年 月 日
- 8 復旧写真、請求書 別添のとおり
- 9 保険金振込先

## 畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）

平成17年8月30日17環機第735号の2制定

平成21年3月30日21環機第241号 改正

平成22年7月 8日22環機第615号 改正

### 第1 目的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）の畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機448号）（以下「実施要領」という。）に定める畜産環境整備リース事業（通常・直接リース）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「通常・直接リース」という。）並びにたい肥調整・保管施設リース事業（補助・直接リース）、畜産経営生産性向上支援リース事業（補助・直接リース）及びその他機構が定める補助付き直接リース事業（以下「補助・直接リース」という。）において、借受者が加入しなければならない畜産環境整備機構保証保険（以下「保険」という。）について、その内容及び手続等を定める。

### 第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領の定めるところによる。

### 第3 保険の内容

#### 1 保険の趣旨

この保険は、機構が実施するリース事業における借受者の機構に対する実施要領の規定に基づく精算額及び当該精算額に係る違約金の支払債務の履行を保証するため、借受者が機構を被保険者（保険金受取人）として加入する保険とする。

#### 2 包括契約の締結及び保険加入申込み

1) 機構は、保険の実施に当たり、保険会社と畜産環境整備機構保証保険包括契約（以下「包括契約」という。）を締結するものとする。

2) 機構は、借受者から保険加入申込みの委任を受けて、保険会社に保険の加入申込みを行うものとする。

なお、借受者が作成する委任状（別紙様式第1号）は、貸付契約締結時に受託団体を經由して機構に提出するものとする。

3) 借受者は、5の1)に規定する保険適用期間中は、2)の委任を解除することができないものとする。

#### 3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の1に掲げる債務の額とする。

ただし、補助・直接リースの適用を受ける貸付け（以下「補助リース」という。）にあっては、4の3)の(1)のイの(ア)及び(2)のイの(ア)の貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとする。

#### 4 保険料の納入方法、料率及び納入額

1) 保険料の料率は、別に定めるものとし、機構と保険会社が協議して変更することができるものとする。

2) 保険料は、借受者が負担するものとし、定められた納入期限までに受託団体が借受者から徴収して機構に納入するものとする。

なお、借受者以外の者が保険料を負担することは妨げない。

3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、通常リース（通常・直接リースの適用を受ける貸付けをいう。以下同じ。）及び補助リースごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a)  $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 4 / 12$

(b)  $(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}$

(注) 1 消費税相当額の消費税には、地方消費税を含む。以下同じ。

(注) 2 算定した額に10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額。以下同じ。

b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日

(イ) 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額

b 納入期限 第2回から最終回の前々回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

(ウ) 最終回の前回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 8 / 12$

b 納入期限 最終回の前回の貸付料の納入期限の日

(エ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額})] \times \text{当該年度の保険料率}$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a)  $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

(b)  $[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日

(イ) 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

- a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額
  - b 納入期限 第2回から最終回の前回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日
- (ウ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限
- a 納入額 次の算式により算定された額
 
$$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$$
  - b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額})] \times \text{当該年度の保険料率}$$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

5 保険の責任

1) 貸付施設等に係る保険は、当該貸付施設等の貸付開始の日から譲渡代金の納入期限までの間、適用されるものとする。

2) 保険の対象となる期間(以下「保険対象期間」という。)は、次のとおりとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

ウ イに定める期間以降、最終回の前回貸付料納入期限までは毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日から翌年度の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

エ 最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日から最終回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

オ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

ウ イに定める期間以降、最終回の納入期限までは、前回貸付料納入期限の翌月の初日から次回の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

エ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

3) 保険の責任は、2)の保険対象期間に係る4の3)の保険料を支払うことにより次のときから始まるものとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 2)の(1)のアの場合は、貸付開始日

イ 2)の(1)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日

ウ 2)の(1)のウの場合は、毎年度、前回貸付料納入期限の翌月の初日

エ 2)の(1)のエの場合は、最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日

オ 2)の(1)のオの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

- ア 2)の(2)のアの場合は、貸付開始日
  - イ 2)の(2)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日
  - ウ 2)の(2)のウの場合は、前回貸付料納入期限の翌月の初日
  - エ 2)の(2)のエの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日
- 4) 保険の責任は、次のいずれかのときに終わるものとする。
- ア 借受者が貸付料を納入期限までに納入したとき
  - イ 借受者が実施要領の規定に基づく買取請求に対し精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき
  - ウ 機構が保険会社から1に掲げる債務に係る保険金を受領したとき
- 6 借受者の責任
- 1) 借受者は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち機構が損害を被ったとして請求した額を機構へ弁済しなければならない。
  - 2) 借受者は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還しなければならない。
- 7 受託団体の責任
- 1) 受託団体は、借受者が第4の2の状態に至ったときは遅滞なく、その旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、その損害額を弁済しなければならない。
  - 2) 受託団体は、次に掲げる事実が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、受託団体はその損害額を弁済しなければならない。
    - ア 重複保険契約が締結されているか又は締結されようとしているとき
    - イ 保険契約内容及び保険金支払いに重大な変更又は影響を及ぼす事態が生じたとき
  - 3) 受託団体は、保険事故が発生したときは、次の事項について機構に協力するものとする。
    - ア 機構が保険事故について説明若しくは証明を求めたとき
    - イ 機構が保険事故発生の実態又は損害額を確認するために借受者の帳簿その他の書類について調査するとき
    - ウ 機構が被る損害の防止若しくは軽減のために必要な措置をとるとき
  - 4) 受託団体は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち、機構が損害を被ったとして借受者に請求した額を、機構に弁済するよう借受者を指導するものとする。
  - 5) 受託団体は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により適正化法の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還するよう借受者を指導するものとする。
- 8 保険の免責事項
- 包括契約に基づく保険金の受取人である機構が保険会社から保険金を受領することができない場合は、次のとおりとする。
- 1) 保険料を支払っていない場合
  - 2) 債務不履行の事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動、地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風、核燃料物質等による放射性・爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
  - 3) 受託団体及び借受者又はその者の法定代理人（借受者が法人である場合は、その法人の理事又は取締役等）の故意又は重大な過失によって生じた損害

#### 第4 保険事故と確定する手続

- 1 受託団体は、借受者が貸付料の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。
  - 1) 貸付料の納入期限までに貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して督促を行う。
  - 2) 1) の督促にもかかわらず、納入期限から2月を経過しても貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して配達証明付き内容証明郵便により督促状を送付するとともに、その写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第2号-1）により機構に報告する。
  - 3) 2) の督促にもかかわらず、納入期限から3月を経過しても貸付料が納入されないときは直ちに、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第2号-2）により機構に報告する。
- 2 受託団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保証保険に係る報告書（別紙様式第2号-3）により機構に報告する。  
この場合、1) については直ちに、2) については機構が保険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た後に機構に報告するものとする。
  - 1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清算の手続開始の申立が行われたとき、取引金融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・保全差押通知が発せられたとき
  - 2) 廃業（離農）、債務超過又は債務不履行となったとき
- 3 機構は、受託団体から1)の3)又は2)の報告を受けたときは、実施要領により貸付契約を解約のうえ、精算額により買取請求を行うとともに、保険会社に対して事態発生報告を行うものとし、借受者が納入期限までに当該精算額の支払債務を履行しなかったときは、これを保険事故とする。

#### 第5 保険金の支払請求

機構は、第4の3の保険事故をもって、保険会社に対して事故発生報告及び保険金の支払請求を行うものとする。

#### 第6 債権の譲渡と求償権の取得

- 1 機構は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する機構の債権（以下「債権」という。）を保険会社に譲渡するものとする。
- 2 保険会社は、機構に対して保険金を支払い、かつ、前項の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を取得するものとする。

#### 第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が通常・直接リース要領又は補助・直接リース要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡されたものとする。

#### 第8 受託団体等への通知

- 1 機構は、保険金を受領したときは直ちに、受託団体に対して、保険金を受領したこと及び保険会社に債権を譲渡したことを通知するものとする。
- 2 機構は、第6により債権の譲渡を行ったときは直ちに、その内容を借受者に通知するものとする。
- 3 実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の受託団体から借受者に対する通知及び2)の借受者に対する通知は、第4の1)の2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

#### 第9 その他

この要領の実施に関し必要な事項については、機構の理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から実施する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度要領（直接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

別紙様式第1号（借受者→受託団体→機構）

年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
借受者 住 所  
氏 名

印

### 畜産環境整備機構保証保険の加入申込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の2の2）の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申込みを委任します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	備 考

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
受託団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名



## 畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (2月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して2月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の2)の規定に基づき報告します。

### 記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限  
平成 年 月 日
- 6 遅延の理由

### 添付書類

4の借受者あての配達証明付き内容証明郵便の写し

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
受託団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

## 畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (3月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納入期限の翌日から起算して3月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の3)の規定に基づき報告します。

### 記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限  
平成 年 月 日
- 6 納入遅延に対する対応
  - 1) 後日納入予定、保険事故対応予定、その他 ( )
  - 2) 1) の具体的内容

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
受託団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

㊟

### 畜産環境整備機構保証保険に係る報告書

畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付けを受けました下記4の者について、下記7の事態が発生しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の2規定に基づき報告します。

#### 記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 次回の貸付料納入期限  
平成 年 月 日
- 6 発生日  
平成 年 月 日
- 7 事態の内容
  - 1) 破産、廃業、債務不履行、その他（ ）
  - 2) 1) に至った具体的原因

## 畜産環境整備機構保証保険要領（間接リース）

平成17年8月30日17環機第735号 制定

平成21年3月30日21環機第241号 改正

平成22年7月8日22環機第615号 改正

### 第1 目的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）の畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機448号）（以下「実施要領」という。）に定める畜産環境整備リース事業（通常・間接リース）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「通常・間接リース」という。）並びにたい肥調整・保管施設リース事業（補助・間接リース）、畜産経営生産性向上支援リース事業（補助・間接リース）及びその他機構が定める補助付き間接リース事業（以下「補助・間接リース」という。）において、借受者が加入しなければならない畜産環境整備機構保証保険（以下「保険」という。）について、その内容及び手続等を定める。

### 第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領の定めるところによる。

### 第3 保険の内容

#### 1 保険の趣旨

この保険は、機構が実施するリース事業における借受者の最終転貸借受団体（借受者に対し貸付施設等を転貸した者をいう。以下同じ。）に対する実施要領の規定に基づく精算額及び当該精算額に係る違約金の支払債務の履行を保証するため、借受者が当該最終転貸借受団体を被保険者（保険金受取人）として加入する保険とする。

#### 2 包括契約の締結及び保険の加入申込み

1) 機構は、保険の実施に当たり、保険会社と畜産環境整備機構保証保険包括契約（以下「包括契約」という。）を締結するものとする。

2) 機構は、借受者から保険加入申込みの委任を受けて、保険会社に保険の加入申込みを行うものとする。

なお、借受者が作成する委任状（別紙様式第1号）は、貸付契約（再貸付契約、再々貸付契約及び再々々貸付契約を含む。以下同じ。）締結時に最終転貸借受団体、転貸借受団体及び借受団体（以下「転貸借受団体等」という。）を経由して機構に提出するものとする。

3) 借受者は、5の1)に規定する保険適用期間中は、2)の委任を解除することができないものとする。

#### 3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の1に掲げる債務の額とする。

ただし、補助・間接リースの適用を受ける貸付け（以下「補助リース」という。）にあっては、4の3)の(1)のイの(ア)及び(2)のイの(ア)の貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとする。

#### 4 保険料の納入方法、料率及び納入額

1) 保険料の料率は、別に定めるものとし、機構と保険会社が協議して変更することができるものとする。

2) 保険料は、借受者が負担するものとし、定められた納入期限までに転貸借受団体等を経由して機構に納入するものとする。

なお、借受者以外の者が保険料を負担することは妨げない。

3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、通常リース（通常・間接リースの適用を受ける貸付けをいう。以下同じ。）及び補助リースごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a)  $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 4 / 12$

(b)  $(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}$

(注) 1 消費税相当額の消費税には地方消費税を含む。以下同じ。

2 算定した額に10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額。以下同じ。

b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日

(イ) 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額

b 納入期限 第2回から最終回の前々回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

(ウ) 最終回の前回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 8 / 12$

b 納入期限 最終回の前回の貸付料の納入期限の日

(エ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額})] \times \text{当該年度の保険料率}$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a)  $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

(b)  $[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

- b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日
- (イ) 第2回から最終回の前回までの納入額の算定方法及び納入期限
  - a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額
  - b 納入期限 第2回から最終回の前回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日
- (ウ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限
  - a 納入額 次の算式により算定された額
 
$$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$$
  - b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額})] \times \text{当該年度の保険料率}$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

5 保険の責任

- 1) 貸付施設等に係る保険は、当該貸付施設等の貸付開始の日から譲渡代金の納入期限までの間、適用されるものとする。
- 2) 保険の対象となる期間(以下「保険対象期間」という。)は、次のとおりとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

- ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- ウ イに定める期間以降、最終回の前回貸付料納入期限までは毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日から翌年度の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- エ 最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日から最終回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- オ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

- ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- ウ イに定める期間以降、最終回の納入期限までは、前回貸付料納入期限の翌月の初日から次回の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
- エ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

- 3) 保険の責任は、2)の保険対象期間に係る4の3)の保険料を支払うことにより次のときから始まるものとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

- ア 2)の(1)のアの場合は、貸付開始日
- イ 2)の(1)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日
- ウ 2)の(1)のウの場合は、毎年度、前回貸付料納入期限の翌月の初日
- エ 2)の(1)のエの場合は、最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日

オ 2)の(1)のオの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日  
(2)年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 2)の(2)のアの場合は、貸付開始日

イ 2)の(2)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日

ウ 2)の(2)のウの場合は、前回貸付料納入期限の翌月の初日

エ 2)の(2)のエの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

4) 保険の責任は、次のいずれかのときに終わるものとする。

ア 借受者が貸付料を納入期限までに納入したとき

イ 借受者が実施要領の規定に基づく買取請求に対し精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき

ウ 機構が保険会社から1に掲げる債務に係る保険金を受領したとき

## 6 借受者の責任

1) 借受者は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち機構が損害を被ったとして請求した額を機構へ弁済しなければならない。

2) 借受者は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還しなければならない。

## 7 転貸借受団体等の責任

1) 借受団体及び転貸借受団体は、借受者が第4の2の状態に至ったときは遅滞なく、その旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、その損害額を弁済しなければならない。

2) 転貸借受団体等は、次に掲げる事実が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、転貸借受団体等はその損害額を弁済しなければならない。

ア 重複保険契約が締結されているか又は締結されようとしているとき

イ 保険契約内容及び保険金支払いに重大な変更又は影響を及ぼす事態が生じたとき

3) 転貸借受団体等は、保険事故が発生したときは、次の事項について機構に協力するものとする。

ア 機構が保険事故について説明若しくは証明を求めたとき

イ 機構が保険事故発生の実態又は損害額を確認するために転貸借受団体等及び借受者の帳簿その他の書類について調査するとき

ウ 機構が被る損害の防止若しくは軽減のために必要な措置をとるとき

4) 転貸借受団体等は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち、機構が損害を被ったとして請求した額を、借受者と連帯して機構に弁済しなければならない。

5) 転貸借受団体等は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により適正化法の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を借受者と連帯して機構に返還しなければならない。

## 8 保険の免責事項

包括契約に基づく保険金の受取人である最終転貸借受団体が保険会社から保険金を受領することができない場合は、次のとおりとする。

1) 保険料を支払っていない場合

2) 債務不履行の事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動、地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風、核燃料物質等に

よる放射性・爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

3) 最終転貸借受団体及び借受者又はその者の法定代理人（借受者が法人である場合は、その法人の理事又は取締役等）の故意又は重大な過失によって生じた損害

#### 9 保険金支払請求権及び保険金受領権

1) 包括契約に基づく保険金の受取人である最終転貸借受団体は、保険金の支払請求権及び受領権を借受団体に委任（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体が存在する場合は、最終転貸借受団体は当該転貸借受団体に委任し、当該転貸借受団体は借受団体に委任）するものとする。

2) 借受団体は、1) により委任を受けた権利を機構に委任するものとする。

3) 機構は、2) により委任を受けた権利に基づき、保険会社から直接、保険金の支払を受けることができるものとする。

4) 最終転貸借受団体が作成する委任状（別紙様式第2号-1）は貸付契約締結時に借受団体を経て（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体がある場合は、最終転貸借受団体は当該転貸借受団体を経て、当該転貸借受団体は借受団体を経て）、借受団体が作成する委任状（別紙様式第2号-2）は貸付契約締結時に直接、機構に提出するものとする。

5) 転貸借受団体等は、5の1)に規定する保険適用期間中は、1)及び2)の委任を解除できないものとする。

#### 第4 保険事故と確定する手続

1 最終転貸借受団体は、借受者が貸付料の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。

1) 貸付料の納入期限までに貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して督促を行う。

2) 1)の督促にもかかわらず、納入期限から2月を経過しても貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して配達証明付き内容証明郵便により督促状を送付するとともに、その写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第3号-1）により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

3) 2)の督促にもかかわらず、納入期限から3月を経過しても貸付料が納入されないときは直ちに、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第3号-2）により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

2 最終転貸借受団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保証保険に係る報告書（別紙様式第3号-3）により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

この場合、1)については直ちに、2)については機構が保険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た後に機構に報告するものとする。

1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清算の手続開始の申立が行われたとき、取引金融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・保全差押通知が発せられたとき

2) 廃業（離農）、債務超過又は債務不履行となったとき

3 機構は、最終転貸借受団体から1の3)又は2の報告を受けたときは、実施要領により貸付契約を解約のうえ、精算額により買取請求を行うとともに、保険会社に対して事態発生報告を行うものとし、借受者が納入期限までに当該精算額の支払債務を履行しなかったときは、これを保険事故とする。

#### 第5 保険金の支払請求

機構は、第4の3の保険事故をもって、保険会社に対して事故発生報告及び保険金の支払請求を行うものとする。

## 第6 債権の譲渡と求償権の取得

- 1 最終転貸借受団体は、機構が保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する最終転貸借受団体の債権（以下「債権」という。）を借受団体に譲渡（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体が存在する場合は、最終転貸借受団体が転貸借受団体に譲渡し、当該転貸借受団体が借受団体に譲渡）し、借受団体は当該債権を機構に譲渡するものとする。
- 2 機構は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、かつ、最終転貸借受団体の権利を害さない範囲内で、当該債権を保険会社に譲渡するものとする。
- 3 保険会社は、機構に対して保険金を支払い、かつ、前項の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を取得するものとする。

## 第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金を受領をもって、借受者が実施要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、転貸借受団体等を経て借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡されたものとする。

## 第8 転貸借受団体等への通知

- 1 機構は、保険金を受領したときは直ちに、借受団体にその旨を通知し、借受団体は転貸借受団体及び最終転貸借受団体にその旨通知するものとする。
- 2 転貸借受団体等及び機構は、第6により債権の譲渡を行ったときはそれぞれ直ちに、その内容を借受者に通知するものとする。
- 3 実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の最終転貸借受団体から借受者に対する通知及び2の借受者に対する通知は、第4の1の2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

## 第9 その他

この要領の実施に関し必要な事項については、機構の理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取り扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。
- 4 平成17年3月31日以前に加入した保証保険の取扱いについては、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から施行する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（間接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

### 附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（借受者→転貸借受団体・借受団体経由→機構）

年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
借受者 住 所  
氏 名

印

### 畜産環境整備機構保証保険の加入申込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の2の2）の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申込みを委任します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	最終転貸借受団体

借受団体の長 殿

〒  
最終転貸借受団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

畜産環境整備機構保証保険に係る保険金請求権、保険金受領権等の委任並びに債権譲渡について

当（団体名）は、下記の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記の貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の9の4）の規定に基づき、貴（団体名）に当該保険契約における保険金請求権及び受領権並びに復代理人の選任に係る権利を委任します。

なお、下記契約に係る保険事故が生じた場合は、畜産環境整備機構が保険金を受領した後、下記の借受者に係る債権を要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴（団体名）に譲渡します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	借 受 者 (転貸借受団体)

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
借受団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

### 畜産環境整備機構保証保険に係る保険金請求権、保険金受領権の委任並びに債権譲渡について

当（団体名）は、下記の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記の貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の9の4）及び貸付施設等貸付契約書第10条の3の規定に基づき、貴機構に当該保険契約における保険金請求権及び受領権を委任します。

なお、下記契約に係る保険事故が生じた場合は、貴機構が保険金を受領した後、下記の借受者に係る債権を要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴機構に譲渡します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	借 受 者

別紙様式第3号-1 (最終転貸借受団体→転貸借受団体・借受団体経由→機構)

番 号  
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
最終転貸借受団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

## 畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (2月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して2月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の2)の規定に基づき報告します。

### 記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限  
平成 年 月 日
- 6 遅延の理由

### 添付書類

4の借受者あての配達証明付き内容証明郵便の写し

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
最終転貸借受団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名



### 畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (3月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して3月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の3)の規定に基づき報告します。

#### 記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限  
平成 年 月 日
- 6 納入遅延に対する対応
  - 1) 後日納入予定、保険事故対応予定、その他 ( )
  - 2) 1) の具体的内容

#### 添付書類

4の借受者との貸付契約書の写し

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
最終転貸借受団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

### 畜産環境整備機構保証保険に係る報告書

畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等を貸付けました下記4の者について、下記7の事態が発生しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の2規定に基づき報告します。

#### 記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 次回の貸付料納入期限  
平成 年 月 日
- 6 発生日  
平成 年 月 日
- 7 事態の内容
  - 1) 破産、廃業、債務不履行、その他 ( )
  - 2) 1) に至った具体的原因

添付書類

4の借受者との貸付契約書の写し

## 財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き

平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 779 号 制 定

平成 22 年 7 月 8 日 22 環機第 615 号 一部改正

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号 一部改正

### 1 貸付施設等の決定

機構は、貸付申請書に記載されている貸付対象施設等の販売業者等から提出された当機構あての見積書の内容を検討し、適当と認めた場合は、当該貸付施設等の購入を決定することとする。

### 2 貸付決定の通知及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付申請者に対して 1 の貸付決定を通知する。

(2) 機構は、販売業者等と 1 により決定した貸付施設等の売買契約を別紙書式により締結し、締結された売買契約書はそれぞれ 1 部ずつ保有するものとする。

### 3 貸付施設等の納入及び検収

(1) 販売業者等は、売買契約書に記載した貸付施設等の納入期限を遵守するものとし、やむを得ない事情により遅延する場合には、機構にあらかじめ連絡し、承認を得るものとする。

ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、原則として、平成 26 年 3 月 31 日を超える納期の延長は認めないものとする。

(2) 販売業者等は、納入した貸付施設等について、検収者の指名した検収実施者が行う検収を受けるものとする。

### 4 売買代金の支払い

(1) 販売業者等は、貸付施設等を売買契約書に基づき納入し、検収実施者の検収が終了したときは、機構に対し、当該貸付施設等の代金の支払いを請求できるものとする。

(2) 販売業者等は、(1)の請求に当たっては、貸付施設等設置確認書を添付した請求書を受託団体又は借受団体（以下「受託団体等」という。）に提出するものとする。

(3) 機構は、受託団体等から提出された貸付施設等検収報告書、検収写真、請求書及び貸付施設等設置確認書に不備がないことを確認したときは、これら書類を受理した日から 40 日以内に当該代金を指定口座に振り込むものとする。

## 販売業者との売買事務手続き等について（詳細版）

財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産高度化支援リース事業（以下「リース事業」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金を原資として運営しており、会計検査院による検査の対象となります。

このため、販売業者は、リース事業に係る売買手続き等につきまして、以下により適切に行ってください。

### 第1 貸付申請書の添付書類

#### 1 見積書

- (1) リース事業のうち、補助金が交付されるたい肥調整・保管施設リース事業などの補助付きリース事業については、借受者が三者以上の見積書を徴することになっておりますので、販売業者にあってはご了知いただくとともに、正確な記載をお願いします。
- (2) 販売業者は、貸付施設・機械・装置（以下「貸付施設等」という。）を使用しようとする借受者からの請求（借受者等が所属する農業協同組合等の受託団体・借受団体・転貸借受団体が代理で請求することもあります。）に応じ、見積書を提出してください。

(注) 借受者とは、実際に貸付施設等を使用する者をいい、受託団体・借受団体・転貸借受団体とは、配合飼料価格安定基金協会、農業協同組合連合会、農業協同組合、食肉事業協同組合連合会等の団体をいいます。

- (3) 見積書における相手先は、当該貸付施設等を購入する機構になりますが、見積書の提出先は、借受者になりますので注意してください。
- (4) 見積書は、次の留意事項に沿って作成してください。
  - ① 本体価格（税抜価格）は千円単位とし、本体価額に係る消費税額を記載します。また、値引きがある場合は、本体価格からの値引き後の価額に、消費税額を記載します。
  - ② 見積書の相手先は、(3)のとおり「財団法人畜産環境整備機構」になりますが、貸付申請者及び設置場所についても記載してください。
  - ③ 見積書の有効期限は、受託団体・借受団体等の事務手続き期間等を考慮し、3ヶ月以上の期間を設定してください。なお、有効期間の設定が困難な場合は、記載しなくても結構です。
  - ④ 工事内容などの積算の内訳が伴うものは、単に「一式」とせず、明細として、数量（員数）、単価、金額などを、数量（員数）×単価＝金額（円未満は切り捨て）による方法で記載してください。（なお、一式の金額が10万円以下で明細の記載が難しい場合に限り、止むを得ないものとします。）
  - ⑤ 諸経費に含まれる工事の名称は、「図面作成費」、「現場管理費」、「交通費」、「通信費」等になります。なお、「建築確認申請料」、「役職員給与」、「保険料」等は、リース事業の見積の対象としておりませんので、計上しないでください。
  - ⑥ トラック、ダンプカー、冷蔵冷凍車、ミルクタンクローリー等の自動車税、自動車検査登録等に係る経費は、リース事業の見積の対象としておりませんので、計上しないでください。
- (5) 貸付料等の据付けを第三者に行わせようとする場合は、行わせようとする相手方や工事内容等について見積書に記載してください。
- (6) 機構に見積書を提出した後の設置場所・施工施設の設計変更、機種・仕様の変更、

見積金額の変更等はできません。

## 2 カタログ及び設計図書

- (1) カタログに複数の機械装置が表示されている場合は、申請の対象となる貸付施設等の名称、型式及び仕様の欄を赤色等で囲うなどして明示してください。
- (2) 堆肥置き場等の構築物等の工事を伴う場合は、次項に留意して作成した設計図、実施設計書などを添付します。
  - ① 見積書に記載された工事内容の明細が明らかになるよう、できるだけ詳細に作成します。
  - ② 構築物については、平面図、立面図、側面図、断面図、屋根伏図、梁組図及び鉄筋組図（網の付設図も含む。）及び基礎図を示し、その材質、仕様、寸法、数量等を明確に記載した実施設計書を添付してください。
  - ③ 堆肥置き場等の構築物については、図面に総面積及び柱芯々内面積の㎡数を記載します。

## 第2 売買契約書の締結等

### 1 売買契約書の送付

機構が貸付施設等の貸付けを決定したときは、機構から販売業者等に対して、機構印を押印した売買契約書2通、貸付施設等設置確認書、貸付記号シール（（独）農畜産業振興機構名入り）及び「販売業者との売買事務について（この留意事項）」を送付します。

なお、貸付記号シールは、再発行できませんので、貸付施設等に貼付するまでの間、紛失等の無いよう十分注意の上保管してください。

### 2 売買契約の締結

- (1) 売買契約書別表の仕様書に記載された内容と、見積書の内容が合致していることを確認の上、売買契約書の1ページ1行目の売主名の記載欄に、販売業者等の法人名（個人営業の場合は個人の名）を、裏面下方の売主名の記載欄に販売業者等の法人名及び代表者職名・氏名（個人営業の場合は個人名）を記載し、代表者印を押印してください。
- (2) 本社以外の支社、支店、営業所等の名称で売買契約を締結する法人にあつては、本社から売買契約締結に関する権限が認められている者の印を使用することになります。

### 3 売買契約書の保管

前項により記載、押印等を行った売買契約書2通のうち、1通は販売業者が保管し、残り1通を売買契約書を受領後20日以内に、機構あてに返送してください。

## 第3 貸付施設等の設置

- 1 貸付施設等を設置するために必要な建築確認、農地転用許可その他の法的手続については、販売業者等の責任において、借受者と相談の上、適切に処理するようにしてください。
- 2 貸付施設等は、売買契約書の仕様書に記載された納入期限までに設置してください。

納入期限は機構が決定しますので、貸付施設等の納期又は工期等の関係で納期までに設置が間に合わないことが見込まれる場合は、速やかに受託団体・借受団体等を通じて、機構に「貸付施設等納入延期願い」（別紙様式1）を提出してください。
- 3 道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき自動車登録を要する車両類にあつては、自動車検査登録日を検収日（受渡日）としますので、ご注意ください。

- 4 貸付施設等の所有権は機構にあります。貸付契約により公租公課については借受者が負担することになっております。地方税には、納税管理人制度があり、当該都道府県に住所等を有しない納税義務者は納税管理人を指定して納税を行わせることができることとなっておりますので、貸付施設等が車両である場合には、できるだけこの制度を活用するよう借受者に協力して手続を取って頂くようお願いいたします。具体的には、販売業者の方で所轄の自動車税事務所から納税管理人の申告用紙の交付を受けたうえで、納税義務者の欄以外はすべて記入し、借受者から納税管理人の欄に記名押印を受けて機構に提出して頂くようお願いいたします。なお、申告書の様式は都道府県により異なりますので、それぞれの様式によって下さい。記入方法等の詳細は、各都道府県の地方税条例を参照されるとともに、所轄の自動車税事務所を確認してください。

#### 第4 検収等

- 1 販売業者は、売買契約に基づき設置した貸付施設等について、仕様書に記載された内容であることの確認を行うため検収を受けるとともに、検収実施者が行う検収に立会が求められます。
- 2 販売業者は、貸付施設等の設置完了後、速やかに、当該貸付施設等を設置した場所において検収が実施されますので、受託団体・借受団体（又は再受託団体等）又は借受者と連絡を取り、検収の日時について確認してください。
- 3 検収には、受託団体・借受団体等の役職員である検収実施者のほか、借受者も立会ますのでご了承ください。

なお、貸付施設等検収報告書の貸付施設等検収調書の表において、検収の立会人である販売業者の確認のための記名押印を求められますのでご了解願います。
- 4 販売業者が貸付施設等の検収立会に要する経費（見積書に計上されている納入のための運搬費を除く。）は、販売業者の負担になります。
- 5 検収実施者は、検収当日にカラー写真6枚程度（デジタルカメラによるプリントでも可）を撮影しますので、販売業者は、貸付施設等への貸付記号シール等の貼付確認等に協力してください。

#### 第5 貸付記号及び（独）農畜産業振興機構名入りシールの貼付

- 1 販売業者が貸付施設等に貼付する貸付記号シール及び（独）農畜産業振興機構シールは、裏面の台紙を剥がして確認できる位置に貼付してください。
- 2 貸付記号シールを貼付する貸付施設等が長期間の貼付に不向きな（剥がれやすい）素材等であっても、貼りやすい（剥がれにくい）場所を探すか、若しくはアクリル板等を利用する等の方法で必ず貼付してください。
- 3 屋外の貸付施設等に貸付記号シールを貼付する場合は、雨風に対する防御を考えて貼付してください。
- 4 生乳リースにあっては、平成25年から貸付記号シールを送付しています。なお、雨風に対する防御ができにくい所は、機構から通知する貸付記号をラッカー等の塗料を用いて、直接貸付施設等に記入しても構いませんが、送付した貸付記号シールは必ず貼付してください。
- 5 特殊な貸付施設等への貼付について
  - (1) 換気装置などのように、複数の畜舎等に数十基の換気扇を同時に設置するものについては、畜舎等ごとに取り付ける換気扇等を1つの貸付施設等として括り、畜舎等ごとに貸付記号を付します。貸付記号シールは、制御盤、コントロールボックス等若しくは畜舎内の貼付可能な場所に貼り付けしてください。
  - (2) 水中ポンプ、浄化槽のばっき装置などのように、汚水中に設置されるものについて

は、制御盤、コントロールボックス等に貼り付けしてください。

- (3) 発情発見機などのように貸付施設等が複数ある場合であっても、貸付記号シールは1枚の送付となりますので、無線受信ボックスの扉内側に貼るなど、判りやすい場所に工夫するなどして貼り付けてください。

## 第6 貸付施設等設置確認書（別紙様式2）

- 1 販売業者は、第4による検収が終了し、当該貸付施設等の設置が完了したことを証するための貸付施設等設置確認書（この項において「確認書」という。）について、次の事項に留意して作成するよう借受者に依頼してください。

### (1) 確認書の日付

確認書の日付（様式右上方の提出日）は、検収が行われた年月日としてください。検収者が作成する貸付施設等検収報告書に記載された検収日と同日になります。なお、この日をもって当該貸付施設等の所有権が販売業者から機構に移転するとともに、当該貸付施設等の借受者へのリースが開始されます。

また、道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき自動車登録を要する車両類にあっては、自動車検査登録日をもって検収を実施した日とみなすため、車両等登録日が確認書の日付となります。

### (2) 記名、押印

確認書の内容を確認した上で、所在地、借受者の名称、代表者名を記載して押印してください。

- 2 販売業者は、借受者から受領した確認書を、当該貸付施設等代金の請求書と共に、受託団体・借受団体等を経由し機構に提出してください。

## 第7 代金支払い

- 1 販売業者は、当該代金の請求書を検収終了後20日以内に、貸付施設等設置確認書と共に受託団体・借受団体等を経由し、機構に提出することになります。
- 2 機構に提出する請求書は、販売業者が通常使用しているもので結構です。
- 3 請求書は、次の内容について記載してください。
- ① 請求書の日付は、検収実施日以降の日としてください。
  - ② 請求先は、財団法人畜産環境整備機構理事長あてにしてください。
  - ③ 請求額は、消費税額を明確にした金額としてください。
  - ④ 振込先金融機関名、口座名義名、預金種類、口座番号等を明確に記載し、間違えやすい名称には振り仮名をしてください。
- 4 機構は、受託団体・借受団体等から貸付施設等検収報告書及び貸付施設等設置確認書を貼付した請求書を受理し、書類に不備がない場合は、受理した日から40日以内に、当該代金を請求書に記載された指定口座に振り込みます。ただし、指定口座に振り込むまでの間に、売買代金を振り込むことが適当ではないと認められる事項が発見されたときは、振込みを延期することがあります。

## 第8 その他

貸付施設等の売買において、品質の保証及び納入期限の遅延等の契約違反並びに所有権が機構に移るまでの貸付施設等の危険負担等について、販売業者は売買契約書を順守し、責任を持って業務を進めてください。

(別紙様式1)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

住所(所在地)  
電 話  
販 売 業 者 名  
代表者役職氏名

印

貸付施設等納入延期願い

平成 年 月 日付けで財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約を締結した貸付施設等の納入期限を下記のとおり延期したいので、ご承認願います。

なお、借受者の了解は受けておりますことを申し添えます。

記

- 1 納入先(借受者) :
- 2 受託団体・借受団体 :
- 3 貸付施設等の名称 :
- 4 貸付記号(番号) :
- 5 延 期 理 由 :
- 6 当 初 納 入 期 限 :
- 7 延 期 納 入 期 限 :

(別紙様式2)

貸付施設等設置確認書

平成 年 月 日

販売業者等の代表者 殿

借 受 者  
所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

財団法人畜産環境整備機構から借り受ける貸付施設等については、下記のとおり適正に設置が完了したことを確認しました。

記

設置場所			
貸付記号			
貸付施設等の名称			
銘 柄			
型 式			
機械製造番号等			
車両等登録日 (車両等の場合)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号 (車両等の場合)			
貸付施設等設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
摘 要			

## 財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約書

売主 (以下「甲」という。)と  
買主 財団法人畜産環境整備機構(以下「乙」という。)は、乙が実施するリース事業に係る貸付施設等の買入れ(請負工事により取得する場合を含む。以下同じ。)について、乙が定める当該事業の実施要項に基づくほか、次のとおり契約を締結する。

(買入れる貸付施設等とその価額)

第1条 乙が甲から買入れる貸付施設等とその価額(第3条に定める設置場所において貸付施設等の据付(工事を含む。以下同じ。)が完了するまでの経費を含む。)は、別添の仕様書による。

(第三者による履行)

第2条 甲は、貸付施設等の据付を第三者に行わせようとする場合は、あらかじめ乙に通知しなければならない。本件契約の申込みに当たってその旨を見積書等に記載する等により乙に提出している場合は、この通知がなされたものとみなす。

2 前項の場合、甲は、当該第三者の行為についてすべての責任を負わなければならない。

(貸付施設等の設置場所と納入期限)

第3条 貸付施設等の設置場所と納入期限は、別添仕様書のとおりとし、納入期限までに貸付施設等の据付を完了しなければならない。

2 甲は、据付に支障を及ぼす天災、天候の不良、許認可の遅延その他乙の責に帰することができない事由によって納入期限までに据付が完了しないと見込まれるときは、遅滞なくその理由を付して乙に納入期限の延長を申請しなければならない。

(他人の土地の使用)

第4条 甲は、据付のため借受者又は第三者の所有又は管理する土地又は建物に立ち入り、又は使用する必要がある場合には、当該借受者又は第三者の承諾を得なければならない。

(第三者の損害等)

第5条 貸付施設等の据付のために第三者に損害が生じたときは、その損害の発生が乙又は借受者の責に帰すべき事由による場合を除き、甲が賠償の責任を負う。

2 そのほか貸付施設等の据付に関し第三者との間に紛議が生じたときは、甲の責任で解決に当たるものとする。

(検収)

第6条 貸付施設等の検収は、実施要領及び畜産環境整備機構貸付施設等検収要領に基づき行う。

2 甲は、貸付施設等の設置場所への据付が完了した後、検収者の指定する検収実施者が実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった場合は、速やかに代替品を納入し、又は補修工事、追加工事等を行って、再検収を受けなければならない。

3 検収に合格したときは、甲は、検収者及び借受者の立会のもとに乙が定めたシールを貼付する等により貸付記号を見やすい場所に表示するものとする。

(所有権の移転時期)

第7条 貸付施設等の所有権は、前条の検収が不備なく終了した時点で甲から乙に移転するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から前条の規定により乙に所有権が移転するまでの間の当該貸付施設等に係る危険は、甲が負担するものとする。

(売買代金の支払)

第9条 甲は、第6条の検収が終了した場合には、売買代金請求書に貸付施設等の借受者への引渡しを証明する書類の原本及び貸付施設等検収報告書の写しを添付して乙に売買代金を請求するものとし、乙は、これらの書類に不備がなければ、売買代金請求書を受理した日から40日以内に甲の指定する金融機関の口座にその売買代金を振り込むものとする。

(品質の保証等)

第10条 甲は、貸付施設等が別添の仕様書のと  
おりの性能を有すること及び隠れた瑕疵が  
ないことを乙に保証するものとする。

2 甲は、貸付期間内に隠れた瑕疵が発見さ  
れたときは、機構が当該瑕疵担保責任に基  
づく損害賠償請求権を借受者に譲渡するこ  
とにあらかじめ同意するものとする。

(秘密保持の義務)

第11条 甲及び乙は、本件契約の締結及び履  
行に関し知り得た相互及び借受者に関  
する秘密及び個人情報を漏らしてはな  
らない。

2 甲は、第2条の規定により第三者に貸付施  
設等の据付けを行わせるときは、当該第三  
者にも前項の義務を遵守させるよう秘密保  
持契約を締結するなどの必要な措置を講じ  
なければならない。

(契約違反の処理)

第12条 貸付施設等の納入が第3条に定める納  
入期限よりも遅延した場合には、甲は、その  
遅延した部分の価額(その遅延により貸付施  
設等の全部が使用できない場合は全価額)  
について年率14.6%の割合で延滞金を支  
払わなければならない。ただし、甲の申し出  
によりやむを得ない事由と認められる場合  
は、延滞金の全部又は一部を免除するこ  
とができる。

(不可抗力による実施不能の場合)

第13条 天災地変その他の不可抗力により本件  
契約の履行の全部又は一部が履行不能とな  
ったときは、甲又は乙は本件契約を解除す  
ることができ、相互に責任を負わない。

2 甲又は乙が本契約の条項に違反したとき  
は、相手方は、本契約を解除し、又はこれに

よって生じた損害の賠償を請求することがで  
きる。

(解釈等についての協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は解釈上  
の紛議については、双方は信義誠実の原  
則に基づき協議の上これを解決するもの  
とする。

(畜産経営力向上緊急支援リース事業に関する特  
則)

第15条 畜産経営力向上緊急支援リース事業に  
係る貸付施設等についての第3条第2項の規  
定の適用については、平成26年3月末日を超  
えて納入期限を延長することはできないもの  
とする。

2 畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る貸  
付施設等についての第6条の規定による検収  
(第2項の規定による再検収を含む。)は、遅く  
とも平成26年3月末日までに終了しなければなら  
ないものとする。

3 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、催  
告を要せず通知をもって本契約を解除するこ  
とができるものとする。

4 前項の場合は、乙は、乙に故意過失がある場  
合を除き、一切の責任を負わない。この場合の  
本契約対象物件の取扱い等については、甲と借  
受者との間で解決するものとする。

(合意管轄)

第16条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必  
要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第  
一審の専属管轄裁判所とすることに合意す  
る。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

平成 年 月 日

売主(甲) 住所  
氏名 印

買主(乙) 住所 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号  
氏名 財団法人畜産環境整備機構  
理事長 堤 英 隆 印

(直接リース)

財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書

(事業名: )

財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、貸付施設等の貸付けに関し、甲の上記事業に係る実施要領(以下「実施要領」という。)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第1条 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の4の(1)に定める取得価額は、別表に定めるとおりとする。

(貸付料)

第2条 貸付料は、実施要領第3の4に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であって、別表に定めるとおりとする。

(貸付料の納入)

第3条 乙は、実施要領第3の5に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに受託団体(第18条の「受託団体」をいう。以下「丙」という。)を経て(丙がない場合は直接)甲の指定する金融機関に払込むことにより納入するものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付期間は別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第11の2の検収を不備なく終了した日とする。

2 この貸付契約は、第12条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

(貸付施設等の引渡し等)

第5条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。

2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(貸付施設等の瑕疵)

第6条 検収終了後貸付施設等に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。

2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の売り主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

3 前2項の場合、この貸付契約は変更されないものとする。

(公租公課等)

第7条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を納付するものとする。

2 補助付きリース事業にあつては、乙は、甲の指示に基づき実施要領第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還手続を行うものとする。

(損害保険)

第8条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から丙を

経て徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6の1に基づき、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一若しくは貸付期間中これを更新し存続するものとする契約を締結するものとする。

2 乙は、貸付施設等を前項ただし書きの損害保険に付したときは、当該保険証券の写しを丙を経て甲に提出するものとする。

3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。

(1)第15条の(1)の乙の負担する経費への支払い

(2)第15条の(2)の精算に要する経費への支払い

(保証保険)

第9条 甲は、乙から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。

2 この保証保険の保険料は乙が負担するものとし、乙は、定められた納入期日までに丙を経て甲に納入するものとする。

3 甲は、保険金の支払い請求権及び受領権に基づき、保険会社から直接保険金の支払いを受け取るものとする。

4 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、甲の乙に対する債権(実施要領第13の5の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。))及び当該精算額に係る実施要領第14の2に基づく違約金をいう。)に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第10条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設等を管理し使用するものとする。

2 乙は、貸付施設等について正常な機能の維持管理のための補修、修理を行うものとする。

(設置場所の変更)

第11条 乙は、貸付施設等の設置場所を変更しようとするときは、事前に丙を経て甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等)

第12条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、当該貸付施設等を乙に譲渡するものとする。

2 甲は、第9条第3項に基づく保険金の受領をもって、乙が実施要領第4の1に基づき当該貸付

施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙に引き渡すものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第13条 乙は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

- (1) 目的以外の用に使用すること
- (2) 第三者へ転貸し、又は譲渡すること
- (3) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること

2 乙は、貸付施設等を改造してはならない。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第14条 乙は、この貸付契約を中途で解約することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第15条 甲及び乙は、貸付期間中乙の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

- (1) 当該貸付施設等が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。
- (2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、乙は、実施要領第8の3に基づく精算額で償い、又は当該貸付施設等を買取るものとし、精算完了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(契約違反)

第16条 乙がこの貸付契約に定める条項の一つに違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

- (1) 違約金の支払請求
- (2) 契約の解約及び精算額による貸付施設等買取請求
- (3) 損害賠償の請求

(検査及び報告)

第17条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙及び丙はその検査に協力しなければならない。

2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について丙を経て甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の求めに応じて、貸付施設等の管理、使用状況を丙を経て報告しなければならない。

(丙への業務委託)

第18条 甲は、丙に、乙が甲に納入、提出等する事項に係る事務及び甲が乙に通知等する事項に係る事務を委託するものとする。

2 乙は、第3条、第8条、第9条、第11条及び第17条に定める事項については、丙を経て行うものとする。

( 丙 )  
(再受託団体)

(その他)

第19条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生乳リースに関する適用除外)

第20条 第9条の規定は、生乳リースには適用しない。

(畜産経営力向上緊急支援リース事業に関する特則)

第21条 畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る貸付については、乙は、甲が定める補助金の申請、交付等に関する手続に従わなければならない。

2 次の各号に該当する場合は、甲は、催告を要せず通知をもって本契約を解除することができるものとする。

ア 乙が前項の規定に違反したとき

イ 貸付施設等の検収(再検収を含む。)が平成26年3月末日までに終了しなかったとき

3 前項の場合は、甲は、甲に故意過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。この場合の本契約対象物件の取扱い等については、乙と当該物件の売主との間で解決するものとする。

(合意管轄)

第22条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号  
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号  
財団法人 畜産環境整備機構  
理事長 堤 英 隆

乙

印

(間接リース)

## 財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書

(事業名： )

財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、貸付施設等を乙が借受者に貸付けることに関し、甲の上記事業に係る実施要領(以下「実施要領」という。)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第 1 条 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の4の(1)に定める取得価額並びに同第1の2に定める借受者は、別表に定めるとおりとする。

2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還手続を行わせるものとする。

(貸付料)

第 2 条 貸付料は、実施要領第3の4に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であって、別表に定めるとおりとする。

(損害保険)

第 9 条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6の1に基づき、借受者に対し、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一若しくは貸付期間中これを更新し存続することとする契約を締結させるものとする。

(貸付料の納入)

第 3 条 乙は、実施要領第3の5に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに甲の指定する金融機関に払込むことにより納入するものとする。

2 乙は、借受者が貸付施設等を前項ただし書きの損害保険に付したときは、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

(貸付期間等)

第 4 条 貸付期間は、別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第11の2の検収を不備なく終了した日とする。

2 この貸付契約は、第13条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。

(1)第16条の(1)の借受者の負担する経費への支払い

(2)第16条の(2)の精算に要する経費への支払い

(貸付施設等の引渡し等)

第 5 条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。

2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(保証保険)

第10条 甲は、借受者から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。

(貸付施設等の再貸付け)

第 6 条 乙が転貸借受団体(乙が借り受けた貸付施設等を他の転貸を目的とする団体又は借受者に転貸するため再貸付契約を締結した者をいう。以下同じ。)に貸付けをする場合、この貸付契約の内容をその内容とする契約を転貸借受団体との間で締結するものとする。その場合、再貸付料は第2条に定める貸付料の額を超えないものとする。

2 この保証保険の保険料は借受者が負担するものとし、乙は、当該保険料をとりまとめ、定められた納入期日までに甲に納入するものとする。

3 乙は、保証保険に係る包括的な契約に基づく保険金の受取人である転貸借受団体から委任を受けた保証保険金の支払い請求権及び受領権を甲に委任するものとする。

(貸付施設等の瑕疵)

第 7 条 検収終了後貸付施設等に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。

2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙又は借受者が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の売り主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

3 前2項の場合、この貸付契約は変更されないものとする。

4 甲は、前項の規定により委任を受けた保険金の支払い請求権及び受領権に基づき保険会社から直接保険金の支払いを受けることができるものとする。

5 乙又は転貸借受団体は、甲が保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、借受者に対する債権(実施要領第13の5の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。))及び当該精算額に係る実施要領第14の2に基づく違約金をいう。)に係る権利を甲に譲渡するものとする。

(公租公課等)

第 8 条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を借受者に納付させるものとする。

2 補助付きリース事業にあつては、乙は、借受者に甲の指示に基づき実施要領第12の

6 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、かつ、転貸借受団体の権利を害さない範囲内で5の借受者に対する債権に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第11条 乙は、借受者が善良な管理者の注意義務をもって貸付施設等を管理し使用しよう指導するものとする。

2 乙は、借受者が貸付施設等について正常な機能の維持管理のための補修、修理を行うよう指導するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 乙は、借受者が貸付施設等の設置場所を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等)

第13条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、乙を経て借受者に当該貸付施設等を譲渡するものとする。

2 甲は、第10条第3項の委任に基づく保険金の受領をもって、借受者が実施要領第4の1に基づき当該貸付施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙を経て借受者に引き渡すものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第14条 乙及び借受者は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

- (1) 目的以外の用に使用すること
- (2) 第三者へ転貸し、又は譲渡すること
- (3) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること

2 乙は、借受者が貸付施設等を改造しないよう指導するものとする。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第15条 乙は、この貸付契約を中途で解約することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第16条 甲及び乙は、貸付期間中借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

- (1) 当該貸付施設等が毀損したときは、借受者の負担で完全な状態に修復するものとする。
- (2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、借受者は実施要領第8の3に基づき精算額で償い又は当該貸付施設等を買取り取るものとし、精算完

了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(契約違反)

第17条 乙及び借受者がこの貸付契約に定める条項の一つに違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

- (1) 違約金の支払請求
- (2) 契約の解除及び精算額による貸付施設等の買取請求
- (3) 損害賠償の請求

(検査及び報告)

第18条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙はその検査に協力しなければならない。

- 2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならない。
- 3 乙は甲の求めに応じて貸付施設等の管理、使用状況を報告しなければならない。

(その他)

第19条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生乳リリースに関する適用除外)

第20条 第10条の規定は、生乳リリースには適用しない。

(畜産経営力向上緊急支援リース事業に関する特則)

第21条 畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る貸付については、乙は、甲が定める補助金の申請、交付等に関する手続に従わなければならない。

2 次の各号に該当する場合は、甲は、催告を要せず通知をもって本契約を解除することができるものとする。

ア 乙が前項の規定に違反したとき  
イ 貸付施設等の検収(再検収を含む。)が平成26年3月末日までに終了しなかったとき

3 前項の場合は、甲は、甲に故意過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。この場合の本契約対象物件の取扱い等については、乙又は借受者と当該物件の売主との間で解決するものとする。

(合意管轄)

第22条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号  
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号  
財団法人 畜産環境整備機構  
理事長 堤 英 隆

乙

印

(注)再貸付契約書は、上記貸付契約書に準ずる。ただし、第 22 条の合意管轄については、規定しないか、あるいは借受団体(再々貸付契約にあつては再借受団体)の本店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として指定するものとする。



## 畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース用)

平成25年4月8日25環機第208号制定

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。)に定める経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。

なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。

### 1 共通事項

- (1) 貸付施設等の範囲は、実施要領の別表(以下「別表」という。)1から3の項目及び品目欄に記載された施設・機械・装置等になります。項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者にお問い合わせ下さい。
- (2) 貸付対象施設等における施設・機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、実証展示的なもの(原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないものをいう。)は、貸付けの対象にはなりません。
- (3) 貸付申請時において、満70歳を超える個人の貸付申請者が、構築物等貸付期間の長期に亘る貸付施設等の申請を行う場合は、後継者の有無を勘案して貸付けを決定します。

### 2 貸付対象施設等の範囲について

#### (1) 経営リース

ア. 堆肥舎(発酵舎を含む。)、屋根掛け、尿貯留施設、スラリータンクの設置に当たっては、独立行政法人農畜産業振興機構が「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)の4の(2)コスト分析等による採択に基づき規定するコスト分析基準額(以下「コスト分析基準額」という。)を超えないものとします。

なお、事情やむを得ないものと認められる理由によりコスト分析基準額の範囲内での実施が困難である場合は、困難な理由を判りやすく説明した書面を作成し貸付申請に添付して下さい。

イ. ダンプカー、トラック又は軽自動車のあおりを嵩上げが必要な場合、その設置経費も本事業のリース対象になります。

なお、嵩上げをするにあたっては、当該運搬車に記載されている積載荷重を厳守願います。

ウ. トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表1の項目に即した利用を満たす必要があります。

エ. 特認施設等は、実施要領の別表1の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等であって、実施要領の第1の2の(1)のアの(エ)に定める要件に該当するものであり、その効果及び必要性を記載した書面及び都道府県畜産主務課長の意見書の提出が必要となります。

#### (2) 食肉リース

ア. BSEその他の疾病対策等衛生基準の高度化等のために必要な機械・施設等は、

冷蔵・冷凍車(軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(車台、軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(コンテナ、軽車両を含む。)、洗浄機、室内衛生管理機器、内臓処理機、残毛処理機に限定されます。なお、室内に設置する殺菌装置は、室内衛生管理機器、牛枝肉懸垂車は冷蔵冷凍車として、衛生管理機械に含めることができます。

イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

#### (4) 生乳リース

ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化等のために必要な施設等に限定されます。

イ. 貸付けの対象となるものは、指定生乳生産者団体等が生乳を集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカー等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限定されます。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。

### 3 借受者の範囲等について

#### (1) 経営リース

ア. 直接リース方式で貸付けできる者は、①農業の振興を目的とする団体等、②養畜の事業を行う畜産農業者(要領第1の2の(1)のイの(イ)のaの(a)及び(b)の要件を満たす必要があります。)、③養畜の事業を行う法人(中小法人)、④農協等が議決権の過半数を持つ株式会社、⑤集団(①、②、③、又は⑤を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)

イ. 間接リース方式で貸付けできる者は、アの①とし、その構成員等(一般社団法人又は一般財団法人の構成員等は除く。)又は②から⑤の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的で開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、貸付施設等の利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

#### (2) 食肉リース

ア. 別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④社団法人日本畜産副生物協会、⑤社団法人日本市場卸売協会であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、上記の法人のうち③を除く法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。

イ. 別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①都道府県の全部又は一部の区域を地区とする農協連、②国又は振興機構の補助事業により整備された施設を有する法人(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)、③②を除く中小法人、④財団法人日

本食肉生産技術開発センターであって、同施設等を自ら使用する場合には限りません。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、①及び④の直接又は間接の組合員等であって、同施設等を自ら使用する場合には限りません。

### (3) 生乳リース

ア. 中小法人への貸付けは、広域指定生乳生産者団体等又は農業協同組合等から生乳の集送乳等業務を受託して当該業務の委託契約を締結し、理事長が認めた場合に限りません。

イ. 牛乳販売店が構成員となっている商工組合、牛乳の流通に関する団体又はその構成員に貸付けできる貸付施設等は、宅配専用車、自動販売機等販売機器、経営管理機器になります。

ウ. 農協等が議決権の過半数を持つ株式会社は、借受団体となれませんので、貸付施設等の再貸付はできません。

## 4 リース契約等の方式について

(1) 直接リース方式の貸付契約は、機構と借受者との間で貸付契約を締結します。

この方式においては、借受者の直接又は間接に所属する団体が受託団体として、機構の業務を受託することになります。

(2) 間接リース方式は、機構と借受団体とで貸付契約を締結しますが、ほぼ、同じ内容で最終リース団体と借受者においても再貸付契約を締結することになります。

この方式は、機構が借受団体に委託した業務を、借受団体から借受者の直接又は間接の所属団体である最終リース団体に再委託することになります。

## 5 貸付期間について

(1) 貸付施設等の貸付期間は、別表1から3の「貸付施設等及びその貸付期間」の貸付期間欄の年数になります。

(2) 貸付期間(法定耐用年数)の短縮又は延長を希望する場合、実施要領別紙様式の様式1号から3号の「貸付期間の短縮又は延長」の欄に記載することにより、短縮又は延長ができます。

(3) 貸付期間の短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の70/100(端数切捨て)、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の60/100(端数切捨て)の期間までとします。

(4) 貸付期間の延長については、法定耐用年数の120/100(端数切上げ)の期間までとします。なお、理事長が特に必要と認める場合は、20年を限度として、当該必要とする年数まで認められます。

(5) 法定耐用年数の異なる複数種類の貸付施設等(動産総合保険対象施設等に限る。)を借り受けるときは、借受者が申請手続きをすることにより、それぞれの貸付施設等の法定耐用年数を加重平均することにより、統一した貸付期間とすることができます。

## 6 貸付料について

(1) 貸付料の支払いについては、年1回又は年4回(3ヵ月毎)支払いの二方法があります。

(2) 貸付料の算定方法

貸付料の年額 = 基本貸付料の年額 + 附加貸付料の年額 + 消費税額及び地方消

費税額(以下「消費税」という。)相当額

- ・基本貸付料の年額＝(貸付施設等の取得価額－譲渡価額)÷貸付期間
  - ・取得価額＝購入価額(消費税抜き価額。千円単位とする。)
  - ・購入価額＝支払対価の額－消費税
  - ・譲渡価額＝取得価額×10%
- (3) 附加貸付料の年額＝[貸付施設等の取得価額－(譲渡価額＋前年度までに納入した基本貸付料の額)]×理事長が定めた料率(基準料率)
- (4) 消費税＝基本貸付料の年額×5%  
なお、譲渡価額にも5%の消費税が課せられます。
- (5) 初回の貸付料について  
年1回払いにおける初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間リース金額の1/3(4ヶ月分)になっております。残りの2/3(8ヶ月分)については、最終回の貸付料になります。
- (6) 貸付料の年4回払いを希望する場合  
年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書(実施要領別紙様式1号の1及び1号の2又は別紙様式の2の2の様式1号の1及び1号の2の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入してください。  
この場合、貸付申請者及び借受団体又は受託団体(以下借受団体等)という。)は、4回払いすることについて、事前に調整してください。

## 7 貸付施設等の譲渡について

- (1) 貸付期間を満了したときは、譲渡代金(消費税額を含む。)の納入をもって借受者等に貸付施設等が譲渡され、所有権が移転します。
- (2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、機構から借受者等への所有権移転手続きが必要となる委任状、理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体等あて送付しますので、速やかに手続きを執って下さい。

## 8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

- (1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあつては、必ず、車両登録をして下さい。
- (2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は機構、使用者は借受者として登録して下さい。
- (3) 自動車税については、借受者が納入することになっていますので、可能な限り所管する自動車税事務所から所定の納税管理人を指定する申告書を入手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で機構に提出し、納税者が借受者になるよう手続きをお願いします。

## 9 保険の加入について

- (1) 動産総合保険以外の保険の加入
- ア. 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、借受者が保険に加入します。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、継続となる契約になります。
- イ. 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を送付します。

ウ. 借受団体等は、損害保険等に参加しない借受者に対し、損害保険等に参加しない理由を求めるものとし、その理由を機構に報告します。なお、その求めにも応じない場合には、契約解除を求めることとなります。

(2) 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

10 貸付施設等の維持管理等

(1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

(2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「機構の許可が必要な改造の考え方について」(平成 23 年 5 月 17 日制定)に基づき行って下さい。

11 事故の発生の場合の措置について

(1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。

(2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、「畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月29日20環機第838号)第4の3の規定に基づく「貸付施設等事故報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの「貸付施設等事故復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払います。

(3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

12 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について

(1) 貸付料の免除

ア. 借受者は、災害、事故、故障、行政機関の命令、自己の都合その他いかなる理由で貸付施設等を使用せず、又は使用することができなかった場合でも、貸付料の支払いの責任を免れることができません。

イ. しかしながら、阪神大震災、東日本大震災のような著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認められる場合には、特例の措置として被災時点以降の貸付料を免除することがあります。

(2) 貸付料の徴収の繰延、猶予

貸付料の徴収の繰延又は猶予については、「家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領」、「東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について」、「東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領」に基づき手続等を行います。

### 13 貸付けの申請について

#### (1) 貸付施設等の選定

ア. 貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、原則として三者の見積合わせを行う等価格競争原理を導入し、価格を低くするよう努めてください。見積合わせに際しては、自らが希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて十分検討して、できる限り低コストなものを選定するとともに、検討の結果を踏まえて見積合わせの条件を設定し、販売業者等に当該条件を説明の上、実施してください。

なお、販売業者等が作成する見積書については、「販売業者等との売買事務手続き等について(詳細版)」を参考にしてください。

イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行ってください。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

#### (2) 貸付申請書

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあつては所属する団体(受託団体)に、間接リースにあつては所属する団体(借受団体又は転貸借受団体)に提出し、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出します。この場合、貸付申請額が5百万円未満の申請(補助付きリース事業を除く。)又は貸付申請者が全国団体である場合(実施要領第3の4の(2)のアの(エ)の規定の適用を除く。)は、都道府県主務課長の意見は任意ですので、直接、当機構へ提出しても構いません。

#### ア. 借受団体等の審査

(ア)借受団体等は、貸付申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件を審査してください。また、貸付申請者が「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。)記の1の(2)から(6)に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

(イ)貸付申請者の長期借入金等の売上高に対応する割合が5割を超える場合、「円滑な実施の確保について」の別紙2「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要となります。この償還計画は、貸付け後において、貸付申請者の貸付料等の納付に支障がないことを判断する重要な書面となりますので、正確に記入するよう指導してください。

#### (3) 貸付申請書の添付書類

ア. 貸付申請に係る審査表(借受団体等が作成)

イ. 貸付希望施設等の見積書(貸付申請者)

ウ. 貸付希望施設等のカタログ等(図面等の場合は、原本証明が必要)(貸付申請者)

エ. 履歴事項全部証明書(法務局で取得。貸付申請者が法人の場合のみ)(貸付申請者)

オ. 貸付申請に追加で必要となる場合

(ア) 貸付申請者に繰越欠損金等があるとき

直近3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書(それらの説明資料を含む。))

(イ) 長期借入金等が売上高の5割を超えるとき

「円滑な実施の確保について」別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」

- (ウ) 貸付申請額が3千万円から1億円(食肉リースは1千万円から3千万円)未満の場合  
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(「円滑な実施の確保について」の別紙3)
- (エ) 貸付申請額が1億円(食肉リースは3千万円)以上の場合  
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(「円滑な実施の確保について」の別紙3)及び事業計画書(「円滑な実施の確保について」の別紙4)
- (オ) 貸付希望施設が構築物である場合  
当該貸付施設等を設置するための必要な法的手続きに関する調書
- (カ) その他の提出書類等  
申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類

#### 14 貸付けの決定と貸付契約の締結等について

- (1) 借受者との貸付契約及び販売業者等との貸付施設等の売買契約書の契約日は、同一日とします。
- (2) 機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書を借受者等に、貸付施設等の売買契約書を販売業者等にそれぞれ送付します。
- (3) 貸付施設等が請負工事を伴う物件である場合、販売業者等は、機構から送付する売買契約書に、印紙税法に基づく額の収入印紙を貼付し、機構に提出します。
- (4) 貸付施設等の所有権が機構に移転するまでの間における販売業者等の倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体等及び販売業者等との間において解決することになります。

#### 15 貸付施設等の納入及び検収について

- (1) 貸付施設等の検収の実施
  - ア. 貸付施設等の引渡検査は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」(平成20年9月29日 20環機第837号)及び販売業者等に通知した「販売業者等sの売買事務手続き等について」に基づき実施します。
  - イ. 借受団体等の検収実施者は、機構が販売業者等に発注した貸付施設等が、仕様書等どおりに設置等されていることを検査します。
  - ウ. 機構は、貸付施設等の検収に当たって、借受団体等に検収の実施を委託しますので、借受団体等は、借受者及び販売業者等の立会の下、設置場所で検収を行います。
  - エ. 同一の貸付契約における複数の貸付施設等の検収は、原則として同一日で行って下さい。
  - オ. 貸付施設等のうち、ダンプカー、ミルクタンクローリー、冷蔵・冷凍車など車両の検収日については、車両登録日になります。この場合の検収は、なるべく車両登録後、速やかに実施して下さい。
  - カ. 車両については、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」(「畜産環境整備機構損害保険要領」別紙様式第1号)により確認して下さい。
  - キ. 直接リースにおいて、受託団体を経由せず、直接機構に申請がなされた契約に係る貸付施設等の引渡の立会は、原則として、機構が行います。
- (2) 貸付施設等検収報告等
  - ア. 借受団体等は、検収において、貸付施設等が仕様書等に合致し適切である場合

は、検収を終了します。

イ. 借受者は、借受団体等の検収が終了したときに、貸付施設等の引渡を受けるものとし、貸付施設等設置確認書を販売業者等に交付します。

ウ. 販売業者等は、イにおいて貸付施設等の引渡が完了したときは、貸付施設等設置確認書と貸付施設等の代金請求書を添付し、機構に提出します。

エ. 借受団体等は、検収についての調書を記載した「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」に基づく貸付施設等検収報告書を機構に提出します。

## 16 貸付契約の変更等について

### (1) 貸付契約の変更

ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに、機構が別に定める様式に従い、変更承認依頼文書等を作成し機構に提出して下さい。

イ. 貸付契約は、原則として貸付期間中の解約はできません。ただし、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が解約理由をやむを得ないと認めたときは、機構の条件(精算額、精算額納入期限等)を了承の上、解約することができます。やむを得ない理由とは、原則として、借受者の廃業とします。

(2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継(借受者の変更)を申請する場合、変更後の借受者(「引受者」という。)が実施要領上に定められた資格要件を満たすとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の(1)から(6)に該当しないことを確認して下さい。

(3) 上記の申請は、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出して下さい。

## 17 実施要領において定められている様式以外の様式例について

実施要領に基づく申請、契約、報告、届出等の様式は、実施要領及び実施要領に基づく細則等に定めるもののほかは、機構が別に定める様式例により行うものとする。

## 18 その他

貸付施設等は、借受者の資産に計上され、毎年減価償却により費用計上して経理処理します。

## 附 則

1 この留意事項は、平成25年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この留意事項の制定に伴い、畜産環境整備リース事業の留意事項(平成23年5月11日23環機第356号)、食肉販売等合理化施設整備リース事業の留意事項(平成23年5月11日23環機第356号)、生乳流通効率化支援リース事業の留意事項(平成23年5月11日23環機第356号)は廃止する。

畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース)の様式例一覧

様式例 番号	様 式 例
1	コスト分析について
2	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
3	貸付施設等を設置するために必要な法的手続きに関する調書
4	食肉販売等合理化施設整備リース事業に係る所属組合員証明書
5	畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について(進達)

コスト分析基準(堆肥舎等)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒  
氏 名

Ⓔ

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	基準額
堆肥舎等	200 m <sup>2</sup> 未満	円	%	24 千円/m <sup>2</sup> (26) 千円/m <sup>2</sup>
	200 m <sup>2</sup> 以上	円	%	22 千円/m <sup>2</sup> (24) 千円/m <sup>2</sup>

(注)1 ( )は、特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む))における額

2 申請に係る単価は、堆肥舎等の柱芯々面積の単価とします。

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

コスト分析基準(屋根掛け)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒  
氏 名

印

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	基準額
屋根掛け	200 m <sup>2</sup> 未満	円	%	19 千円/m <sup>2</sup> (20) 千円/m <sup>2</sup>
	200 m <sup>2</sup> 以上	円	%	18 千円/m <sup>2</sup> (19) 千円/m <sup>2</sup>

(注)( )は、特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む))における額

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

コスト分析基準(尿貯留施設)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒  
氏 名

印

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	基準額
尿貯留施設	400 m <sup>3</sup> 未満	円	%	24 千円/m <sup>3</sup>
	400 m <sup>3</sup> 以上	円	%	19 千円/m <sup>3</sup>

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

様式例1-4

コスト分析基準(スラリータンク)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒  
氏 名

印

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	基準額
スラリータンク	700 m <sup>3</sup> 未満	円	%	15 千円/m <sup>3</sup>
	700 m <sup>3</sup> 以上	円	%	14 千円/m <sup>3</sup>

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

様式例2-1

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表  
(経営リース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名  
部課名電話番号  
氏名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付けできない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名					
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		適 ・ 否			
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		適 ・ 否			
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(1)から(6)に該当しないこと。		該当せず ・ 該当する			
項 目			年度	年度	年度	
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種: )	kg	kg	kg	
		養豚	繁殖 母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
			一貫 母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
	肉牛経営	肥育 出荷豚1頭当たりの飼料要求率				
		繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)			
			一貫 繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重(月(日)又はkg)			
	肥育	出荷牛平均の1日平均増体重(品種: )	kg	kg	kg	
	採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)				
	肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷鶏平均)				
	収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。				○ ・ ×
3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)						
・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。				○ ・ ×		
・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。				○ ・ ×		
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。				○ ・ ×		
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構が定める「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術」に基づいて設計されていることを畜産環境アドバイザーの確認を受けた。			○ ・ × ・ 該当なし			
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			確認 ・ 未確認			
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		適 ・ 否			
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		適 ・ 否			

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式；例 2 - 2

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表  
(食肉リース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名

部課名電話番号

氏 名

印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名							
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。	適		否				
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。	適		否				
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(2)から(6)に該当しないこと。	該当せず		該当する				
過去の 機構リース利用等実績	申請者	利用したことがある		利用したことがない				
	貸付施設等販売業者	取引がある		取引がない				
食肉等の 販売金額	項 目	年度		年度		年度		
	牛 肉	kg	千円	kg	千円	kg	千円	
	豚 肉	kg	千円	kg	千円	kg	千円	
	その他 ( )	kg	千円	kg	千円	kg	千円	
	総 菜	kg	千円	kg	千円	kg	千円	
	合 計	kg	千円	kg	千円	kg	千円	
収益性の 分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。						○・×	
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)							
	・3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。						○・×	
	・損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。						○・×	
・営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。						○・×		
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類						確認	未確認	
添付資料	1千万円から3千万円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書						適	否
	3千万円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)						適	否

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式例2-3

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表  
(生乳リース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名  
部課名電話番号  
氏 名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名	
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。	適 ・ 否
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。	適 ・ 否
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(2)から(6)に該当しないこと。	該当せず ・ 該当する
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。	○ ・ ×
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)	
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。	○ ・ ×
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。	○ ・ ×
	・ 営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。	○ ・ ×
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類		確認 ・ 未確認
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書	適 ・ 否
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書 (連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)	適 ・ 否

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

### 様式例3

平成 年 月 日作成

#### 貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

##### 1 建築確認

(1)貸付対象施設の構造(木造又はそれ以外)

(2)貸付対象施設の面積

(3)設置場所に係る地域指定等(都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること)

(4)建築確認の必要性(必要又は不要)

##### 2 農地転用

(1)設置場所の現況地目

(2)農地転用許可の必要性(必要又は不要)

##### 3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。

様式例4  
(連合会用)

食肉販売等合理化施設整備リース事業に係る所属組合員証明書

組合員名：

現住所：

組合加入日：

上記の者は、当連合会の会員である〇〇〇食肉事業協同組合の組合員であることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県食肉事業協同組合連合会  
会長 印  
住所  
(電話番号)

様式例4-2  
(組合用)

食肉販売等合理化施設整備リース事業に係る所属組合員証明書

組合員名：

現住所：

組合加入日：

上記の者は、当組合の組合員であることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇食肉事業協同組合  
組合長 印  
住所  
(電話番号)

様式例5

(受託団体→(県経由)→機構)

第 〇〇〇〇 号  
平成〇年〇月〇日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体 (〒)住 所  
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
受託団体名 〇〇〇〇協同組合連合会  
代表者氏名 〇 〇 〇 〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ適当と認められますので、貴機構との業務委託契約書に基づき進達します。

記

1 貸付申請者及び貸付希望施設等

貸付申請者からの貸付申請書(別紙様式)のとおり

2 検収を委任する場合の相手先

(1)業務委託 (〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)

(2)検収委任 (〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)

3 添付書類

(1)貸付申請書一式

(2)その他関連する書類

様式例5-2

(再受託団体又は転貸借受団体→受託団体又は借受団体)

第 〇〇〇〇 号  
平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇協同組合連合会 会長 殿

再受託団体(〒)住 所  
電 話 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇  
団 体 名 〇〇〇〇協同組合  
代表者氏名 代表理事組合長 〇 〇 〇 〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ適当と認められますので進達します。

記

- 1 貸付申請者及び貸付希望施設等  
貸付申請者からの貸付申請書のとおり
  
- 2 添付書類  
貸付申請書一式

## 畜産高度化支援リース事業(1/2補助付きリース)の留意事項

平成25年4月30日25環機第261号制定

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。)に定める1/2補助付きリースを実施するために留意すべき事項について説明します。

なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。

### 1 本事業の貸付対象施設等

- (1) 貸付対象施設等の範囲は、実施要領別表(以下「別表」という。)4の項目及び品目欄に記載された施設、機械・装置等になります。
- (2) 貸付対象施設等となる機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、実証展示的なもの(原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないものをいう。)は、貸付の対象にはなりません。
- (3) 堆肥の耕種農家等での利用の促進を図るため、堆肥置場は、畜産農家等の堆肥舎において生産された堆肥を一時的に保管するために必要な堆肥置場が貸付対象となります。このため、堆肥置場の規模は、家畜の生ふんの搬入、経営内で高品質化した堆肥の利用及びホームセンター等へ売却に係る数量に基づいた容積等の設計は認められません。
- (4) 貸付申請時において、満70歳を超える個人の貸付申請者が、構築物等貸付期間の長期に亘る堆肥置場等の申請を行う場合は、後継者の有無等を勘案して貸付を決定します。

### 2 補助対象経費等について

#### (1) 補助対象経費

補助対象経費は、堆肥保管施設本体経費(柱芯々面積に係る経費)、堆肥保管施設の利用に当たって必要となるエプロン、犬走り、雨樋の設置経費とします。

#### (2) 補助金額の算定

補助金の額については、(1)の経費の合計額に1/2を乗じて得た額以内とします。

### 3 堆肥保管施設の範囲等について

#### (1) 堆肥置場

堆肥置場とは、家畜の生ふん尿は搬入せず既存の堆肥舎等で堆肥化された堆肥を搬入し、耕種農家の田畑等へ散布するまでの間、特段の調整を行うことなく保管する施設、若しくは、堆肥舎等から搬入した発酵度合いの低い未熟な堆肥について、水分・発酵の度合を耕種農家のニーズに応じ調整し、耕種農家の田畑等へ散布するまでの間保管する施設です。

なお、堆肥の保管は、バラ形態で行うこととしますが、トランスバック又は袋詰めで保管することも差し支えありません。

#### (2) 堆肥置場に係る補助金等の取扱い

ア. 堆肥置場の設置等に当たっては、「畜産振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)の4の規定に基づき、総事業費が5千万円以上のものについては、費用対効果分析を行い、投資効率が1を超えるものについて貸付を行うものとします。

イ. 総事業費が5千万円を下回るものについては、堆肥置場(エプロン、犬走り及び雨樋を含む。)の㎡当たりの建設単価が、同4の(2)のアの別表第3の2に規定されたコスト分析基準額(200㎡未満24(26)千円/㎡、200㎡以上22(24)千円/㎡)を超えないよう低コスト化に努めて下さい。

コスト分析基準額の算定は、堆肥置場(エプロン、犬走り及び雨樋を含む。)の事業費を補助対象経費に係る面積で除して算出された単価とします。

なお、コスト分析基準額を超える場合は、超える理由を貸付申請書に明記し、やむを得ない場合のみ貸付が認められます。

ウ. アまたはイで認められたものにあつては、堆肥置場に係る工事費の1/2が補助対象になります。

#### エ. 附帯施設

(ア)エプロンは、出入口から幅4m以内とします。堆肥の調整・保管を円滑に行う上で拡張が必要な場合は、本事業と同時の工事は認めますが、拡張に係る事業費は自己資金で対応することとし、見積りに含めないで下さい。両側開放の堆肥置場については、片側のみのエプロンを認めます。これ以外の堆肥置場についても、これらに準ずる幅とします。

(イ)犬走りは、巾50cm以内のものに限って認めます。

(ウ)雨樋は、必要不可欠な場合のみ認めます。

オ. 側壁の高さは、概ね2m以上4m以下、有効堆積高は、側壁の高さの0.8以上を基準とします。

カ. 堆肥置場は、新設のみを補助対象とします。したがって、既存の堆肥置場の改造、屋根掛け及び劣化後の更新等の場合は、補助対象にはなりません。

キ. 堆肥置場の規模計算は、「堆肥保管施設の規模計算(例)」(様式例1)により、算定して下さい。

ク. 堆肥置場で袋詰め等の作業をする場合は、キの規模計算で求めた面積に余裕率(最大20%まで)等を考慮した面積部分で袋詰め等の作業を行うことになります。

ケ. 側壁から屋根までの部分及び屋根等は、豪雨・豪雪・強風等に耐えられるしっかりした構造として下さい。経費等の面で止むを得ず軽量鉄骨やビニールパイプ構造を選択する場合も、本事業の対象になります。

#### コ. 改造等

耕種農家のニーズに合致する発酵度の高い高品質な堆肥に調整する必要があると判断される堆肥置場に限り、経営リース又は自己資金等でエアレーション装置を設置することができます。

この場合、貸付の対象となる通常の堆肥置場では、耕種農家のニーズに応じた高品質な堆肥の生産ができない理由を貸付申請書に明確に記述した上で、堆肥置場における改造申請書を提出する必要があります。

また、堆肥置場と工事を同時に施工する場合には、ブローア設置に係る溝きり工事等の経費については、補助対象経費から除外します。

### (3) 発酵機(装置)、ショベルローダー、マニアスプレッダー、ダンプカー等について

#### ア. 発酵機(装置)

(ア)堆肥置場に設置する発酵機(装置)は、堆肥の保管スペースを大幅に縮小させることなく、攪拌又は切返しにより発酵等を円滑に促進する必要がある場合に認められます。この場合、堆肥置場は、調整・保管する堆肥の搬入又は搬出の自

由度が高い構造である必要があります。

(イ)堆肥置場以外の場所に設置される発酵機(装置)は、本事業の対象にはなりません。

(ウ)発酵機(装置)は、設置する堆肥置場の規模に見合った能力であり、かつ、適正な価額であることが求められます。

#### イ. ショベルローダー

(ア)貸付の対象となる堆肥置場において切り返し及び運搬車への積み降ろし作業を行うために導入するものです。

(イ)ショベルローダーの購入価額は、5百万円(税込み)を限度とします。作業効率を上げるために能力の高いものを希望する場合は、1千万円(税込み)まで認めますが、申請書に必要性等の理由を明示する必要があります。

(ウ)ショベルローダーを希望する場合は、「ショベルローダーの稼働計画等について」(様式例2)に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付して下さい。

#### ウ. マニアスプレッダー

(ア)マニアスプレッダーを牽引するトラクターは、本事業の対象になりません。

(イ)牽引しない自走式マニアスプレッダーは貸付の対象になります。

(ウ)マニアスプレッダーを希望する場合は「マニアスプレッダーの稼働計画等について」(様式例3)に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付して下さい。

#### エ. ダンプカー又はトラックについて

(ア)ダンプカー又はトラックは、既存の堆肥舎から貸付する堆肥置場への堆肥の搬入及び貸付する堆肥置場から耕種農家等の散布場所の圃場等に搬出するためのものです。

積載トン数は、原則として2トンクラスを基準とし、申請当たり1台とします。したがって、ダンプカーとトラックの双方を貸付することはできません。ダンプカー又はトラックのいずれかを選択して下さい。

(イ)ダンプカー又はトラックのあおりを嵩上げする場合は、その設置経費も本事業の貸付対象になります。

(ウ)トランスバックでの運搬を主とする場合は、ユニック付きのトラックも本事業の貸付対象になります。

(エ)マニアスプレッダー等の重機を散布圃場に運搬するためのトラック(車輛運搬車用)は、貸付の対象にはなりません。

(オ)車両登録及び自動車税等の経費は、自己負担となりますので、見積書の積算に含めないで下さい。

(カ)ダンプカー又はトラックの貸付を希望する場合は、「ダンプカー及びトラックの稼働計画等について」(様式例4)に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付して下さい。

ダンプカー又はトラックは、通年的に利用することが基本となりますので、年間稼働計画については、少なくとも、1週間当たり2日以上(又は1カ月当たり概ね10日以上または1年間当たり概ね120日以上)の稼働日数が必要になります。

## 4 借受者の範囲等について

### (1)貸付の相手方

ア. 過去に国の事業及び平成19年度までの1/2補助付きリース事業によって堆肥舎等を整備した者もこの事業の貸付対象となりますが、重機などの貸付施設等におい

て重複がないよう確認の上、本事業を申請して下さい。

イ. 本事業の貸付申請書は、原則として新規要望者とします。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

## (2) 貸付希望の採択について

本事業の効果、公平性及び透明性等を確保するため、ポイント制を導入し、次により実施します。

ア. 貸付を希望する者については、「堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標」別紙に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から採択し配分します。

イ. 配分を受けた者については、ポイント付けした事項について、確実な執行を確保するため、設置後1年を経過した時点で、検証結果(様式例20)について、当機構に報告をお願いします。なお、申請時に付与したポイントの確認ができない場合は、解約を解除することもあります。

ウ. ポイント付けは、貸付を希望する者が自ら(受託団体が代わって行っても構いません。)を行い、都道府県を經由して当機構に報告して下さい。なお、ポイント付けに当たっては、ポイントの項目に記載された注意事項に留意して下さい。

エ. ポイントの高い者から内示を都道府県にしますが、同点ポイントの者が複数おり、予算を超えるときは、当機構で調整した上で内示します。

オ. 貸付契約後に、ポイント付けの際に申告した内容と実績等が大きく異なる場合、契約を解除することもあります。

## 5 リース契約等の方式について

(1) 直接リース方式の貸付契約は、機構と借受者との間で貸付契約を締結します。

この方式においては、借受者の直接又は間接に所属する団体が受託団体として、機構の業務を受託して行うこととなります。

(2) 間接リース方式では、機構と借受団体とで貸付契約を締結しますが、ほぼ、同じ内容で最終貸付団体と借受者においても再貸付契約を締結することとなります。

この方式は、機構が借受団体に委託した業務を、借受団体から借受者の直接又は間接の所属団体に再委託して行うこととなります。

## 6 貸付期間について

(1) 貸付施設等の貸付期間は、実施要領別表4の「貸付対象施設等及び貸付期間」によります。貸付申請書の貸付期間の短縮又は延長については、申請書の「貸付申請書の貸付期間の短縮又は延長(理由)」欄に必要事項を記入して下さい。

(2) 法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の100分の70(端数切捨て)、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の100分の60(端数切捨て)の期間まで短縮することができますが、貸付期間の延長は出来ません。

(3) 貸付期間を短縮した貸付施設等は、譲渡後、法定耐用年数が満了するまでの間は、補助目的に沿って適切に使用して頂く必要があります。法定耐用年数が満了する前に、譲渡した貸付施設等を補助の目的外の使用をする場合は、事前に当機構あてに

連絡するとともに、その残存期間に応じて補助金及び消費税相当額を返還します。

## 7 貸付料について

(1) 貸付料の支払いについては、年1回又は年4回(3ヵ月毎)支払いの二方法があります。

(2) 貸付料の算定

貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び地方消費税額(以下「消費税」という。)相当額

・基本貸付料の年額＝(貸付施設等の取得価額－譲渡価額)÷貸付期間

・取得価額(消費税抜き価額、千円単位)＝購入価額－補助金額

・購入価額＝支払対価の額－消費税

・譲渡価額＝取得価額×10%

(3) 附加貸付料の年額＝[貸付施設の取得価額－(譲渡代金＋前年度までに納入した基本貸付料の額)]×理事長が定めた料率(基準料率)

(4) 消費税＝基本貸付料の年額×5%

なお、譲渡代金にも5%の消費税が課せられます。

(5) 初回の貸付料について

年1回払いにおける初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間貸付金額の1/3(4ヶ月分)になっております。残りの2/3(8ヶ月分)については、最終回の貸付料になります。

(6) 貸付料の年4回払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書(実施要領別紙様式1号の1及び1号の2又は別紙様式の2の2の様式1号の1及び1号の2の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入して下さい。

この場合、貸付申請者及び借受団体又は受託団体は、4回払いすることについて、事前に調整して下さい。

## 8 貸付施設等の所有権の移転について

(1) 貸付期間を満了したときは、譲渡代金(消費税額を含む。)の納入をもって借受者等に貸付施設等が譲渡され、所有権が移転します。

(2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、当機構から借受者への所有権移転手続きが必要となる委任状、機構理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体又は受託団体(以下、両団体を「借受団体等」という。)あて送付しますので、速やかに手続きを採って下さい。

## 9 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

(1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあつては、必ず、車両登録をして下さい。

(2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、機構理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は財団法人畜産環境整備機構、使用者は借受者として、登録して下さい。

(3) 自動車税については、借受者が納入することになっていますので、可能な限り所管する自動車税事務所から、所定の納税管理人を指定する申告書入手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で機構に提出し、納税者が機構から借受者になるよう手

続きをお願いします。

#### 10 補助金に係る消費税等相当額について

- (1) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者以外については、補助金に係る消費税等相当額について、第1回の貸付料等に併せて請求します。
- (2) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者については、貸付施設等の検収時(貸付けを開始するまで)に、高度化リース要領別紙様式の4の「消費税等課税に関する申告書」に必要な証明書類を添付して機構に提出して下さい。免税事業者又は納税に関して簡易課税制度を選択している借受者と認められる場合は、消費税等相当額の請求はいたしません。

#### 11 保険の加入について

##### (1) 動産総合保険以外の保険の加入

- ア. 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、借受者が保険に加入します。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、継続となる契約になります。
- イ. 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を借受団体等に送付します。
- ウ. 借受団体等は、損害保険等に加入しない借受者に対し、損害保険等に加入しない理由を求めるものとし、その理由を機構に報告します。なお、その求めにも応じない場合には、契約解除を求めることになります。

##### (2) 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

#### 12 貸付施設等の維持管理等について

##### (1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとし、また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

- (2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「改造の許可が必要な改造の考え方について」(平成23年5月17日制定)に基づき行って下さい。

#### 13 事故の発生の場合の措置について

- (1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。
- (2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、畜産環境整備機構損害保険要領第5の3の(2)の規定に基づく「貸付施設等事故報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの「貸付施設等事故復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払いま

す。

- (3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

#### 14 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について

##### (1) 貸付料の免除

ア. 借受者は、災害、事故、故障、行政機関の命令、自己の都合その他いかなる理由で貸付施設等を使用せず、又は使用することができなかつた場合でも、貸付料の支払いの責任を免れることができません。

イ. しかしながら、阪神大震災、東日本大震災のような著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となつた場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認められる場合には、特別の措置として被災時点以降の貸付料を免除することがあります。

##### (2) 貸付料の徴収の繰延、猶予

貸付料の徴収の繰延又は猶予については、「家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領」、「東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について」、「東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領」に基づき手続等を行います。

#### 15 貸付の申請について

##### (1) 貸付施設等の選定

ア. 貸付申請者は、貸付対象施設等を選定する際、原則として三者の見積合わせを行う等価格競争原理を導入し、価格を低くするよう努めて下さい。

見積合わせを行うに当たっては、自らが希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスを見積合わせの条件に反映させ、当該条件を販売業者等に十分に説明して下さい。

なお、販売業者は、見積書を作成するに当たって、「販売業者等との売買契約手続き等について(詳細版)」を参考にして下さい。

イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取がないよう、適切に行って下さい。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管して下さい。

##### (2) 貸付申請書

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあつては所属する団体(受託団体)に、間接リースにあつては所属する団体(借受団体又は転貸借受団体)に提出し、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出します。

##### ア. 借受団体等の審査

(ア) 借受団体等は、貸付申請書に記載された貸付対象施設等の内容、貸付申請者の要件等を審査して下さい。また、貸付申請者が「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。)記の1の(2)から(6)に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

(イ) 貸付申請者の直近の決算における長期借入金等の売上高に対応する割合が5

割を超える場合は、「円滑な実施の確保について」の別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要となります。この償還計画は、貸付後において当面、貸付申請者の貸付料等の納付に支障がないことを判断する重要な書面となりますので、正確に記入するよう指導して下さい。

(3) 貸付申請書に添付する書類及び追加書面

- ア. 個人、法人又は集団ごとの貸付申請書に添付等する書面の一覧は、別添のとおりになりますので、提出に当たっては、漏れがないよう留意して下さい。
- イ. 高額な貸付申請額等につきましては、アに加え審査に必要な書面の追加を求めることがあります。

16 貸付の決定と貸付契約の締結等について

- (1) 借受者との貸付契約及び販売業者等への貸付施設等の注文書の交付は、同一日とします。
- (2) 機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書を借受者等に、貸付施設等の注文書を販売業者等にそれぞれ送付します。
- (3) 販売業者等は、機構から送付する注文書に、印紙税法に基づく額の収入印紙を貼付し、機構に提出します。
- (4) 所有権が機構に移転するまでの倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体等及び販売業者等との間において解決することになります。

17 貸付施設等の検収について

貸付施設等の検収は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」及び販売業者に通知した「販売業者等の売買事務について(詳細版)」に基づき実施して下さい。

18 貸付契約の変更等について

(1) 貸付契約の変更

- ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに機構が別に定める様式に従い変更承認依頼文書等を作成し機構に提出して下さい。
- イ. 一般的に、貸付契約は貸付期間中の解約はできません。機構の貸付契約についても同様ですが、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が解約理由をやむを得ないと認めるときは、機構の条件(精算額、精算額納入期限等)を了承の上、解約することができます。やむを得ない理由とは、原則として、借受者の廃業とします。

- (2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継(借受者の変更)を申請する場合、変更後の借受者が実施要領上に定められた資格要件を満たす必要があるとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の1から6号に該当しないことを確認して下さい。

- (3) 上記の申請は、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出して下さい。

19 実施要領において定められている様式以外の様式例について

実施要領に基づく申請、契約、報告、届出等の様式は、実施要領及び実施要領に基づく細則等に定めるもののほかは、「畜産高度化支援リース事業実施要領に基づく様式

例」に定める様式例により行うものとする。

## 20 その他

機構が行う貸付は、ファイナンスリース(法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2第3項に規定するリース取引方式)を基本として行います。このため、貸付施設等は、借受者の資産に計上されて、毎年減価償却により費用計上して経理処理します。

## 附 則

- 1 この留意事項は、平成25年4月30日から施行、同年4月1日から適用する。
- 2 この留意事項の制定に伴い、堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項(平成23年6月1日23環機第421号)は廃止する。

堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標

耕畜連携の取組が高いとされた要望に対して、優先的にリースを行うこととします。

次の1から5の耕畜連携の取組等に対してポイント付けを行い、原則として、合計ポイントの高い者に配分とします。

**1 堆肥の流通コスト**

新たに設置される施設整備費(千円)÷新たな施設で耕種農家に供給する堆肥の量(トン)

- (1) 8千円/トン以上 ……………0ポイント
- (2) 7～8千円/トン未満 ……………1ポイント
- (3) 6～7千円/トン未満 ……………2ポイント
- (4) 5～6千円/トン未満 ……………3ポイント
- (5) 4～5千円/トン未満 ……………4ポイント
- (6) 4千円/トン未満 ……………5ポイント

(注)

- ① 新たに設置される堆肥置場の施設整備費は、購入価額(補助金額及び消費税を含む。)として下さい。
- ② 耕種農家へ供給する堆肥の量は、新たに設置される堆肥置場で調製された堆肥の耕種農家への年間の供給量とします。
- ③ 建設単価は、特定地域以外の200平米以上の堆肥置場の単価に基づいているので、それ以外の地域及び面積で算出された単価については、特定地域以外の200平米以上の堆肥置場の水準の単価に補正した上で、当該単価に該当するポイントの付与をして下さい。

**2 耕畜連携の促進に係る取組 (リース申請につき各項目は1回のみカウント)**

- (1) 特殊肥料生産業者の届出……………1ポイント
- (2) 堆肥の成分分析……………1ポイント
- (3) 耕種農家への堆肥の運搬……………1ポイント
- (4) 耕種農家における堆肥の散布……………1ポイント

(注)

- ① (1)の特殊肥料生産業者の届出は、既に行われた届出及び届出の申請中も対象になります。
- ② (2)の堆肥の成分分析は、直近1年間の実績及び今後リース開始から1年以内に成分分析を行う場合も対象になります。
- ③ (3)の耕種農家への堆肥の運搬は、畜産農家が堆肥置場から耕種農家の圃場等へ運搬する場合に対象になります。
- ④ (4)の耕種農家における堆肥の散布は、畜産農家が自ら散布する場合に対象になります。コントラ等に委託する場合は対象となりません。

### 3 耕畜連携による流通の範囲

施設から堆肥を供給する耕種農家戸数のうち(1)の区域を超えて供給する耕種農家戸数の割合が50%以上の場合

- (1) JA区域内かつ市町村区域内 ……………0ポイント
- (2) (1)の区域を越える流通 ……………1ポイント

(注)

- ① JA及び市町村の区域は、合併特例法が改正された1995年時点とする。
- ② 離島において、島内に1市町村かつ1JAのみの場合には、(1)の区域内であっても、島内を流通する場合、1ポイント付与することとします。

### 4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数

- (1) 増加なし ……………0ポイント
- (2) 1戸の増加 ……………1ポイント
- (3) 2戸の増加 ……………2ポイント
- (4) 3戸の増加 ……………3ポイント
- (5) 4戸の増加 ……………4ポイント
- (6) 5戸以上の増加 ……………5ポイント

(注)

- ① 新たに設置される堆肥置場を利用することで耕種農家が前年に比べ増加する場合、その増加戸数1戸につき1ポイントを付与します。
- ② 既に耕種農家へ供給を行っている者で、新たに設置される堆肥置場から供給する耕種農家戸数に変化がない場合は0ポイントになります。

### 5 新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数

- (1) 増加なし ……………0ポイント
- (2) 1戸の増加 ……………1ポイント
- (3) 2戸の増加 ……………2ポイント
- (4) 3戸の増加 ……………3ポイント
- (5) 4戸の増加 ……………4ポイント
- (6) 5戸以上の増加 ……………5ポイント

(注)

- ① 新たに設置する堆肥置場の利用拡大を図るため、リース申請者(畜産農家)以外の畜産農家から堆肥を搬入(無償を含む。)等する場合に、増加する当該畜産農家が対象になります。
- ② 新たな畜産農家が集団等へ参入(増加)し、新たに設置される堆肥置場を利用して耕種農家に堆肥を供給する場合、当該集団等に新たに参入(増加)する畜産農家がポイントの対象になります。

堆肥保管施設整備リース事業貸付申請に添付する書面の様式例一覧

様式例の 番号	様 式 例
1	堆肥保管施設の規模計算(例)
2	ショベルローダーの稼働計画等について
2の別紙	ショベルローダーのバケット容量計算について
3	マニユアスプレッダーの稼働計画等について
4	ダンプカー及びトラックの稼働計画等について
5	配合飼料価格安定制度加入に係る申告書
6	堆肥保管施設整備リース事業に係る見積合わせ等について(結果報告)
7	貸付施設等の選定について(報告)※借受団体等保管分
8	貸付施設等の選定について(記録)※借受団体等保管分
9	堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約(2者)
10	堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約(3者)
11	堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要
12	貸付施設等設置予定場所
13	貸付施設等設置予定場所見取り図(畜産農家設置例)
14	貸付施設等設置予定場所見取り図(圃場設置例)
15	コスト分析について(報告)
16	別表1 貸付施設等の内訳及び金額(堆肥置場)
17	別表2 貸付施設等の内訳及び金額(堆肥置場以外のもの)
18	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
19	畜産高度化支援リース事業の貸付申請について(副申) (堆肥保管施設整備リース事業に係る意見書)
20	堆肥保管施設整備リースの採択に係るポイント指標の実績報告
21	必要な法的手続きに関する調書
別紙参考1	見積書(例)
" 2	畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較 畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較(算定基礎資料)

## 様式例 1

### 堆肥保管施設の規模計算(例)

#### 1 計算諸元

(1) 既存堆肥舎等(発酵舎、発酵装置、乾燥舎を含む)における堆肥生産量(年間)

① 家畜飼養頭数と堆肥原料ふんの発生量

② 既存堆肥舎等のタテ・ヨコ・側壁高から年間処理量を計算

〔平成19年度までの1/2補助付きリースの規模計算ソフトに基づき計算するとともに、畜産農家が経験的に把握している堆肥生産量と比較検討し、堆肥生産量(年間)を計算する。〕

③ 既存堆肥舎等での堆肥生産量(年間)を算出

(2) (1)の堆肥生産量のうち、堆肥保管施設への堆肥搬入仕向量

(3) 堆肥保管施設から、経営外の畜産農家及び耕種農家への仕向量

(4) 堆肥保管施設での保管日数

(5) 堆肥保管施設の側壁高(m)又は堆積高(m)

(6) 堆肥保管施設での堆肥の比重

#### 2 規模計算

堆肥保管施設の必要面積(柱芯芯面積)は、次の算式により計算する。

$$M = (A \div 12) \times (B \div 30) \div C \div H$$

M: 必要面積 $m^2$       計算結果(      ) $m^2$

A: 堆肥保管施設への堆肥搬入量(1年間当たり重量トン)

B: 堆肥保管施設での保管日数(1年間における保管日数)

C: 堆肥保管施設での堆肥の比重(平均; 0.7)

H: 堆肥保管施設の側壁高m又は堆積高m

#### 3 建設面積

2でも求めた面積を基準とする。

様式例 2

ショベルローダーの稼働計画等について

リース申請者名

1 稼働計画

区分	合計 (A)+(B)			堆肥置場における切り 返し作業(A)			堆肥置場から耕種農家(散布圃 場)への運搬に際しての積み込作 業(B)			
	稼働 日数 日	稼働 時間 時間	作業 取扱 量 t	稼働 日数 日	稼働 時間 時間	切 返 量 t	稼働 日数 日	稼働 時間 時間	積 込 み 運 搬量 t	散布 面積 ha
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
年度 計										

2 リース申請ショベルローダーについて

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)馬力数	
(4)バケット容量	

3 上記のショベルローダーを必要とする理由

<p>(理由) 記入例</p> <p>今回整備する堆肥置場において、切り返しによる調整作業、堆肥の置き場所の移動、耕種農家への運搬時の積み込み作業を効率的に行うため、ショベルローダー(バケット容量00.0m<sup>3</sup>)が必要となります。</p> <p>ショベルローダーのバケット容積計算は、別紙のとおり。</p>
---

別紙

ショベルローダーのバケット容積計算について

I バケット容積計算方法について

- (1) 次のⅡの表に堆肥置場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力する。
- (2) Ⅲの表に計算結果が出力されます。
- (3) Ⅳの表でショベルローダーの必要容積を決定します。

Ⅱ 次の表に堆肥置場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力して下さい。

項 目	緒 元	単 位
(1) 堆肥置場の巾 (タテ)		m
(2) 堆肥置場の長さ(ヨコ)		m
(3) 堆肥の堆積高 (側壁×0.8の高さから側壁高の間)		m
(4) 1カ月当たりの切り返し作業(調整作業)を行う日数		日
(5) 1日当たりの作業時間		時間
(6) ショベルローダー1回当たりの作業時間		分

Ⅲ 計算結果は次のとおりです。

項 目	計算結果	単 位
(1) 堆肥置場の堆積の容積 算式 = 巾 × 長さ × 堆積高		m <sup>3</sup>
(2) 1日当たりの切り返し容積 算式 = 堆積容積 ÷ 30日 × 1カ月当たり切り返し作業日数		m <sup>3</sup>
(3) 1時間当たりの切り返し容積 算式 = 1日当たりの切り返し容積 ÷ 1日当たり作業時間		m <sup>3</sup>
(4) 1時間当たりの切り返し回数 算式 = 60分 ÷ ショベルローダー1回当たりの作業時間(分)		回
(5) 1回当たりの切り返し容積 算式 = 1時間当たりの切り返し容積 ÷ 1時間当たりの切り返し回数		m <sup>3</sup>

Ⅳ ショベルローダーのバケットの必要容積の計算

項 目	計算結果	単 位
(1) 有効容積		m <sup>3</sup>
(2) 有効容積率(80%)		m <sup>3</sup>
(3) 小数点第2位を切り上げ		m <sup>3</sup>

以上の計算から、00.0m<sup>3</sup>程度のバケット容量のショベルローダーを選定する。

様式例 3

マニアスプレッダーの稼働計画等について

貸付申請者名

1 稼働計画

月 別	稼働日数 日	運搬・散布 延 台 数 台	散布対象 実農家数 戸	散布延面積 ha	散布量 (重量) t
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
年度計					

2 貸付申請機械

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)積載トン数	
(4)その他(装備等)	

3 上記の貸付申請機械を必要とする理由

(理由)
------

様式例 4

ダンプカー及びトラックの稼働計画等について

貸付申請者名

1 稼働計画

区分	合計 (A)+(B)			既存堆肥舎から堆肥 置場への運搬(A)			堆肥置場から耕種農家(散布圃 場)への運搬(B)			
	稼働 日数 日	稼働 台数 台	運搬 量 t	稼働 日数 日	稼働 台数 台	運搬 量 t	稼働 日数 日	稼働 台数 台	運搬 量 t	散布 面積 ha
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
年度 計										

2 貸付申請機械

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)積載トン数	
(4)その他(装備等)	

3 上記の貸付機械を必要とする理由

(理由)

様式例 5

平成 年度 堆肥保管施設整備リース事業への貸付申請に係る配合飼料  
料価格安定制度加入に関する申告書

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

私は、平成 年度堆肥保管施設整備リース事業への貸付申請に当たり、畜産高度化  
支援リース事業実施要領第1の2の(4)のイの(エ)に定められた貸付要件である配合飼料  
価格安定制度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、貸付申請の取り消し等を承諾します。

なお、貴機構が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当  
たり、本事業の貸付に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

法人名

氏名又は法人の代表者

印

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックして下さい。  
(また、その内訳について次のページも記入下さい。)

- 1 私は、本年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。  
(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」  
が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数  
量契約の写しを、この申告書に添付して下さい。)⇒ ①～④を記入
- 2 私は、前年度及び本年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。  
⇒ ③、④を記入
- 3 私は、今後、配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約の締結を行う意  
志があり、同契約書の写しを後日提出します。  
⇒ ①～④を記入
- 4 私は、前年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、  
配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約を締結していません。  
(自給飼料への転換等、本年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理  
由を記述し、この申告書に添付して下さい。)⇒ ①～④を記入

①畜産経営者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要)

(個人経営者の場合)

・住 所:

・氏 名:

(法人経営者の場合)

- ・所在地:
- ・法人名:
- ・代表者名:

注: 配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名・住所等を記入して下さい。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入して下さい。)

	前年度	本年度
(社)全国配合飼料供給安定基金(全農基金)		
(社)全国畜産配合飼料価格安定基金協会(畜産基金)		
(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金)		

③ 経営類型 (該当欄に○を記入して下さい。)

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④ 配合飼料の購入先 (記入例: 農業協同組合、飼料販売代理店、飼料(株)等)

	農業協同組合	支店
	飼料販売代理店	支店
	飼料(株)	支店
その他		

堆肥保管施設整備リース事業に係る見積合わせ等について(結果報告)

受託団体または借受団体  
 名 称  
 代表者名 印

平成 年 月 日付けで進達しました貸付申請に係るこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 貸付申請の内容

- (1) 借受者の氏名(団体名)  
 環 境 太 郎
- (2) 借受者の住所(所在地)  
 ○○県○○市大字○○ 00-00
- (3) 貸付申請に係る貸付対象施設等及び価額(消費税込み)
- |           |               |
|-----------|---------------|
| 堆肥置場      | 0, 000, 000 円 |
| ショベルローダー  | 0, 000, 000 円 |
| マニアスプレッダー | 0, 000, 000 円 |

2 見積合わせ等の実施状況

3者の見積合わせを実施し、最低価額を提示した販売業者を選定した。

- (1) 堆肥置場
- |          |               |
|----------|---------------|
| ○○建設(株)  | 0, 000, 000 円 |
| △△施設(株)  | 0, 000, 000 円 |
| ××工務店(株) | 0, 000, 000 円 |
- (2) ショベルローダー
- |         |               |
|---------|---------------|
| ○○機械(株) | 0, 000, 000 円 |
| △△畜産(株) | 0, 000, 000 円 |
| ○○商事(株) | 0, 000, 000 円 |
- (3) マニアスプレッダー
- |         |               |
|---------|---------------|
| ○○機械(株) | 0, 000, 000 円 |
| △△畜産(株) | 0, 000, 000 円 |
| ○○商事(株) | 0, 000, 000 円 |

※ 最低価格以外の見積書の添付は必要ありません。受託団体または借受団体等で保管して下さい。

様式例 7

貸付対象施設等の選定について(報告)

貸付申請者  
住 所  
氏 名 印  
記録者名 印  
(貸付申請者、受託団体等または  
借受団体等の担当)者)

私は、堆肥保管施設整備リース事業に係る貸付対象施設等を申請するに当たり、下記により当該貸付対象施設等を選定しました。

記

- 1 見積合わせの実施者等  
実施者氏名(団体名)  
実施年月日  
貸付対象施設等名
- 2 貸付対象施設等の選定条件
- 3 見積合わせの結果

※ 本報告は、受託団体または借受団体等の段階で保存することとし、畜環機構への提出は、必要としません。

## 様式例 8

### 貸付対象施設等の選定について(記録)

貸付申請者

住 所

氏 名

印

記録者名

印

(貸付申請者、受託団体等または  
借受団体等の担当者)

私は、堆肥保管施設整備リース事業に係る貸付対象施設等を申請するに当たり、下記により当該貸付対象施設等を選定しました。

#### 記

#### 1 導入予定の貸付対象施設等名

(1)製造メーカー名

(2)名称

(3)選定理由

(注)選定理由をできるだけ具体的に記載してください。

#### 2 貸付対象施設等の選定に活用した提供情報、選定のために行った自主調査等の概要

(1)貸付対象施設等の選定に活用した提供情報の概要

ア 利用情報の提供元及び提供情報の名称

イ 具体的に活用した情報の内容

機械:①メーカー名、②機種、③価格、④機械導入事業名等、⑤その他

施設:①施工業者名、②施設名、③規模・構造、④工事費(本体工事費、付帯工事費、工事雑費)、⑤施設導入事業名等、⑥その他

(2)選定のために行った自主調査の内容

ア 調査農家の概要

①所在地、②牧場名、③畜種、④飼養頭数、⑤その他

イ 調査施設の概要

機械: ①メーカー名、②機種、③価格、④機械導入事業名及び導入年度(自己資金・融資等の場合はその旨を記載のこと)、⑤その他

施設: ①施工業者名、②施設名、③規模・構造、④工事費(本体工事費、付帯工事費、工事雑費)、⑤施設導入事業者名及び導入年度(自己資金・融資等の場合はその旨を記載のこと)、⑥その他

注1: 複数件数を調査し、選定の参考にした場合には、それらについても記載してください。

注2: イの施設の工事費は、明細を付記又は添付してください。

#### 3 販売業者との価格交渉の経緯

(注)調査結果等を踏まえた価格交渉の経緯を日付順に具体的に記載してください。

※ 本報告は、受託団体または借受団体等の段階で保存することとし、畜環機構への提出は、必要としません。

様式例 9

堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約(二者規約の場合)

堆肥保管施設整備リース事業の借受者(以下「甲」という。)及び堆肥利用者(以下「乙」という。)は、財団法人畜産環境整備機構(以下「畜環機構」という。)が実施するリース事業を活用し、堆肥の利活用促進を図るため、次の事項により規約を締結する。

第1条 貸付施設等の保管設置場所は、次のとおりとし、甲及び乙は、善良なる管理者として注意義務を負うことにより、本リース事業貸付施設等の運営管理を行うものとする。

保管設置場所:

第2条 甲及び乙は、本リース事業における次の目標を達成するため、両者が協力して取り組むものとする。

事業目標:

第3条 甲及び乙は、平成 年 月から平成 年 月までの3カ年間、以下の「堆肥調整・保管施設運営計画」により、堆肥の調整・保管施設の運営を的確に行うものとする。

(単位:日、t)

区分	初年度 ( 年度)	2年度 ( 年度)	3年度 ( 年度)	計	備考
調整・保管の年間延日数					
堆肥の搬入量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
仕向量 計					

(注)1 計画値を記入して下さい。

(注)2 堆肥の搬入者、畜産農家及び耕種農家が複数の場合は、その内訳を別紙として添付して下さい。

第2条 甲及び乙は、前条の「堆肥調整・保管施設運営計画」において、堆肥の耕種農家仕向量が減少する事態が発生する場合は、堆肥利活用者を募集するなど、同計画の達成に努めるものとする。

平成 年 月 日

甲 貸付事業借受者(畜産農家)

住 所(TEL)

氏名

㊞

乙 堆肥利活用者(耕種農家)

① 住所(TEL)

氏名

㊞

② 住所(TEL)

氏名

㊞

③ 住所(TEL)

氏名

㊞

(注)1 第3条に係る「堆肥保管施設運営計画」の積算資料及び堆肥利活用のフローチャート等を添付すること。

(注)2 甲及び乙が多数である場合は、この規約書には、代表者のみを記載し、他の構成員は、別表として差し支えない。

様式例 10

堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約(三者規約の場合)

堆肥保管施設整備リース事業の堆肥センター管理主体等借受者(以下「甲」という。)、堆肥搬入者(以下「乙」という。)及び堆肥利用者(以下「丙」という。)は、財団法人畜産環境整備機構が実施するリース事業を活用し、堆肥の利活用促進を図るため、次の事項により規約を締結する。

第2条 甲、乙及び丙は、本リース事業における次の目標を達成するため、三者が協力して取組むものとする。

事業目標:

第2条 貸付施設等の保管設置場所は、次のとおりとし、甲、乙及び丙は、善良なる管理者として注意義務を負うことにより、本リース事業貸付機械施設の運営管理を行うものとする。

保管設置場所:

第3条 甲、乙及び丙は、平成 年 月から平成 年 月までの3カ年間、以下の「堆肥保管施設運営計画」により、堆肥の保管施設の運営を的確に行うものとする。

(単位:日、t)

区分	初年度 ( 年度)	2年度 ( 年度)	3年度 ( 年度)	計	備考
調整・保管の年間延日数					
堆肥の搬入量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
仕向量 計					

(注)1 計画値を記入して下さい。

(注)2 堆肥の搬入者、畜産農家及び耕種農家が複数の場合、その内訳を別紙として添付して下さい。

第4条 甲、乙及び丙は、前条の「堆肥保管施設運営計画」において、堆肥の耕種農家仕向量が減少する事態が発生する場合は、堆肥利活用者を募集するなど、同計画の達成に努めるものとする。

平成 年 月 日

甲 リース事業借受者(堆肥センターの管理者主体等)

住 所

氏名

印

乙 堆肥の搬入者(畜産農家)

① 住所(TEL)

氏名

印

② 住所(TEL)

氏名

印

丙 堆肥利活用者(各耕種農家)

① 住所(TEL)

氏名

印

② 住所(TEL)

氏名

印

③ 住所(TEL)

氏名

印

(注)1 第3条に係る「堆肥保管施設運営計画」の積算資料及び堆肥利活用のフローチャート等を添付すること。

(注)2 甲、乙及び丙が多数である場合は、この規約書には、代表者のみを記載し、他の構成員は、別表として差し支えない。

様式例 11

堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要

1 畜産農家における飼養頭数とふん尿の発生量(現状)

(例)家畜の種類	飼養頭数	ふん	尿
成牛	〇〇頭	〇〇〇kg/日	〇〇〇kg/日
育成牛	〇〇頭	〇〇〇kg/日	〇〇〇kg/日
計	〇〇頭	〇〇〇kg/日	〇〇〇kg/日
年間発生量		〇〇〇トン/年	〇〇〇トン/年

2 堆肥生産とその利用状況

区分		数量(トン/年)	堆肥の供給面積等
現 状	堆肥生産量	貸付申請者の生産量	(棟、m <sup>2</sup> )
		他の畜産農家の搬入量	(戸)
		計①	—
	の内訳	経営内利用量	(自家圃場など) ha
		経営外利用量	既存耕種農家 戸、a
堆 肥 置 場 設 置 後	既存の堆肥の利 用	経営内利用量②	(自家圃場など、ha)
		経営外利用量(既存耕種農家 戸)③	ha
		小計(④=②+③)	ha
	堆肥置場仕向	既存堆肥の仕向量(⑤=①-④)	—
		他の畜産農家の搬入量⑥	(戸)
		小計(⑦=⑤+⑥)	(棟、m <sup>2</sup> )保管月数
利用計画	経営外利用量 (既存耕種農家 戸)	ha	
	経営外利用量 (新規耕種農家 戸)	ha	

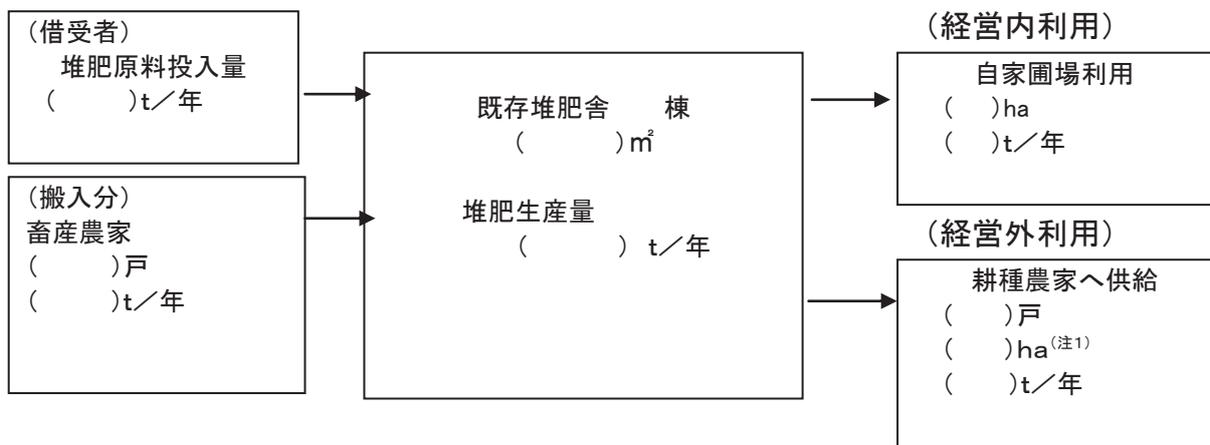
注

- 1 耕種農家への堆肥の供給が50トン/haを超える場合は、その特殊性について説明すること。
- 2 リースの対象となる堆肥置場の面積は、既存の堆肥舎で生産される堆肥の数量から、自家圃場で利用若しくは耕種農家に供給する堆肥を除いた数量の生産に見合ったものとする。
- 3 これまで自家圃場で利用若しくは既存の耕種農家に供給していた堆肥を、リースの対象となる堆肥置場で調整保管した上で、既存の耕種農家に振り向ける場合は、その必要性等の理由を説明のこと。
- 4 堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況は、別添フローのとおり。

別添

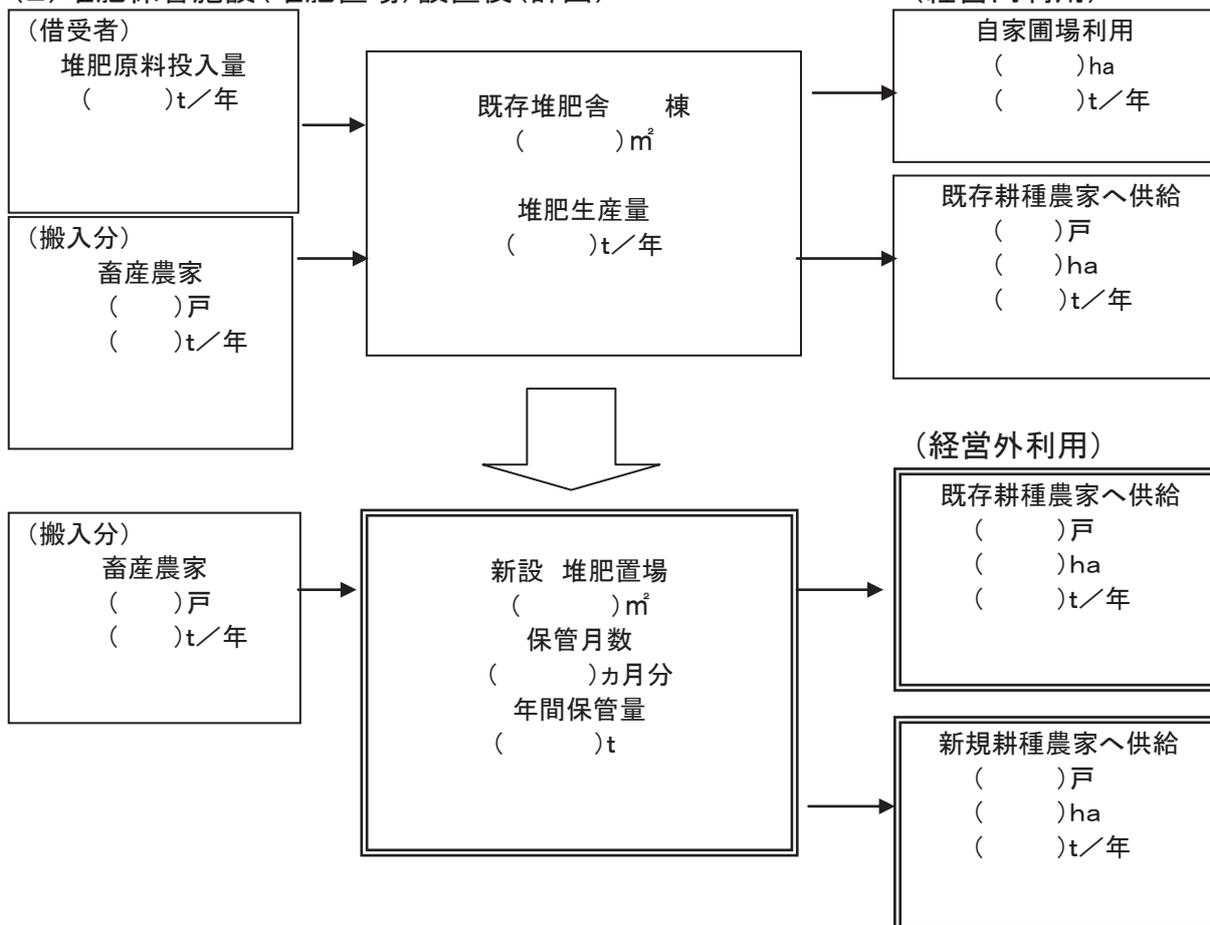
### 堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況(フロー)

#### (1) 現状



(注1) 耕種農家の供給総面積

#### (2) 堆肥保管施設(堆肥置場)設置後(計画)



様式例 12

貸付機械等設置予定場所

インターネット等の地図情報

(市町村名が記載されている地図)

$$\frac{1}{75,000}$$

(注)ハサミで切り、ノリで張る

インターネット等の地図情報

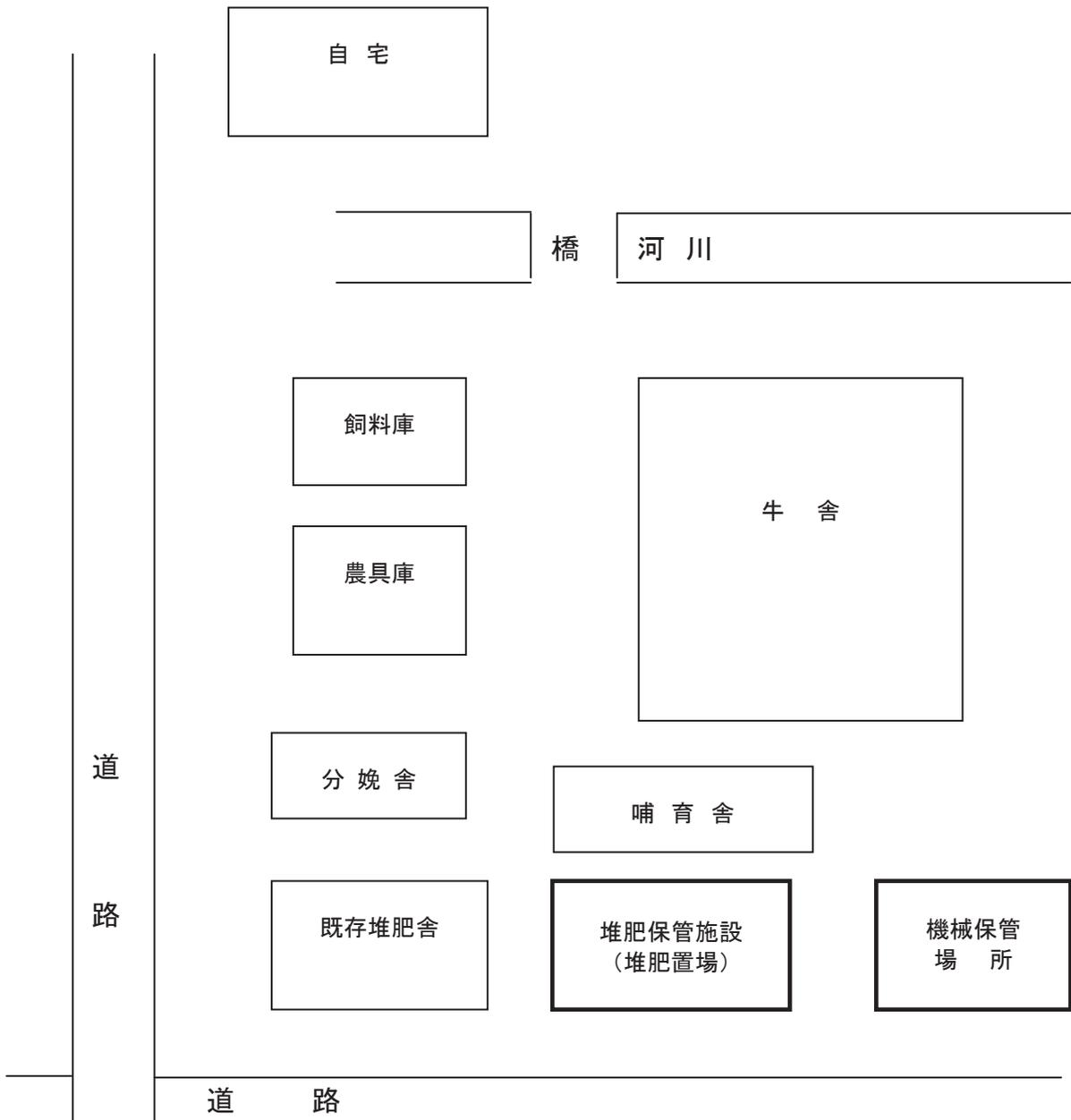
(市町村名大字・字が記載されている地図)

$$\frac{1}{8,000}$$

(注)ハサミで切り、ノリで張る

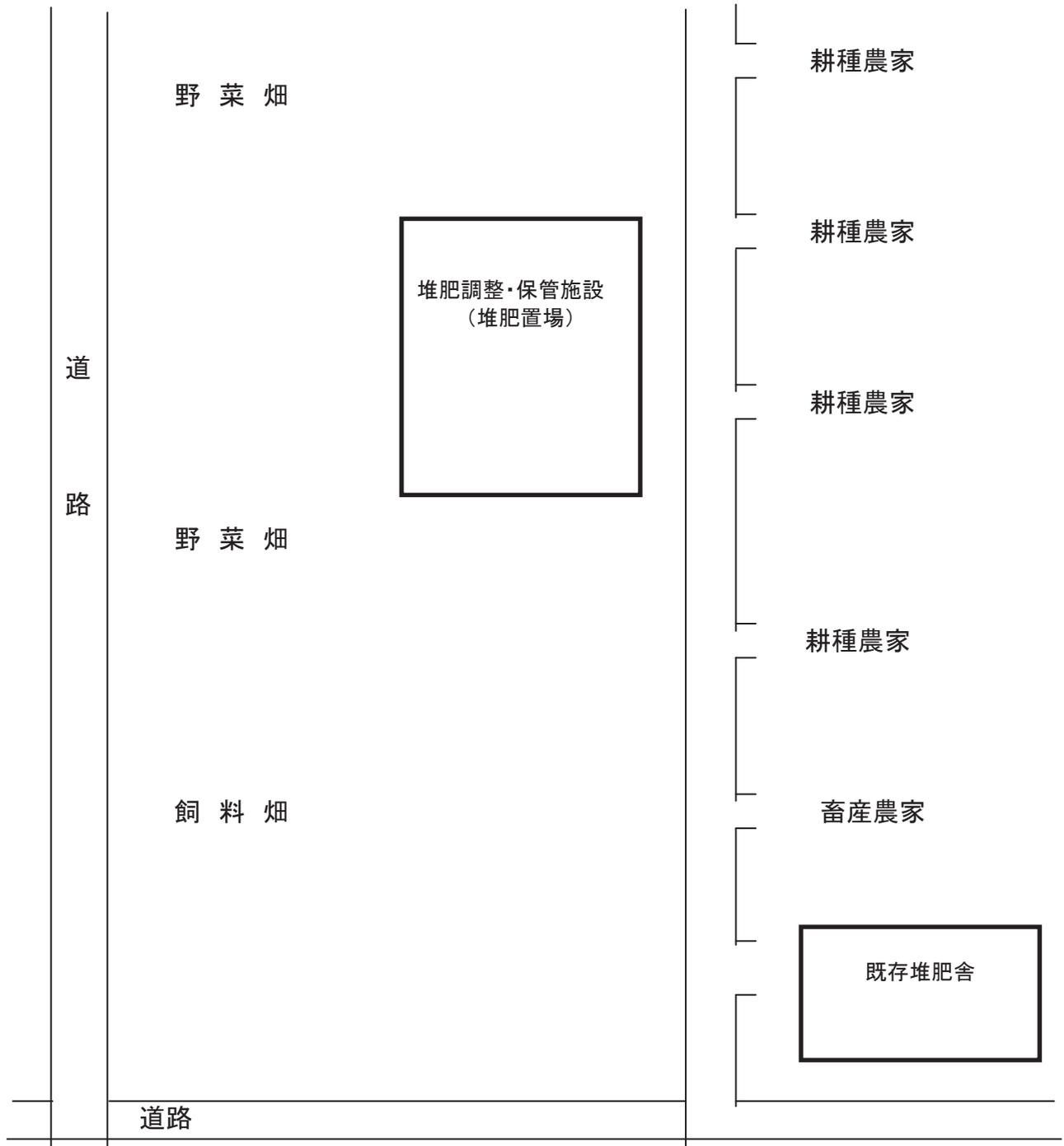
様式例 13

貸付対象施設等設置予定場所見取り図  
(堆肥保管施設を畜産農家の近くに設置する場合の例)



様式例 14

貸付対象施設等設置予定場の見取り図  
(堆肥保管施設を耕種農家の圃場に設置する場合の例)



様式例 15

コスト分析について(報告)

1 計画額及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		計画額	対基準額比	(参考)基準額
通常地域	200 m <sup>2</sup> 未満	円	%	24 千円/m <sup>2</sup>
	200 m <sup>2</sup> 以上	円	%	22 千円/m <sup>2</sup>
特別地域	200 m <sup>2</sup> 未満	円	%	26 千円/m <sup>2</sup>
	200 m <sup>2</sup> 以上	円	%	24 千円/m <sup>2</sup>

(注)① 特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法ならびに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む))における額

② 計画額は、堆肥置場の柱芯々面積単価をとします。

2 計画額が基準額を上回った理由

(注)① 基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を記載して下さい。

② ①に係る根拠(証拠)資料を添付して下さい。

様式例 16

別表1

貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置き場）

借受者	氏名 (法人名・代表者名)									
	自宅住所									
	堆肥置き場の設置場所									
貸付希望施設等	貸付施設等									
	銘柄又は製造業者									
	販売業者名									
	総面積			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
	柱芯々の面積			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
購入価額	①	本体価額		円		円		円	0	円
	②	消費税	0	円	0	円	0	円	0	円
	③=①+②	合計	0	円	0	円	0	円	0	円
	④	柱芯々面積金額 (消費税を含む)		円		円		円		円
芯々面積単価	⑤	柱芯々面積単価 (消費税を含む)	0	円	0	円	0	円		円
	⑥	コスト分析 基準額	0	円	0	円	0	円		円
補助金額	⑦	⑤<⑥の場合 (消費税含まず)	0	円	0	円	0	円		円
	⑧	⑦の千円未満 を切捨てた額	0	円	0	円	0	円	0	円
	⑨	⑤>⑥の場合 (消費税含まず)	0	円	0	円	0	円		円
	⑩	⑨の千円未満 を切捨てた額	0	円	0	円	0	円	0	円
取得価額 (リース金額)	⑪=①- (⑧OR⑩)	補助金額を 差引いた額	0	円	0	円	0	円	0	円

様式例 17

別表 2

貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置き場以外のもの）

借 受 者	氏 名 (法人名・代表者名)							
	自宅住所							
	貸付施設等 の設置場所							
貸付希望施設等	貸付施設等							
	銘柄又は製造業者							
	型 式							
	販売業者名							
購入価額	本体価額 (①+②)	0	円	0	円	0	円	
	内 訳	本体価額 ①		円		円	0	円
		消費税額 ②	0	円	0	円	0	円
	1/2の価額	③=①×1/2	0	円	0	円	0	円
		③の千円未満 を切上げた額	0	円	0	円	0	円

様式例 18

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表  
(1/2補助付きリース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名  
部課名電話番号  
氏 名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名					
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		適 ・ 否			
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		適 ・ 否			
	「機構リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(1)から(6)に該当しないこと。		該当せず ・ 該当する			
項 目			年度	年度	年度	
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種: )	kg	kg	kg	
	養豚	繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
		一貫	母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
		肥育	出荷豚1頭当たりの飼料要求率			
	肉牛経営	繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)			
		一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重(月(日)又はkg)			
		肥育	出荷牛平均の1日平均増体重(品種: )	kg	kg	kg
	採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)				
	肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷鶏平均)				
	収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。			○ ・ ×	
3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)						
・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。			○ ・ ×			
・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。			○ ・ ×			
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。			○ ・ ×			
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構が定める「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術」に基づいて設計されていることを畜産環境アドバイザーの確認を受けた。			○ ・ × ・ 該当なし			
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			確認 ・ 未確認			
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		適 ・ 否			
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		適 ・ 否			

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式例 19

番 号  
平成 年 月 日

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

〇〇県〇〇部〇〇課長 印

畜産高度化支援リース事業のリース申請について(副申)  
( 堆肥保管施設整備リース事業 )

このことについて、〇〇〇〇〇連合会から別添のとおりリース申請書の提出があったので、別記意見を添えて送付します。

## 別記

### 堆肥保管施設リース事業に係る意見書

借受団体又は受託団体名

借受者名

畜産高度化支援リース事業実施要領第1の2の(4)の要件を満たしていること。

貸付施設等の利用について、堆肥の利用先との間に堆肥の保管の年間延日数、堆肥の仕向量、貸付施設機械の保管設置場所等に関する規約が締結されており、その規約が適切であること。

導入する貸付対象施設等の種類・規模については、借受者の経営規模、導入施設等の経済性等及び堆肥の利用状況について十分検討し、適正な規模であること。

また、堆肥調整・保管施設の設置と併せてショベルローダー(上限額1,000万円(消費税込み))の導入を図る場合は、その必要性及び作業能力が妥当であること。

当該貸付施設等を整備することにより、堆肥保管が適切に運営され、堆肥の利用促進が図られること。

貸付施設等の購入額(消費税込み)が5,000万円以上の場合は、貸付施設等について、費用対効果分析により投資効率が1を上回っていること、並びに貸付施設の貸付けた年度の翌年度から3年目までの運営計画が策定されていること。

貸付施設等の内訳及び金額

別表(様式例18、19)のとおり

等の意見の記述をお願いします。

様式例 20

(借受者→受託団体又は借受団体等→都道府県→機構)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者住所〒  
借受者名  
リース契約番号

印

堆肥調整・保管施設リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告)

指標項目	計画	実績	理由
1 堆肥の流通コスト			
(1)堆肥置き場の面積	(㎡)	(㎡)	
(2)事業費(税込み)①	(千円)	(千円)	
(3)耕種農家への供給量②	(t)	(t)	
(4)堆肥のコスト(①/②)	(千円/t)	(千円/t)	
2 耕畜連携の促進に係る取組	(該当欄に○を記載)	(該当欄に○を記載)	
(1)特殊肥料生産業者の届出			
(2)堆肥の成分分析			
(3)耕種農家への堆肥の運搬			
(4)耕種農家における堆肥の散布			
3 耕畜連携による流通の範囲	(該当欄に○を記載)	(該当欄に○を記載)	
(1)JA区域内かつ市町村区域内			
(2)(1)の区域を越える流通			
4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数			
(1)新たに参画する耕種農家戸数	(戸)	(戸)	
5 新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数			
(1)新たに参画する畜産農家戸数	(戸)	(戸)	
(2)新たに参画する畜産農家の供給量	(t)	(t)	

(注) 1の(3)・(4)、4及び5について計画の20%を越える場合、1の(1)・(2)、2及び3については、変更がある場合その理由を記載下さい。なお、記入欄に記載できない場合は、別紙に記載下さい。

リース対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1 建築確認

(1)リース対象施設の構造(木造又はそれ以外)

(2)リース対象施設の面積

(3)設置場所に係る地域指定等(都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること)

(4)建築確認の必要性(必要又は不要)

2 農地転用

(1)設置場所の現況地目

(2)農地転用許可の必要性(必要又は不要)

3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。

別紙参考1

平成 年 月 日

御 見 積 書(例)

財団法人 畜産環境整備機構 御中

合計金額(総面積の金額)

¥0,000,000\_

本体価額:0,000,000(千円単位として下さい。)

消費税額: 00,000

※本体価額のうち芯々面積部分の金額及び面積  
000,000円 00m<sup>2</sup>

工 事 名:〇〇〇〇様 堆肥置き場

工事場所:〇〇県〇〇市〇〇 00-00

工 期:受注後00ヶ月

支払条件:貴機構の支払い条件による

会 社 名 〇 〇 〇 〇 株式会社

代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

〒000-00

〇〇県〇〇市〇〇 00-00

TEL 000-000-0000

FAX 000-000-0000

担当者 〇 〇 〇 〇

## 別紙参考 2

## 畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較

受託団体(借受者)		借受者	
物件所在地			

## 事業効果総括表

区 分	算式	数値	単位	備考
総事業費	①	15,687	千円	
年総効果額	②=(a)の②	26,803	千円/年	
うち内部経済効果	③=(a)の①	1,772	千円/年	
廃用損失額	④	0	千円	
総合耐用年数	⑤	18.8	年	
還元率	⑥	0.0767		
妥当投資額	⑦=②/⑥-④	349,525	千円	
うち内部経済効果	⑧=③/⑥-④	23,108	千円	
投資効率	⑨=⑦/①	22.28		
うち内部経済効果	⑩=⑧/①	1.47		

## (a) 年間効果額集計表

効 果 種 別	効果額	単位	備考
内 部 効 果	堆きゅう肥生産量増加効果	1,772	千円/年 ①
外 部 効 果	地域生活環境改善効果	25,031	千円/年
	衛生水準改善効果	0	千円/年
	水質保全効果	25,031	千円/年
	廃棄物処理費節減効果	0	千円/年
年 総 効 果 額	26,803	千円/年	②

## (b) 堆きゅう肥生産量増加効果額算出表

項 目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
事業実施後堆きゅう肥製造量	①	886	t	
事業実施前堆きゅう肥製造量	②	0	t	
堆肥製造増加量	③=①-②	886	t	
地域内販売単価	④	2,000	円/t	
事業実施後維持管理費	⑤	0	円	
事業実施前維持管理費	⑥	0	円	
維持管理費増加額	⑦=⑤-⑥	0	円	
堆きゅう肥生産量増加効果額	⑧=③×④-⑦ ⑦	1,772	千円	

(c) 衛生水準向上効果額算出表

項目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜排せつ物当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	
家畜排せつ物量	②		t	
衛生水準向上効果額	③=①×②	0	千円	

(注) 民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

(d) 水質保全効果額算出表

項目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜頭数	①	225	頭	
1頭当たり年間窒素排せつ量	②	-	kg/頭	
年間総窒素排せつ量	③=①×②(別表ウ)	10,651.50	kg	
流出比率	④	50	%	
窒素浄化単価	⑤	4,700	円/kg	
水質保全効果額	⑥=③×④×⑤	25,031	千円	

(e) 廃棄物処理費節減効果額算出表

項目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
廃棄物処理量	①		t	
処理単価	②		円/t	
廃棄物処理節減効果額	③=①×②	0	千円	

(注) 処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較(算定基礎資料)

ア 廃用損失額(既存施設残存価値)算出表

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可能年数 ④=②- ③	残存率 ⑤=④/ ②	残存価格 (千円) ⑥=①×⑤	耐用年数の根拠
					0			
					0			
					0			
合計	0						0	

イ 総合耐用年数算出表

施設名	事業費(円) ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (円) ②=①/③	耐用年数の 根拠
既設の堆肥舎(旧 1/2)	9,975,000	20	498,750	
今回導入の堆肥置き場	5,712,000	17	336,000	
合計	15,687,000 ④=①の合計	18.8 ⑥総合耐用年数 (④/⑤)	834,750 ⑤=②の合計	

ウ 年間総窒素排せつ量

畜種	頭数 ① (頭)	窒素量 ② (kg)	年間窒素排せつ量 ①×② (kg)	備考
乳用牛	経産牛	119.96	0.00	
	育成牛	47.34	0.00	
肉用牛	繁殖牛	84.15	0.00	
	育成牛	28.88	0.00	
	肥育牛	64.81	0.00	
豚	繁殖豚雌	15.12	0.00	
	繁殖豚雄	16.57	0.00	
	子豚	3.64	0.00	
	肉豚	11.45	0.00	
採卵鶏	成鶏	1.33	0.00	
	ひな	0.53	0.00	
ブロイラー		0.82	0.00	
合計	0		0.00	

## 畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号制定

畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項を次のように定める。

### 1 畜産経営力向上緊急支援リース事業の目的

畜産経営力向上緊急支援リース事業(以下「緊急支援リース事業」という。)は、日本経済の再生を目的として平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算により総合経済対策の一環として実施されるものです。したがって、この事業は、可能な限り迅速に実施することにより早急にその成果を上げることが重要であり、この事業の実施に当たっては、25 年度前半(平成 25 年 9 月末)までに可能な限り多くの事業を行うことが求められます。

借受者、借受団体等は、このような趣旨に配慮して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるものとします。

### 2 全体の仕組みについて

- (1) 緊急支援リース事業は、基本的に、畜産高度化支援リース事業(以下「高度化リース事業」という。)の補助付きリースと同じ仕組みで実施します。

このため、「畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領」(平成 25 年 3 月 25 日付け 25 環機第 110 号。以下「実施要領」という。)により畜産高度化リース事業実施要領(平成 23 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。)の多くの規定を一定の読替えをした上で準用することとしました。これにより、検収、消費税相当額の返還、「適正な実施の確保について」等の諸規定もそのまま準用して適用されることとなります。

「借受者」「取得価額」その他の用語についても高度化リース要領と統一し、現場段階で混乱が生じないように配慮しました。

- (2) ただし、今回の事業は、高度化リース事業の仕組み(基金事業)とは異なり、「間接補助事業」として仕組まれていることから、補助金関係の手続きを中心に、若干の異なる取扱を定めました。この手続きは、基本的に、通常の間接補助事業の手続き等と大きく異なることはありません。

ア. 機構のリースの貸付を申請する際に提出すべき貸付申請書については、「畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱」(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号)で求められる「事業参加申請書」及び直接又は間接補助事業に求められる「補助金交付申請書」を兼ねたものとし、複数の申請書を提出する手間を省くこととしました。これに伴い、貸付申請書の記載事項や添付書類に若干の変更があります。

イ. また、補助金の交付及び返還手続等に関する規定が実施要綱に明確に定め

られました。これに関連して、新たな提出書類としては、実績報告書(及び借受団体等のとりまとめ表)の提出が求められることとなります。

ウ. 補助金の交付は、本来ならば機構から直接又は間接に借受者に交付されるものですが、リースの仕組みで実施する関係で、機構は、借受者が販売業者等に支払うべき支払対価の一部として、機構が販売業者等に対し借受者に代わって支払う方法により当該補助金を交付することとします。このため、補助金交付申請に際し、借受者は、この方式で支払うことを機構に依頼すべきものとなりました。

エ. 補助事業とされることから、事業は年度内に完了する必要があります。このため、高度化リース事業とは異なり、検収は必ず年度内(平成26年3月末まで)に行う必要があります。

オ. 貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、法定耐用年数に達するまでの適正管理義務があることとされています。したがって、貸付期間が終了して当該機械装置の譲渡を受けた者が当該機械装置を譲渡等する場合には、機構の承認が必要になるほか、振興機構が定める基準により一定の金額の納付が必要になります。

(3) 1で述べたように、この事業は、迅速に実施を図ることが重要であるため、貸付けについて間接リース方式をとる場合には、都道府県内で調整ができるなら、借受者の所属する単協を借受団体としても構いません。

### 3 対象施設等について

(1) 事業を迅速に実施する観点から、この事業の貸付対象機械装置は、「一般に市販されているもの」に限られています。特注品は、対象とはなりません。

(2) 実施要領別表1の(5)の機械装置は、高度化リース事業の「特認施設等」と同じです。この貸付を申請する手続も、高度化リース事業の「特認施設等」の規定によることとします。

(3) 「配電盤」とは、外部電力と自家発電電力との切り替えのための配電盤で、自家発電装置の存在が前提です。

(4) なお、設置工事費は補助対象金額に含まれないので、見積を徴取する場合は、設置場所での機械施設の引渡価格を原則とします。

### 4 貸付期間について

貸付期間については、短縮は認められますが、延長は認められません。

### 5 都道府県畜産主務課長の意見聴取について

貸付金額等にかかわらず、すべての案件について都道府県畜産主務課長の意見が必要です。

## 6 貸付申請等について

### (1) 貸付申請等(別紙様式1又は2)の作成

貸付申請は、高度化リース事業の事務手続きとは異なり、補助金交付申請を兼ねておりますので、次により補助金交付申請を行う必要があります。

ア. 借受者は、導入する機械装置の見積価額(消費税込。以下同じ。)を複数の業者から徴取し、最も低い見積額を事業費とします。別紙様式1の3の「事業に要する経費の配分及び負担区分」の事業費欄に、最も低い見積額を事業費として記入します。

イ. アの事業費に補助率(1/3又は1/2以内)を乗じて、補助金交付申請額を決定し、これを「機構補助金」の欄に記入します。補助金は、事業費の1/3又は1/2を超えないようにして下さい。

ウ. 自己負担額は、事業費から補助金を差し引いた額になります。この額を貸付期間に、機構に貸付料として返済していただきます。

エ. イの「機構補助金」欄の合計額を、補助金の申請額として申請することになりますので、文書中に記入して下さい。

オ. 様式1又は2号の1の「貸付申請者の状況等」は、高度化リース事業と様式をほぼ同じにしておりますので、項目に従って必要事項を具体的に記入して下さい。

カ. 様式1又は2号の2の「貸付申請機械装置」については、別添様式の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」に、機械・装置の明細等を記入して下さい。

### (2) 借受団体等のとりまとめ

借受団体又は受託団体は、借受者から貸付申請のあった機械装置について、その明細を別紙様式1(2)(直接リース)又は2(1)(間接リース)の別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」に基づき取りまとめ、機構に提出します。

### (3) 貸付決定

ア. 当機構は、貸付申請等を受けて、申請のあった補助金を振興機構に交付申請しますので、貸付決定は、振興機構の補助金交付決定を受けた日に行います。

イ. 直接リース方式により実施している場合は、機構から直接交付決定通知及び貸付決定を行います。

ウ. 間接リース方式の場合は、借受団体は間接補助事業としての立場になりますので、機構から借受団体に対し交付決定通知及び貸付決定を行います。これを受けて、借受団体は、借受者又は転貸借受団体に対し、交付決定通知及

び貸付決定の通知を行うこととなります。

## 7 実績報告(別紙様式3)

- (1) 借受者は、販売業者等における機械・装置の設置完了及び借受団体等における検収の終了後、別紙様式3により実績報告書を作成し、6の(1)で貸付申請等を作成した要領に基づき、これを実績に置き換えて記入して下さい。
- (2) 実績報告書の4の「事業に係る精算額」については、「交付決定額」欄は、機構から通知された交付決定額を、「確定額」欄は、事業費に変更がない限り、交付決定額を、「概算払受領額」欄は、本事業は概算払いを行いませんので、「0」を、「精算払請求額」欄は、「確定額」を記入して下さい。なお、精算払請求額は、借受者からの要請に基づき、販売業者等に貸付機械装置の支払対価の一部として、機構から支払います。

## 8 高度化リース事業等の留意事項の参照

- (1) 上記以外の事項については、「畜産環境整備リース事業の留意事項」(平成23年3月31日23環機第219号)及び「堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項」(平成23年6月1日付け23環機第421号)の例によることとします。
- (2) 添付する書式等については、次の通りとします。

### ア. 畜産経営体

#### (ア) 添付を要する書式等

「堆肥・保管施設リース事業の留意事項」中、「配合飼料価格安定制度に関する申告書」、「貸付施設等共同利用契約書」、「見積合わせについて」、「貸付対象施設等の選定について」、「貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標」、「長期借入金等負債の償還計画」、「経営状況報告書」、「畜産主務課長の意見書」、「申請書の進達文書」

#### (イ) 添付を要しない書式等

「畜産環境整備リース事業の留意事項」中、「コスト分析基準」、「貸付対象施設」、を設置するために必要な法的手続に関する調書

「堆肥・保管施設リース事業の留意事項」中、「ポイント制(ポイント指標)」、「規模計算、容積計算」

なお、ポイント制は、本事業には適用がありません。

### イ. コントラクター

コントラクターについては、これらの様式に準じて作成して下さい。

## 9 補助金に係る消費税等相当額について

- (1) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者以外の借受者については、補助金に係る消費税等相当額につい

て、第1回の貸付料等に併せて請求します。

- (2) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者については、貸付施設等の検収時(貸付けを開始するまで)に、高度化リース要領別紙様式の4の「消費税等課税に関する申告書」に必要な証明書類を添付して機構に提出して下さい。免税事業者又は納税に関して簡易課税制度を選択している借受者と認められる場合は、消費税等相当額の請求はいたしません。

## 10 販売業者の義務

- (1) 平成25年度を超える納期の延長は、原則、認められません。このため、機構が販売業者に発注する機械・装置は、平成25年度内に納入等を完了し、検収が終了できるものに限ります。
- (2) 25年度内に検収ができない場合、天災等やむを得ない事由による場合以外は、売買契約は解約となります。これにより、当機構は、損害賠償請求権等を借受者に譲渡しますので、借受者と販売業者間で、当機構が販売業者に発注した機械・装置の取扱いについて解決してもらうこととなりますので、十分にご留意下さい。

### 附 則

- 1 この通知は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(平成25年3月25環機第110号)の施行の日から施行し、平成25年2月26日から適用する。
- 2 畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について(平成23年3月31日23環機第219号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について  
別紙2の\*の付された部分を次のように改める。

「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

#### 1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が1年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

#### 2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近3年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源(例:引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んで構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

### 3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

### 3 財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き(平成20年9月29日20環機第779号)の一部を次のように改正する。

3の(1)を次のとおり改める。

#### 3 貸付施設等の納入及び検収

##### (1) 略

ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、原則として、平成26年3月31日を超える納期の延長は認めないものとする。

### 4 堆肥・保管施設リース事業の留意事項(平成23年6月1日23環機第421号)の一部を次のとおり改正する。

留意事項中「たい肥調整・保管施設リース事業」を「堆肥保管施設リース事業」に改める。

附則に次のように加える。

この改正は、平成25年4月1日から適用する。

## 補助付きリース事業に係る補助金の取扱い

### 1. 所得税・法人税法上の取扱い

#### (1) 機構のリース形態

リース期間終了後に借受者に譲渡することにより、リース物件が借受者の所有となるリース契約は譲渡条件付きリースといい、機構リース事業のリース形態はこれに該当します。

所有権移転リース取引により借り受けたリース物件は、所得税・法人税法上は「売買」したものとして扱うことになっており、借受者は、貸付開始した日の属する年（法人は年度）にリース物件を購入したこととして、自らの固定資産（償却資産）として計上します。

費用として減価償却費を計上し、それ以降にリース料として機構に支払う金額は割賦販売の代金の支払とみなされるので、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

#### (2) 補助付きリース物件の補助金

- ① 借受者は、補助金を直接受け取っていないので理解できない部分がありますが、機構の補助付きリース物件は、借受者の「自己負担分（これからリース料等として支払っていた部分）」と「補助金分」の合計額を購入代金として、借受者に代わって機構がリース物件の販売業者等に支払っています。

このため、補助付きリース物件を導入するに当たっては、税法上は、借受者がこの補助金を受けたものとして取り扱うこととなります。

- ② 補助付きリース物件の補助金は、独立行政法人農畜産業振興機構の畜産業振興資金から交付されるため、所得税・法人税法上は収入金額不算入（圧縮記帳）が適用されます。

これにより、補助付きリース物件の資産計上（簿価）に当たっては、補助金を除いた額（自己負担分）で計上することができます。

圧縮記帳を行う際の経理処理の例としては、借方に補助金額の「圧縮損」を計上することが一般的です。

[仕訳例（本則課税適用者）]

購入価額（税抜き）10,000,000 円、1/2 補助（取得額（自己負担）：5,000,000 円）の場合

（補助金受取時）借受者は、実際には補助金を現金として受け取りませんが、リース物件の中に補助金が含まれているため、補助金収入を計上する必要があります。

（借方）		（貸方）	
未収入金	5,250,000 円	補助金収入	5,000,000 円（補助金）
		未払金	250,000 円（消費税保留分）

（リース物件取得時）

リース物件	10,000,000 円	未収入金	5,250,000 円
仮払消費税	500,000 円	未払金	5,250,000 円（リース料の未払金）

（圧縮記帳時）

圧縮損	5,000,000 円	リース物件	5,000,000 円
-----	-------------	-------	-------------

（補助金に係る消費税相当額の返還時）

未払金	250,000 円（消費税保留分）	現金	250,000 円
-----	-------------------	----	-----------

## 2. 消費税法上の取扱い

借受者が消費税課税事業者で、かつ、簡易課税を選択していない場合（以下「本則課税」という。）の課税期間の消費税納付額の計算は、次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れに係る消費税額}$$

リース物件借り受けの年（度）の納付すべき消費税額の計算は、税制上、リース物件の補助金分を含む購入価額が「課税仕入れ」となり、課税仕入れに係る消費税額（機構が負担した補助金に係る消費税等相当額（以下「補助金消費税相当額」という。）を含む。）を仕入税額控除します。

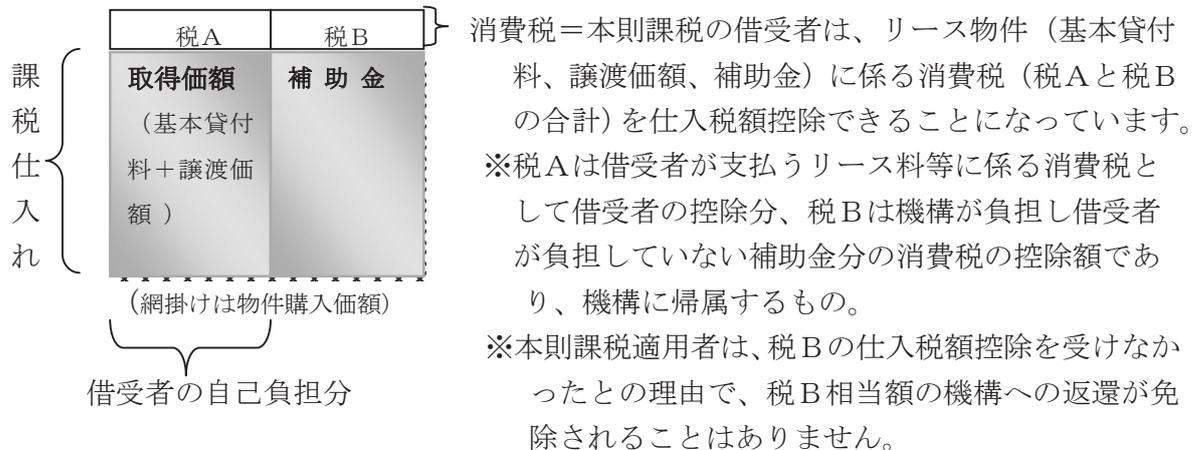
このため、仕入税額控除できる本則課税の借受者は、補助金消費税相当額を機構に返還する必要性が生じます。

なお、リース物件自体の仕入税額控除の権利を有しない簡易課税制度を選択した課税事業者又は免税事業者は、その返還が免除されます。

返還していただく補助金消費税相当額は、本則課税が適用される借受者が仕入税額控除（又は還付）を受ける額であり、返還する借受者の負担となるものではありません。

本則課税の方の消費税の取扱いと返還が必要な理由等は、以下のとおりです。

### 【補助付きリース物件の課税仕入れと消費税のイメージ】



### 【補助金消費税相当額を返還しなければならない理由】

(1) 通常の補助事業にあっては、補助対象者が本則課税適用の場合、仕入税額控除を受ける消費税相当額は補助対象とはならないため、補助金の額は消費税相当額を補助金から減額して交付されています。

しかし、機構のリース事業の場合は、機構が販売業者等に補助金を含むリース物件の購入代金を、補助金消費税相当額を減額して支払うことができません。

また、本則課税の借受者は、税制上、補助金を含めた額に係る消費税を仕入税額控除できること等から、機構に返還しないと会計検査院の指導を受けることになります。

(2) 本則課税の借受者は、リース物件に係る消費税（税Aと税Bの合計）の仕入税額控除を受けることができますが、このうち補助金分に係る消費税（税B）は、機構が負担したものであるため仕入税額控除の額は機構に帰属します。

(3) このため今般、リース事業の適正な実施の確保の観点から、機構は、本則課税の借受者から補助付きリース事業に係る補助金消費税相当額を、第1回貸付料等の納付の際に機構に返還していただくことにしました。

したがって、本則課税の借受者は、消費税確定申告に当たってはこの返還に対応するため、税制に基づき、補助付きリース物件に係る自己負担部分だけでなく必ず補助金部分を含めた「全体の価額」を課税仕入れとして計算してください。

(4) 本則課税の借受者が消費税の申告に当たり、自己負担部分についてのみ課税仕入れとして計算し、補助金を除いて処理した場合であっても、補助金消費税相当額を機構に返還する義務は生じます。なお、この場合、返還額は自己負担になってしまいますのでご注意ください。

### 【補助金消費税相当額の返還手順】

平成25年4月1日以降、補助付きリース事業の貸付契約を締結したリース物件について、本則課税の借受者の補助金消費税相当額の機構への返還、又は簡易課税制度選択者及び免税事業者の返還免除手続きは、実施要領に基づき、次のような手順により行います。

なお、平成25年3月31日までに補助付きリース事業の貸付契約を締結したリース物件にあっては、補助金消費税相当額の返還請求方法について、畜産高度化支援リース事業規程集(平成24年7月版249ページ)によることとなります。平成26年2月末に機構から借受者あてに送付する返還請求書類に基づき返還手続きを行ってください。

(1) 機構は、リース物件の貸付を受けた借受者(個人、法人)全員に対し、貸付決定の際に補助金消費税相当額を明示した「貸付契約書」に追加して「消費税等課税に関する申立書」(以下「申立書」という。)を送付します。

(2) 課税事業者で簡易課税制度を選択している者、又は免税事業者は、リース物件そのものの仕入税額控除を受ける権利を有しないため、返還が免除されます。

当該借受者は、検収の日までに申立書に証明資料(写しで可)を添え、検収実施者を經由して機構に提出します。

申立書に添える証明資料は、免税事業者は貸付を受けた年の前々年の「(個人の場合は)所得税青色申告書」、「(法人の場合は)法人税確定申告書」で、この証明資料は、補助事業実施要綱に基づく(独)農畜産業振興機構(以下「振興機構」という。)への免税事業者の証明書類としても使用します。

簡易課税制度選択者(個人、法人)は、税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出。

本則課税の借受者は、この申立書の提出は必要ありません。

(3) 本則課税の借受者は、当該リース物件の第1回貸付料等の納付の際に、補助金消費税相当額を併せて納付していただきます。

(4) 借受者が課税事業者(本則課税適用者又は簡易課税制度選択者)の場合、補助事業実施要綱に基づき、貸付開始の年(度)の消費税確定申告書の写しを振興機構に提出することとなっていますので、確定申告後速やかに機構に提出していただきます。

① 本則課税適用者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書(一般用)

② 簡易課税制度選択者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書(簡易課税用)

○補助付きリース物件の補助金に係る消費税相当額の返還について

※本稿で説明する現行の消費税率（5%）の適用は、平成26年4月1日以降に貸付開始される物件の場合、平成25年10月1日の前日までに貸付契約を締結しておく必要があります。

通常リース

※課税仕入れできる消費税額と機構に支払う消費税額が同額のため、返還なし。

基本貸付料、譲渡価額の合計額  $a$

消費税納付額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{機構に支払う} \\ \text{消費税額 (A)} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{仕入税控除となる} \\ \text{消費税額 (B)} \end{array} \right]$$

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">A (<math>a \times 5\%</math>)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)</td></tr> </table>	A ( $a \times 5\%$ )	a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">B (<math>a \times 5\%</math>)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)</td></tr> </table>	B ( $a \times 5\%$ )	a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)
A ( $a \times 5\%$ )						
a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)						
B ( $a \times 5\%$ )						
a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)						

$$(A) = (B)$$

補助付きリース

※補助金に係る消費税相当額が、借受者側で仕入税額控除を受けるため、機構に返還。

基本貸付料、譲渡価額の合計額  $a$

補助金額  $a'$

消費税納付額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{機構に支払う} \\ \text{消費税額 (A)} \end{array} \right] < \left[ \begin{array}{l} \text{仕入税額控除となる} \\ \text{消費税額 (B)} \end{array} \right]$$

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">A ; <math>a \times 5\%</math></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">a (基本貸付 料、譲渡価額 の合計額)</td><td style="text-align: center;">a' (補助金)</td></tr> </table>	A ; $a \times 5\%$		a (基本貸付 料、譲渡価額 の合計額)	a' (補助金)	<	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">B ; <math>(a+a') \times 5\%</math></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">a (基本貸付料、 譲渡価額の合計 額)</td><td style="text-align: center;">a' (補助金)</td></tr> </table>	B ; $(a+a') \times 5\%$	a (基本貸付料、 譲渡価額の合計 額)	a' (補助金)
A ; $a \times 5\%$									
a (基本貸付 料、譲渡価額 の合計額)	a' (補助金)								
B ; $(a+a') \times 5\%$									
a (基本貸付料、 譲渡価額の合計 額)	a' (補助金)								

$$(B) - (A) = a' \times 5\%$$

$$\text{補助金に係る消費税相当額} = a' (\text{補助金}) \times 5\%$$

[事例：1/2 補助付きリース)

リース物件の購入価額 (税抜)	10,000 千円
リース期間	7年 (年1回払い。但し、初回及び最終回の支払額は基本貸付料の1/3及び2/3)
補助金 (1/2 補助)	5,000 千円
基本貸付料、譲渡価額の合計額	5,000 千円
リース料の支払額	各回の支払額は下表のとおり

機構へのリース料の支払額

(千円)

区 分	1回目	2 "	3 "	4 "	5 "	6 "	7 "	8 "	譲渡代金	計
基本貸付料	214	643	643	643	643	643	643	428	500	5,000
消費税	11	32	32	32	32	32	32	22	25	250
計	225	675	675	675	675	675	675	450	525	5,250

※ 譲渡代金は、譲渡価額と譲渡価額に係る消費税を加えた額を指します。

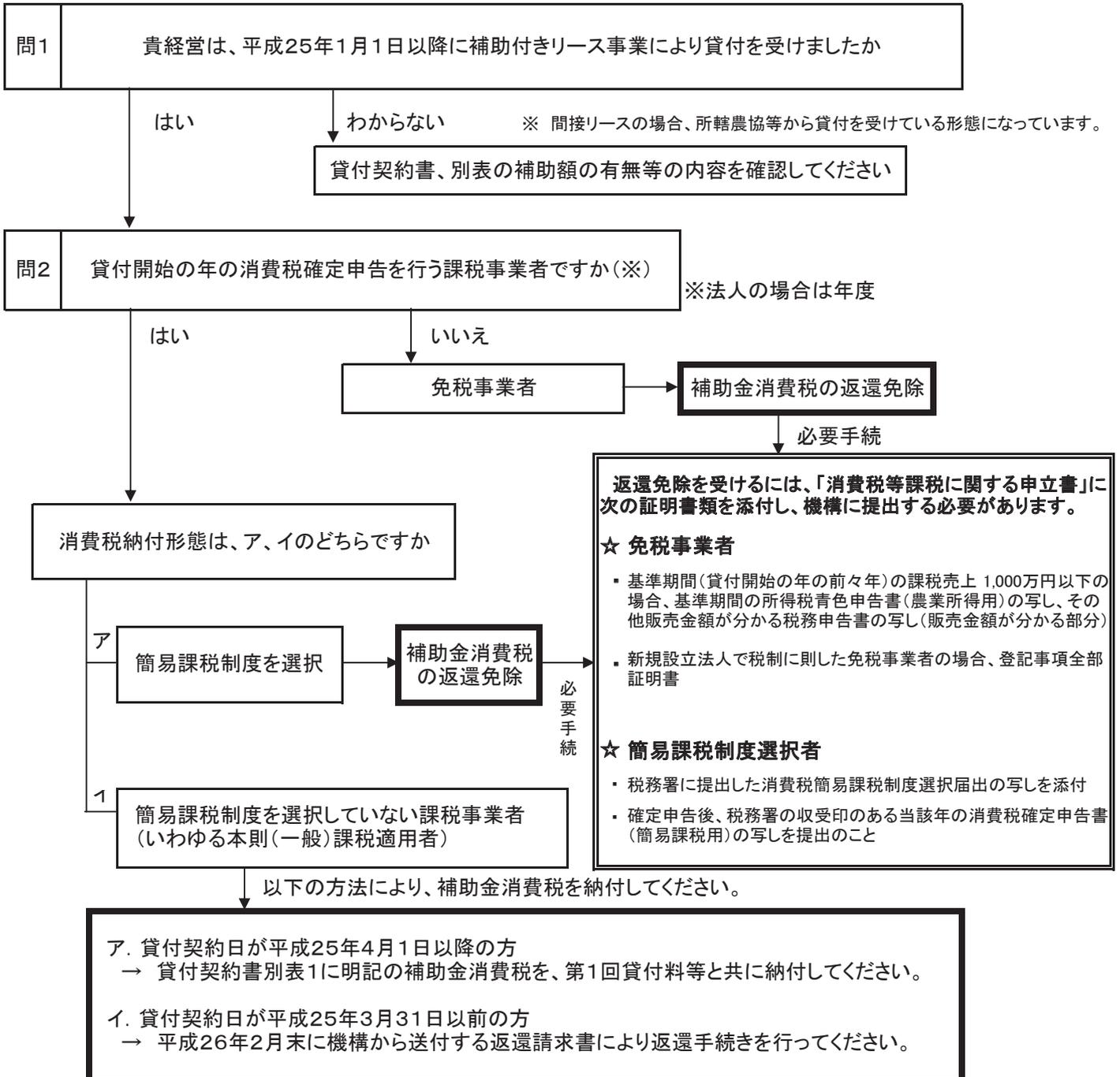
∴ 機構に支払う消費税額 = 250 千円・・・(A)

- (1) リース物件を借り受けた年 (度) の課税仕入れに係る消費税額  
 $(5,000 \text{ 千円(基本貸付料、譲渡価額の合計額)} + 5,000 \text{ 千円(補助金)}) \times 5\% \text{ (消費税率)}$   
 $= 500 \text{ 千円} \dots (B)$
- (2) 補助金に係る消費税相当額 (機構に返還すべき額)  
 $(B) - (A) = 500 \text{ 千円} - 250 \text{ 千円} = 250 \text{ 千円}$

(参考)

## 補助金に係る消費税等相当額の返還要否判断票（平成25年度版）

- ・貴経営が、補助金に係る消費税等相当額（以下「補助金消費税」という。）を返還する必要があるか否かは、次の問いにより判断してください。
- ・本票は、貸付契約日が平成25年4月1日以降の場合を主体に説明しています。（貸付契約日が平成25年3月31日までの借受者については、基本的には本票で判断できますが、平成26年2月末に機構から改めて案内します。）
- ・補助金消費税の納付が必要な場合、第1回貸付料納入時に、貸付料等に加え返還していただきます。



返還免除を受けるには、「消費税等課税に関する申立書」に次の証明書類を添付し、機構に提出する必要があります。

★ 免税事業者

- ・ 基準期間（貸付開始の年の前々年）の課税売上 1,000万円以下の場合、基準期間の所得税青色申告書（農業所得用）の写し、その他販売金額が分かる税務申告書の写し（販売金額が分かる部分）
- ・ 新規設立法人で税制に則した免税事業者の場合、登記事項全部証明書

★ 簡易課税制度選択者

- ・ 税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出の写しを添付
- ・ 確定申告後、税務署の収受印のある当該年の消費税確定申告書（簡易課税用）の写しを提出のこと

・機構に納付する額は、当該補助付きリース物件の仕入税額控除を受ける消費税等相当額であり、返還者の負担となるものではありません。

・消費税確定申告後、税務署の収受印等のある消費税確定申告書（一般用）の写しを提出していただきます。

## 畜産高度化支援リース事業実施要綱

[平成22年 4月23日付け22農畜機第389号]

- 一部改正 平成22年 4月23日付け22農畜機第448号
- 一部改正 平成22年 4月30日付け22農畜機第549号
- 一部改正 平成22年 5月21日付け22農畜機第873号
- 一部改正 平成22年 6月15日付け22農畜機第1275号
- 一部改正 平成22年 6月29日付け22農畜機第1507号
- 一部改正 平成22年 8月 6日付け22農畜機第2088号
- 一部改正 平成22年 9月16日付け22農畜機第2660号
- 一部改正 平成22年 9月30日付け22農畜機第2766号
- 一部改正 平成24年 3月21日付け23農畜機第4460号
- 一部改正 平成25年 3月22日付け23農畜機第5194号

近年における畜産経営をめぐる情勢は、景気の低迷や配合飼料価格の高止まり等から依然として厳しい状況下であり、畜産経営の生産性向上や、食肉、生乳の流通体制の整備の推進による畜産物の生産及び流通の効率化、合理化及び畜産業の一層の高度化を図ることが重要となっている。

さらに、畜産環境対策においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、今後とも維持、継続の必要があるほか、生産された堆肥については、耕畜連携の下、その利用促進が求められている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、これらの課題に対応する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって事業の効率的な体制を整備し、畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設等の導入を支援することにより、我が国畜産の安定的発展に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、財団法人畜産環境整備機構（昭和51年9月16日に財団法人畜産環境整備リース協会という名称で設立された法人をいう。

以下「環境機構」という。)とする。

## 第2 事業の内容等

この事業は、環境機構が、畜産経営の環境対策、食肉及び生乳の流通の合理化、堆肥の利活用の推進並びに畜産経営の生産性向上のために必要な施設機械（以下「施設等」という。）をリース方式により貸し付けるのに必要とする資金に充てるため、畜産高度化支援リース基金（以下「高度化リース基金」という。）を造成する事業とし、事業の内容は1の（1）から（5）のとおりとする。

### 1 リース事業の内容

#### （1）畜産環境整備リース事業

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

#### （2）食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

#### （3）生乳流通効率化支援リース事業

生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

#### （4）堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の2分の1以内に相当する金額を助成する。

#### （5）畜産経営生産性向上支援リース事業

畜産経営の生産性向上を図るため、畜産農家等に対して、必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の3分の1以内に相当する金額を助成する。

### 2 貸付けの対象となる施設の範囲及び借受者の範囲等

#### （1）畜産環境整備リース事業

ア 貸付けの対象となる施設等（以下「貸付施設等」という。）の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

（ア）家畜ふん尿の乾燥処理施設等

（イ）家畜ふん尿の発酵処理施設等

- (ウ) 家畜ふん尿の浄化・液肥化处理施設等
- (エ) 家畜ふん尿の運搬施設等
- (オ) 飼料の生産、給与、貯蔵等施設等
- (カ) 家畜の飼養管理等施設等
- (キ) その他飼養管理等のために特に必要なものとして、環境機構が別に定める施設等（以下「特認施設等」という。）

#### イ 借受者の範囲等

(ア) 貸付けの対象となる者（以下「借受者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

##### a 団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

##### b 末端借受者

畜産経営を営む農業者又はこれを含む2戸以上の農業者が構成する集団及びこれらに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

(イ) 貸付施設等が家畜ふん尿の処理等を行う施設等である場合は、末端借受者の営む畜産経営において、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から、早急に環境整備が必要であると認められるものとする。

(ウ) 貸付施設等が飼料の生産、給与、貯蔵等施設等又は特認施設等である場合の末端借受者は、次に掲げるとおりとする。

a 当該借受者の営む畜産経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められるもの

b 酪農又は肉用牛経営を営む者である場合は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に基づく市町村計画を作成している市町村内において乳用牛又は肉用牛を飼養しているもの及び都道府県からの申出に基づき環境機構が認めたもの

#### ウ 再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

### (2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

#### ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

(ア) 食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売を行うのに必要な機械等

(イ) 畜産副産物の処理を行うのに必要な機械等

(ウ) 食肉の処理（と畜解体から部分肉処理加工等をいう。以下同じ。）を行うのに必要な、次に掲げるいずれかの要件を満たす機械等

a 新たに貸付施設等を整備するもの

b 牛海綿状脳症（B S E）その他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの

c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの

d C O 2削減等環境対策に資するもの

#### イ 借受者の範囲

(ア) アの（ア）及び（イ）の貸付施設等

a 借受者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）。

(b) 食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）。

(c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの。

(d) 社団法人日本畜産副産物協会（昭和53年11月11日に社団法人日本畜産副生物協会という名称で設立された法人をいう。以下「副産物協会」という。）。

(e) 社団法人日本食肉市場卸売協会（昭和35年9月22日に社団法人食肉市場卸売協会という名称で設立された法人をいう。以下「市場協会」という。）。

b 再借受者

(a) aの（a）にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす食肉販売業者（以下「組合員」とする。）とする。

i 食肉販売事業協の組合員であること。

ii 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

iii 機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が

図られると見込まれること。

(b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。

i 食肉販売事業協

ii 組合員

(c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

i 副産物協会についてはその会員であること。

ii 市場協会についてはその会員であること。

iii 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

iv 機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

c 再々借受者

bの(b)のiにあつては組合員とする。

(イ) アの(ウ)の貸付施設等

a 借受者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会。

(b) 独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であつて、次に掲げる要件を満たすもの。

i 当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。

ii 当該食肉処理場がi以外の食肉処理場である場合にあつては、管理主体である法人が次に掲げる要件をすべて満たすもの(以下「管理法人」という)。

(i) 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

(ii) 食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。

(c) 財団法人日本食肉生産技術開発センター(平成元年8月1日に財団法人日本食肉生産技術開発センターという名称で設立された法人をいう)。

b 再借受者

aの(a)及び(c)にあつては、管理法人とする。

(3) 生乳流通効率化支援リース事業

ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、いずれの貸付施設等は、集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

(ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）

(イ) 貯乳冷却施設

(ウ) オートサンブラ

(エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用されるものに限る。）

(オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）

(カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）

(キ) 冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）

(ク) 宅配専用車

(ケ) 経営管理機器

(コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

イ 借受者の範囲等

借受者は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等

(イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合

(ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの

(エ) 一般社団法人又は一般財団法人であつて、酪農の振興を目的とするもの

(オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第8号に規定する商工組合

(カ) その他牛乳の流通に関する団体であつて、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要であると認めるも

の

ウ 再貸付け

(ア) イの(ア)から(エ)の直接又は間接の構成員が、当該施設の運営を直接行う場合は、これらの構成員

(イ) イの(オ)から(カ)を構成する牛乳販売店

(4) 堆肥保管施設整備リース事業

ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、(イ)から(エ)までに掲げる貸付施設等については、(ア)に掲げる貸付施設等と一体的に利用するものとして借り受ける場合に限り、貸付けの対象にするものとする。

(ア) 堆肥の保管のための施設等

(イ) 堆肥の調整のための施設等

(ウ) 堆肥の散布のための施設等

(エ) 堆肥の運搬のための施設等

イ 借受者の範囲等

(ア) 借受者は、次に掲げるとおりとする。

a 団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

b 末端借受者

畜産経営を営む農業者又はこれを含む2戸以上の農業者が構成する集団及びこれらに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

(イ) 末端借受者は、環境機構が別に定めるところにより、貸付施設等の利用について、堆肥の利用先との間に、堆肥の調整・保管の年間延べ日数、堆肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する規約を締結するものとする。

(ウ) 末端借受者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

(エ) 末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

a 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付農林水産事務次官

依命通達)で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約(以下「数量契約」という。)の締結について、平成24年度において数量契約を締結し、引き続き平成25年度において数量契約を締結していること。

b 新たに平成25年度から数量契約を締結していること。

c 平成24年度及び平成25年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

d 平成24年度において数量契約を締結し、平成25年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

#### ウ 再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

### (5) 畜産経営生産性向上支援リース事業

#### ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付対象施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

また、原則として、1末端借受者(ウの(ア)のbの末端借受者をいう。)当たり1種類の貸付施設等を限度額の範囲内で貸付けるものとする。

なお、1末端借受者当たり複数の種類の貸付対象施設等を貸付けようとする場合及び(ア)に掲げる乗用作業機械を貸付けようとする場合にあっては、末端借受者が属する都道府県知事が必要と認める場合に限り、これを行うことができるものとする。

(ア) 生産効率向上に資するもの(通風装置、飼料攪拌機、細霧装置、乳質改善機械装置、発情分娩管理装置、乗用作業機械)

(イ) 労働力削減に資するもの(自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置、集卵装置、汚卵洗浄機)

(ウ) 飼料費削減等に資するもの(飼料収穫機、飼料梱包機、飼料反転・集草機、飼料積込機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置、飼料米利用に必要な機械)

(エ) 口蹄疫の発生に伴う畜産経営への影響軽減に資するもの(簡易畜舎(ただし、建築確認を要しないものであって、口蹄疫に伴い搬出制限が行われた区域内の大家畜・養豚経営が借り受ける場合並びに宮崎県、鹿児島県及び熊本県内の大家畜・養豚経営であって、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育利用に借り受ける場合に限る。)、カー

フハッチ（ただし、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県内の酪農経営が借受者になるものに限る。))

#### イ 限度額

限度額は、1 末端借受者当たり30,000千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）とする。

ただし、アの（ア）のうち、乗用作業機械については、1 末端借受者当たり10,000千円（消費税等を含む。）とする。

#### ウ 借受者の範囲等

（ア）借受者は、次に掲げるとおりとする。

##### a 団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

##### b 末端借受者

（a）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者

（b）「畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について」（平成18年7月26日付18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者

（c）（a）又は（b）を含む2戸以上の農業者が構成する集団及びこれに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

（イ）末端借受者は、農業環境規範に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

（ウ）末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

a 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、数量契約に関し、平成21年度及び平成22年度に数量契約を締結していること。

b 新たに平成22年度から数量契約を締結していること。

c 平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

d 平成21年度において数量契約を締結し、平成22年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

#### エ 再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

### 3 貸付期間

貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）を基準として環境機構が別に定めるものとする。

#### 4 貸付期間終了後の貸付施設等の譲渡

環境機構は、貸付期間が終了したとき、貸付施設等を借受者に対し、環境機構が別に定める額（以下「譲渡額」という。）に、当該譲渡額に5パーセントを乗じて得た消費税等に相当する額を加えた額で譲渡するものとする。

#### 5 貸付料の基準

貸付料の年額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額を基本として、環境機構が別に定めるものとする。

##### (1) 基本貸付料

貸付施設等の購入価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税額を控除して得た額。以下同じ。）から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額。

ただし、第2の2の(4)のアの(ア)の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額から補助額を控除して得た額から、環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とし、同(イ)から(エ)の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額に2分の1を乗じて得た額から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を、当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。また、第2の1の(5)の事業においては、貸付施設等の購入価額に3分の2を乗じて得た額から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を、当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。

##### (2) 附加貸付料

環境機構が別に定める額とする。

ただし、環境機構は、附加貸付料を定めるに当たっては、事業の実施状況を踏まえ、極力、低廉な額に設定するよう努めるものとする。

##### (3) 消費税等相当額

基本貸付料の額に5パーセントを乗じて得た額

### 第3 基金の造成及び管理運用

- 1 環境機構は、高度化リース基金を機構からの補助金及び家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱（平成20年3月31日付19農畜機第4919号）第2のリース基金、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成20年3月12日付19農畜機第4597号）第2のリース基金、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成17年8月5日付17農畜機第1889号）第2のリース基金、食肉販売等合理化

施設整備リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号）第2のリース基金、生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号）第2のリース基金及び畜産環境緊急特別対策事業実施要綱（平成17年8月5日付17農畜機第1889号）第2のIの6の（1）の（イ）により強制発酵処理機械・装置等の家畜ふん尿処理機械・装置等に関する貸付（以下「旧貸付」という。）に係る基本貸付料、附加貸付料、譲渡額及び運用益をもって設けることとする。

- 2 環境機構は、リース事業の実施により、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額を得たとき及び高度化リース基金の運用による果実（以下「運用益」という。）を得たときは、当該額を高度化リース基金に繰り入れるものとする。
- 3 環境機構は、高度化リース基金を他の勘定と区分して経理するものとする。また、その際、高度化リース基金において、第2の1の（1）から（3）、（4）、（5）及び旧貸付に係る経理について、それぞれ区分して管理するものとする。
- 4 環境機構は、第2の1の（1）から（3）及び（5）のリース事業並びに旧貸付については、機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（5の（2）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）について、理事長の指示があった場合は、当該指示のあったリース事業の会計へ当該指示のあった額を繰り入れるものとする。
- 5 環境機構は、次に掲げる場合を除き、高度化リース基金を取り崩してはならないものとする。
  - （1）リース事業の実施に必要な貸付施設等を取得する経費に充てる場合  
リース事業毎に、次に掲げるものを原資として支出するものとする。
    - ア 第2の1の（1）から（3）のリース事業  
機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（（2）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）
    - イ 第2の1の（4）のリース事業
      - （ア）機構からの補助金
      - （イ）第2の1の（4）のリース事業に係る基本貸付料、譲渡額及び運用益（（2）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）のうち、理事長の指示のあった額
      - （ウ）4の理事長の指示に基づき、第2の（4）のリース事業の会計に繰入れた金額のうち、理事長の指示のあった額
  - （2）リース事業の管理、運営及び調査・情報収集などリース事業の実施に必要な経費に充てる場合  
なお、当該経費は、附加貸付料として得た額（当該額で不足が見込まれ

る場合には、さらに運用益の額を加えた額をいう。)を限度として理事長の承認を受けて支出できるものとする。

(3) 次に掲げる金額を機構に返還する場合

ア 事業実施期間終了後、高度化リース基金に残額が生じた場合において、理事長が返還指示する金額

イ 事業実施期間中であっても、高度化リース基金に残額が生じることが見込まれる場合において、理事長が返還を指示する金額

ウ 第2の1の(4)、(5)のリース事業及び旧貸付において、基本貸付料、譲渡額及び運用益((2)により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額)を得た場合の当該金額

ただし、理事長が(1)に基づき指示した金額を除くものとする。

#### 第4 事業の実施

##### 1 事業実施要領の作成

環境機構は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

##### 2 事業実施計画の作成

畜環機構は、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第1号の畜産高度化支援リース事業実施計画承認申請書を理事長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 基金負担の増加を伴う事業費の増

##### 3 事業の委託

環境機構は、事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

##### 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、第2の1の(1)から(4)の事業にあつては、その貸付決定の期間を平成25年度までとし、第2の1の(5)の事業にあつては、その貸付決定の期間を平成22年度までとする。

#### 第5 事業の推進指導等

- 1 環境機構は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、環境機構が第2の規定に基づき高度化リース基金の造成を行うのに要する経費につき補助するものとする。

## 第7 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請等

環境機構は、基金造成のために補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の畜産高度化支援リース事業補助金交付申請書及び概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

環境機構は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の畜産高度化支援リース事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 第8 基金の管理状況報告等

### 1 補助金の実績報告

環境機構は、機構からの補助金を高度化リース基金に入金管理した日から起算して1カ月を経過した日までに、別紙様式第4号の畜産高度化支援リース事業基金造成実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

### 2 事業の実績報告

環境機構は、事業を実施した年度の翌年度の4月20日までに別紙様式第5号の畜産高度化支援リース事業実績報告書を作成の上、理事長に報告するものとする。

### 3 基金の管理状況報告

環境機構は、毎年度、当該年度の基金管理状況を取りまとめ、翌年度の4

月30日（基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1カ月以内）までに、別紙様式第6号の畜産高度化支援リース事業基金管理状況報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

## 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 環境機構は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、第3の6の規定に基づき高度化リース基金を取り崩して充てることができる経費（以下「事業経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 環境機構は、第8の2に係る事業実績を報告するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを当該事業実績報告額から減額して報告するものとする。

ただし、報告時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 環境機構は、2のただし書により第8の2に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第7号の畜産高度化支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、高度化リース基金に返戻しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第8の2に係る事業実績報告書を提出した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

4 環境機構は、高度化リース基金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第8号の畜産高度化支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖後）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返戻しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、基金を閉鎖した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第10 運営状況の報告

借受者は、第2の1の(4)の事業のうち、「畜産振興事業の実施について」の4の(1)で採択された施設にあつては、設置した年度の翌年度から3年間は、毎年度、別紙様式9号の畜産高度化支援リース事業運営状況報告書を作成し、環境機構に報告するものとする。

環境機構は、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、6月30日までに理事長に提出するものとする。

#### 第11 帳簿等の整備保管等

1 環境機構は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、環境機構に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

#### 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この要綱は理事長が別に定める日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要綱の制定に伴い、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成20年3月12日付19農畜機第4597号。以下「生産性リース要綱」という。）、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成17年8月5日付17農畜機第1889号。以下「環境整備リース要綱」という。）、食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号。以下「食肉リース要綱」という。）及び生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平

成15年10月1日付15農畜機第48号。以下「生乳リース要綱」という。)は廃止する。

- 3 改正前の家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱(平成20年3月31日付19農畜機第4919号)第2の1の事業の規定及び利活用要綱、生産性リース要綱、環境整備リース要綱、食肉リース要綱及び生乳リース要綱の規定に基づく貸付に係る業務については、本事業による業務とみなす。
- 4 この要綱第2の2の(5)のアの(エ)の規定のうち宮崎県に係るものについては平成22年12月31日をもって失効し、宮崎県に係るもの以外のものについては平成22年10月31日をもって失効するものとする。

附 則(平成22年4月23日付け22農畜機第448号)

- 1 この要綱の改正は、平成22年4月23日から施行する。
- 2 この要綱第2の2の(5)のアの(エ)の事業に係る規定については、この要綱による改正前の要綱の附則(平成22年4月23日付け22農畜機第389号)1の理事長が別に定める日を平成22年4月23日とする。
- 3 この要綱第2の2の(1)、(4)及び(5)(ただし、アの(エ)を除く)の事業に係る規定については、附則(平成22年4月23日付け22農畜機第389号)1の理事長が別に定める日を平成22年5月25日とする。
- 4 この要綱第2の2の(2)の事業に係る規定については、附則(平成22年4月23日付け22農畜機第389号)1の理事長が別に定める日を平成22年6月29日とする。
- 5 この要綱第2の2の(3)の事業に係る規定については、附則(平成22年4月23日付け22農畜機第389号)1の理事長が別に定める日を平成22年9月16日とする。

附 則(平成22年4月30日付け22農畜機第549号)

この要綱の改正は、平成22年4月30日から施行する。

附 則(平成22年5月21日付け22農畜機第873号)

この要綱の改正は、平成22年5月21日から施行する。

附 則(平成22年5月25日付け22農畜機第936号)

この要綱の改正は、平成22年5月25日から施行する。

附 則(平成22年6月15日付け22農畜機第1275号)

この要綱の改正は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成22年 6 月29日付け22農畜機第1507号）

この要綱の改正は、平成22年 6 月29日から施行する。

附 則（平成22年 8 月 6 日付け22農畜機第2088号）

この要綱の改正は、平成22年 8 月 6 日から施行する。

附 則（平成22年 9 月16日付け22農畜機第2660号）

この要綱の改正は、平成22年 9 月16日から施行する。

附 則（平成22年 9 月30日付け22農畜機第2766号）

この要綱の改正は、平成22年 9 月30日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日付け23農畜機第4460号）

この要綱の改正は、平成24年 3 月21日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日付け24農畜機第5194号）

1 この要綱の改正は、平成24年 3 月22日から施行する。

2 この要綱による改正後の第9の規定については、第2の1の（1）から（4）に規定する平成25年度の事業の実施から適用する。

別表

補助対象経費	補助率
畜環機構が高度化リース基金を造成するのに要する経費	定 額

以下、別紙様式第1号～第9号略

# 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱

平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号  
一部改正 平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農畜機第 5301 号

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産業を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上、飼料生産受託組織等の経営高度化、飼料製造事業者の飼料原料の多角化等のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成 24 年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成 24 年 1 月 18 日付け 24 農畜機第 4213 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

## 第 2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 畜産経営強化緊急支援事業

公募団体は、第 3 の 1 に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上に資するほか、労働力の軽減、飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体（公募団体が別に定めるリース会社等）をい

う。以下同じ。)) に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

公募団体は、第3の2に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 3 とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

公募団体は、第3の3に規定する借受者が、飼料原料の多角化に資するために、こうりゃん等のとうもろこし代替原料の定着を図る実証的な取組に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 4 効率的生産継続支援事業

公募団体は、第3の1及び第3の2の借受者が1又は2の事業により電力供給を必要とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置をリース方式により一体的に導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 5 推進指導

公募団体は、1から4までの事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査を行うものとする。

## 第3 機械装置の借受者

- 1 第2の1の事業の借受者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人（以下「農協等」という。）及び次の（1）から（3）までの要件のいずれかを満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

- (1) 畜産業を営む者又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）若しくは農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 72 条の 3 に規定する農事組合法人をいう。）であって、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた者
  - (2) 畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について（平成 18 年 7 月 26 日付け 18 生畜第 1014 号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者
  - (3) (1) 又は (2) を含む 2 戸以上の農業者が構成する集団
- 2 第 2 の 2 の事業の借受者は、農協等並びに次の (1) 及び (2) の要件をいずれも満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

(1) コントラクター等

次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織

ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が 3 戸以上で構成されるものとする。

- ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- ウ 土地改良区
- エ 農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- オ 農事組合法人以外の農業生産法人
- カ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- ク 農業（畜産業を含む。以下、この項に同じ。）を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 575 条第 1 項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の (ア) から (ウ) までのすべての要件に適合

するもの

- (ア) 農業を主たる事業として営んでいること
  - (イ) 株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること
  - (ウ) 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること
- ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの
- (ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
  - (イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
    - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
    - b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
    - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
    - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
    - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
  - (ウ) エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること

## (2) 経営高度化組織

経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること

- ア 平成 27 年度までに経営の法人化を図ることが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの
- イ 平成 27 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の 1 の（1）から（6）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあつては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 23 年度又は平成 21 年度から平成 23 年度の 3 カ年の平均と比較して、北海道は概ね 40ha、都府県は概ね 20ha（中山間地域にあつては、北海道は概ね 20ha、

都府県は概ね 10ha) 以上拡大することが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の（ア）から（ク）までのいずれかに該当する地域をいう。

- （ア）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき  
特定農山村地域
  - （イ）山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき  
指定された振興山村
  - （ウ）過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
  - （エ）半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき  
指定された半島振興対策実施地域
  - （オ）離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき  
指定された離島振興対策実施地域
  - （カ）沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 項第 1 号  
に規定する沖縄
  - （キ）奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に  
規定する奄美群島
  - （ク）小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 2 条第  
1 項に規定する小笠原諸島
- ウ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたもの

3 第 2 の 3 の事業の借受者は、農協等及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 6 条で規定する原料品又は関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 3 条で規定するとうもろこしを用いて、家畜・家きん用飼料を製造する事業者である末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

4 第 2 の 4 の事業の借受者は、第 2 の 1 又は第 2 の 2 の事業を実施する者とする。

#### 第4 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第2の1から4までの事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、貸付主体がリース物件として貸付可能なものとする。

#### 第5 事業の実施

##### 1 事業実施要領の作成

公募団体は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

##### 2 事業参加申請書等の作成

(1) 借受者は、公募団体が別に定める事業参加申請書を作成し、公募団体に提出するものとする。

(2) 公募団体は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。

##### 3 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成するものとする。

##### 4 環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、第2の1の事業を実施する場合には、末端借受者から「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの提出を受けるなどにより、環境規範の遵守の状況を把握するとともに、末端借受者において環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう指導に努めるものとする。

##### 5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体は、平成24年度に第2の1の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約及び平成23年度の数量契約を締結している末端借受者が平成24年度においても継続して数量締結をしていることを確認するものとする。また、平成25年度に同事業を実施する場合、原則として、同基本契約及び平成24年度の数量契約を締結している末端借受者が平成25年度においても継続して数量契約を締結していることを確認するものとする。

## 6 事業の実施方法

リース方法は、（1）から（3）までのいずれか又は複数の方法とする。

（1）公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額のうち、第2の1及び第2の3の事業にあつては3分の1、第2の2及び第2の4の事業にあつては2分の1に相当する金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

（2）公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額を補助し、当該機械装置の取得価額のうち、第2の1及び第2の3の事業にあつては3分の1、第2の2及び第2の4の事業にあつては2分の1に相当する金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

この場合、貸付主体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、公募団体を通じて当該額を機構に返還するものとする。

なお、公募団体が、当該方法を採用する場合は、（1）の方法と併せて実施する態勢を整えるものとする。

（3）公募団体は、借受者が借り受ける機械装置の取得価額のうち、第2の1及び第2の3の事業にあつては3分の1、第2の2及び第2の4の事業にあつては2分の1に相当する金額について借受者へ助成する。

この場合、公募団体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、当該額を機構に返還するものとする。

## 7 再貸付け

機械装置の貸付けを受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付けできるものとする。

なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあ

っては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

## 8 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

### (1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付主体が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、公募団体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

### (2) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、公募団体が別に定めるものとする。また、再貸付けを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体が貸付主体を指導するものとする。

## 9 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

貸付主体は、貸付対象機械装置について8に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

## 10 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者が貸付主体に支払うものとする。

## 11 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

#### (1) 基本貸付料

基本貸付料は、第2の1及び第2の3の事業については、貸付対象機械装置の取得価額(消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。)に3分の2を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額、第2の2及び第2の4の事業については、貸付対象機械装置の取得価額に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

#### (2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時において貸付主体が別に定める額とする。

ただし、貸付主体は、附加貸付料等を定めるに当たっては、公募団体から貸付対象機械装置の購入に要する経費の全部又は一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

#### 12 基本貸付料等の徴収

公募団体は、6の(2)の方法により、事業を実施する場合には、貸付主体から貸付対象機械装置に係る基本貸付料及び譲渡額の全額、6の(3)の方法により、事業を実施する場合には、借受者から貸付対象機械装置に係る貸付料及び譲渡額の全額をそれぞれ徴収するものとする。

#### 13 契約書類の徴収

公募団体は、貸付主体が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴収するものとする。

#### 14 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

### 第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成24年度から平成25年度までとする。

### 第7 事業の推進指導等

- 1 貸付主体及び借受者は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び

監督を行うものとする。

- 3 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

## 第8 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第9 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、第5の2により提出された事業参加申請書を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第1号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

- (1) 借受者は、貸付主体とリース契約を締結した場合、速やかに公募団体が別に定める実績報告書を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、(1)により実績報告書の提出があった場合には、

- (3) 公募団体は、第2の事業が完了した日から換算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

#### 第10 補助金の返還

- 1 公募団体は、第5の12に基づき貸付主体から貸付対象機械装置に係る基本貸付料等を徴収した場合には、その全額を機構に返還するものとする。
- 2 公募団体は、借受者又は貸付主体から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又は貸付主体に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。
  - (1) リース契約を解約又は解除したとき
  - (2) 借受者が経営を中止したとき
  - (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
  - (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
  - (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
  - (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

#### 第11 調査及び報告

- 1 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、公募団体、貸付主体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 公募団体は、貸付主体及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

#### 第12 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、第9の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）

に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第9の4の事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第9の4の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

### 第13 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日付 24 農畜機第 4748 号）

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農畜機第 5301 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 平成 24 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

(1) 畜産経営強化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
1 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置	畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
	乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳ロボット 等
	省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置 等
	畜産物の付加価値向上に資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置、食肉加工機械、乳製品加工機械 等
2 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置	自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バーチカルミキサー、ペールフィーダー 等
	酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置 等
	鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機 等
3 飼料自給率向上に資する機械装置	耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー 等
	覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ 等
	たい肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式たい肥かくはん機 等
	たい肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスタ、マニユアワゴン、マニユアスプレッダー、マニユアローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニユアスプレッダー、ハイδροマニユアスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン（散布可能なものに限る）、バキュームカー（散布可能なものに限る）、スラリートンカー（散布可能なものに限る） 等

	飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレイジハーベスター、ハイダンプロワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクロップ収穫機、ローダバケット、フォーレイジワゴン、ピックアップワゴン 等
	飼料調製機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレイジカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレイジカッター、サイレイジクラブ 等
	エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの) 等
	飼料米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機、飼料タンク 等
	リキッドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽 等
	エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破砕機、混合機、パイプライン 等 ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破砕機、混合機(TMRセンター)、パイプライン 等
4	効率的な畜産物生産に資する機械装置	大型送風機械装置 大型温風機械装置
5	都道府県知事が特に必要と認める機械	1から4の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械

(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

区分	対象機械装置	北海道	都府県
1 飼料播種 機械装置	牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。	
	追播種機		
	とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る。	
	飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。	
	簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等）に係る作業に要する機械。	
2 収穫・調 製用機械装 置	モアコンディショナー ハイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛は1.6メートル）以上のものに限る。	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。
	フォーレイジハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。	乗用トラクター用又は自走式のものに限る。
	とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用	アタッチメントに限る。
	テッター、レーキ テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。
	ロールベアラー	ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー又は汎用型飼料収穫機に限る。	ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー又は汎用型飼料収穫機に限る。
	梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。	
	梱包格納用機械		
	サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。	
	飼料攪拌機 飼料粉碎機		

	稲わら収集機 アンモニア処理機	
3 その他	家畜糞尿土壌還元用機 械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機
	作業管理システム機 器	

※ 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。

※ 本表の運搬等の機械には、汎用のあるトラック等は含まないものとする。

※ 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に認めた機械についても、助成対象とする。

### (3) とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

区分	対象機械装置
飼料原料の多角化に資する機械装置	原料受け入れタンク、搬送用コンベヤ、計量器、挽砕・粉碎機、製品保管用タンク 等

### (4) 効率的生産継続支援事業

区分	対象機械装置
効率的生産の継続に資する機械装置	自家発電機、配電盤

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、3分の1相当定額
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、2分の1相当定額
3 とうもろこし代替原料定着緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、3分の1相当定額
4 効率的生産継続支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、2分の1相当定額
5 推進指導	公募団体が1から4までの事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査に必要な経費	定額

以下、別紙様式第1号～第5号略

## ○畜産業振興事業の実施について（抜粋）

〔平成15年10月1日付け〕

〔15農畜機第48号〕

改正 平成16年4月1日付け15農畜機第3102号  
平成16年12月21日付け16農畜機第3764号  
平成17年4月1日付け16農畜機第5526号  
平成18年4月1日付け18農畜機第1113号  
平成18年8月1日付け18農畜機第1834号  
平成19年4月1日付け19農畜機第172号  
平成20年4月1日付け20農畜機第187号  
平成20年7月1日付け20農畜機第1537号  
平成21年1月27日付け20農畜機第4156号  
平成21年4月1日付け21農畜機第298号  
平成21年6月3日付け21農畜機第1198号  
平成22年5月17日付け22農畜機第583号  
平成23年5月25日付け23農畜機第737号  
平成24年4月1日付け24農畜機第181号  
平成24年4月27日付け24農畜機第513号  
平成24年5月28日付け24農畜機第944号  
平成25年3月19日付け24農畜機第5045号

### 1 事業実施主体

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から畜産業振興事業に係る補助金の交付を直接受ける者（以下「事業実施主体」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第2条に規定する団体等のうち、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が事業ごとに定める実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する者とする。

### 2 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度に完了することを原則とする。ただし、理事長が別に定める事業にあつては、理事長が当該事業ごとに定める期間を事業実施期間とする。

### 3 事業実施計画に係る手続

（1）事業実施計画に係る手続については、事業ごとの要綱によるものとし、

都道府県知事及び農林水産省地方農政局長（北海道にあつては農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）又は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）の関与については、畜産業振興事業の適正な実施について（平成15年10月1日付け15生畜第2905号生産局長通知。以下「適正実施通知」という。）によるものとする。

- (2) 事業の実施期間が、2のただし書きにより2年度以上にわたる事業にあつては、当該年度の事業実施計画と併せ全体事業実施計画を作成するものとする。

#### 4 施設整備事業の採択基準

施設整備事業（別表第1に掲げる事業）の採択は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設ごとに費用対効果分析によって行うこととする。ただし、畜産高度化支援リース事業のうち堆肥調整・保管施設リース事業において総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難しいものについては、コスト分析等によって行うこととする。

##### (1) 費用対効果分析による採択

ア 費用対効果分析による採択基準については、事業実施主体又は当該事業実施主体から補助又は貸付を受けて事業を実施する者（以下「事業実施主体等」という。）が、以下の算式により算出した投資効率が1を上回っていることとする。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

投資効率 =  $\{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} \div \text{総事業費}$

① 年総効果額は、評価対象事業（別表第2に掲げる事業）の年総効果額算出方法により算出された各効果額の総額とする。

② 各効果額並びに還元率、廃用損失額及び総事業費については、別紙1により算出し、別記様式第1号に記載して事業実施計画書に添付するものとする。

イ 事業採択後における事業費の増減に伴う事業実施計画の変更承認申請についても、変更後の計画に従い費用対効果分析を行い、投資効率が1を上回る場合に理事長は承認を行うものとする。

なお、事業実施計画の変更承認申請の必要のない事業実施計画の変更についても、投資効率が1を上回るよう措置するものとする。

##### (2) コスト分析等による採択

ア コスト分析を行う事業に係る施設、器具、機材等については、別表第

3の施設整備事業コスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。なお、各事業の共通経費については、5の(1)のとおりとする。

イ 事業の特殊性等によりアの基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画（畜産環境整備リース事業にあつては貸付申請書）に記載するものとする。

## 5 施設整備事業以外の事業の採択等の基準

### (1) コスト分析等の実施

ア 施設整備事業以外の事業（別表第4に掲げる事業）の採択は、コスト分析等により行うものとし、別表第5の施設整備事業以外の事業のコスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。

イ 事業の特殊性等によりアの基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画に記載するものとする。

### (2) 目標設定の実施

次の事業内容のものについては、それぞれに達成すべき成果目標に係る具体的数値目標が設定されていることとする。

ア 研修等の知識・技術の習得のための事業内容にあつては、参加者の習得度（試験等による習得度の把握）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

イ 普及・啓発のための事業内容にあつては、普及・啓発の事項についての事業参加者の認知度等（アンケートによる認知度の把握等）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

## 6 事後評価の実施

### (1) 事後評価の実施年（時期）

事後評価は4の(1)により採択された事業について、事業が完了した年度（複数年度に亘って実施される事業については、最終年度）の翌年度から起算して、3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過したものを対象として実施する。

ただし、事業実施主体等からの申請により、畜産物の需給の大幅な変動等により事後評価を適切に行うことが困難なもの等、理事長が認めた場合にあつては、おおむね5年を経過した年度に実施することができるものとする。

(2) 実績値による費用対効果分析

事業実施主体等は、4の(1)に準じて、別記様式第1号に(1)の評価を実施する年度の前年度の実績値により費用対効果分析を実施することとする。

(3) 事業実施計画の変更のあった場合の事後評価

事業採択後、事業実施計画が変更された場合には、変更後の計画と比較して評価を行うこととする。

(4) 投資効率乖離等の要因分析

事業採択時の投資効率と実績値による投資効率が20%以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1以下の事業については、別記様式第1号の1の(3)に基づき、その要因について分析を行うこととする。

(5) 事後評価に係る報告

事業実施主体等は、事後評価の結果については別記様式第5号により当該事後評価を実施する年の6月30日までにそれぞれの事業の要綱に定める事業実施計画の承認申請の手順に準じて理事長に報告する。

(6) 事業の改善

ア 事業実施主体等は、事後評価の結果、投資効率が1以下の場合、当該都道府県の指導のもと、18の(1)の規定に準じて改善策を作成し、理事長に報告するものとする。

イ 機構は、事業実施主体等に対し、改善策を達成するための指導を行う。

7 事業実施主体による事業の評価

事業実施主体（養豚経営安定対策事業の事業実施主体及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の事業実施主体となった肥育事業者（以下「生産者型事業実施主体」という。）を除く。以下この項において同じ。）は、別表第4の事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

(1) 評価計画の作成

事業実施主体は、別記様式第6号の事業効果に関する評価計画書を作成し、事業実施計画承認申請書又は補助金交付申請書に添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、5の(2)の目標設定の対象とする事業内容を含む事業については、達成すべき成果目標に係る具体的目標数値を記入することとする。

(2) 評価実績の提出

事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たっては、(1)に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書を添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、目標設定の対象とする事業内容については、設定した数値目標に対する達成の程度について、事業実施主体が自ら評価を行うこととする。

## 8 環境と調和のとれた農業生産活動規範

別表第6の事業を実施する事業実施主体等は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

## 9 飼料自給率の向上

別表第7の事業を実施する事業実施主体等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知。）に基づき、飼料自給率の向上が図られるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

## 10 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

別表第8の事業を実施する事業実施主体等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる者を含む集団（組合等）に属する畜産経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し平成23年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成24年度において契約をしていることを確認するものとし、その取組内容は事業ごとの要綱又は事業実施主体が作成する要領に定めるものとする。

## 11 事業の適正な執行の確保

### （1）第三者の意見の聴取

理事長は、畜産業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施手続及び状況等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（畜産業振興事業の関係者以外の者をいう。）の意見を聴取し、その意見を畜産業振興事業の運営に反映させるものとする。

### （2）不正行為に対する是正措置等

ア 理事長は、畜産業振興事業の事業実施主体等又は委託先その他の関連

事業者（以下「事業実施者」という。）が畜産業振興事業の実施にあたって不正な行為をした場合には、当該事業実施者に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができるものとする。この場合において、理事長が必要と認めるときは、事業実施主体を通じて行うことができるものとする。

イ 事業実施者は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。この場合において、是正措置等が事業実施主体を通じて求められたときは、当該事業実施主体を通じてその報告を行うものとする。

ウ 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が畜産業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施者に対し助言・指導を行うものとする。

エ 理事長は、当該事業実施者に助言・指導をしてもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。

オ 理事長は、当該事業実施者にアの是正措置等を求めた日から、十分な内容の是正措置等が講じられたと認めるまでの間において、当該事業実施者を畜産業振興事業の対象としないことができるものとする。

## 12 一般的事業実施基準及び留意事項

- (1) 補助事業費は、別添1の規定並びに当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致したものでなければならないものとする。
- (2) 事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工を補助の対象とすることができ、又は当該直営施行に係る資材のみを補助の対象とすることができるものとする。
- (3) 自力若しくは他の補助によって実施中の事業又は既に完了した事業を畜産業振興事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。
- (4) 補助の対象とする共同利用機械施設は、新品、新築又は新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認める場合は、古品・古材若しくは間伐材の利用に係る事業又は増築、改築、併設若しくは合体の事業を補助の対象として積極的に推進するものとする。
- (5) 補助の対象とする共同利用機械施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

- (6) 飼料基盤の整備に係る用地の買収又は賃借に関する費用及び補償費は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるものとし、共同利用施設に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。
- (7) 牧草及び飼料作物の種子は、原則として都道府県の定める品種で、かつ、品種証明を受けたものに限り補助の対象とする。
- (8) 個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。
- (9) 補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- (10) 別添1の2の工事雑費の用途については、別添1の3により用途を明確にしておくものとする。
- (11) 事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管するものとする。
- (12) 施設整備の補助に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて、契約の手続等の一層の公正性、透明性等が図られるよう下記事項に留意するものとする。
- ア 契約者の選定については、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定める等の措置を図ること。
- イ 契約に際しては、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する特段の理由がある場合を除き、原則として競争による契約方法を履行すること。
- なお、緊急を要する特段の理由がある場合を適用し、競争による契約方法以外の方法を履行する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第4号により理事長に届け出るものとする。
- また、50万円未満の比較的安価な機械器具の導入に当たっては「特段の理由がある場合」を適用し、必要に応じ、随意契約等の方法により履行することができるものとする。
- ウ 競争契約による入札結果については、全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により公表すること。
- エ 事業実施主体等が締結する工事契約においては、一括下請負の禁止に

についての契約条項を条文に明記すること。

- (13) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等が必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可を得るものとする。

### 13 補助対象

- (1) 農業用機械施設の補助対象については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知。以下「基準通知」という。）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知）が通知されているところであり、畜産業振興事業における補助対象となる農業用機械施設の扱いについては、これらの通知によるほか、下記事項に留意するものとする。

ア 補助対象となる共同利用機械及び共同利用施設の事業参加者は、3戸以上とする。ただし、理事長が地域の実情、事業の効果その他の事情を総合的に勘案して適当と認める場合には、この限りでないものとする。

イ サイロ以外の共同利用飼料作物生産利用調製用施設及び家畜ふん尿処理利用施設は、その利用の実態から個別経営になじむ施設ではないので、引き続き補助対象とするものとする。

- (2) 補助対象から除外された機械施設については、融資事業の活用等を図るものとする。

### 14 着工又は着手について

- (1) 施設整備事業（別表第1に掲げる事業）の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要があり、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着工届を別記様式第2号-1により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。

- (2) 施設整備事業以外の事業（別表第4に掲げる事業）の着手についても、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。
- ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第2号-2により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。
- (3) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、(1) 又は (2) のただし書による交付決定前着工又は着手のうち、都道府県の指導を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工又は着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- (6) 事業実施主体等の長は、交付決定前着工又は着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着工又は着手年月日等を記載するものとする。

## 15 機械施設等の管理運営

- (1) 理事長は、事業実施主体等が、この事業によって整備された共同利用機械施設等を事業実施計画等に従って適正に管理運営し、これにより個々の事業の目的が達成されるよう指導するとともに、その状況の把握に努めるものとする。
- (2) 畜産業振興事業により導入された機械施設の管理運営は、基準通知に定めのある場合を除き、農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）が事業実施主体等である場合にあっては営農集団に、委託できるものとする。
- (3) 増築、模様替え等に伴う手続
- 畜産業振興事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築及び模様替え等を当該施設の耐用年数期間内に行う場合は、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第3号により都道府県知事に協議の上、理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

- (4) 畜産業振興事業の実施により取得した財産の処分については、別添2の規定に基づき、適正に行うこととする。
- (5) 畜産業振興事業の実施により取得した財産及びその財産の処分の取扱いについては、「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）及び事業ごとの要綱によるものとする。

#### 16 事業の実績報告

事業実施主体等は、毎年度、事業終了後速やかに事業の実績を提出するものとする。その手続については、事業ごとの要綱によるものとする。

#### 17 補助金等支出明細書の作成

事業実施主体（生産者型事業実施主体を除く。）は、別記様式第7号の畜産業振興事業に係る補助金の補助金等支出明細書を作成し、事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに理事長に報告するものとする。

#### 18 事業改善計画の作成

- (1) 事業実施主体等は、16の報告に際し、各事業の実施状況について検討を行い、計画の達成が見込まれない場合は、事業の改善計画を要綱の事業実施計画等に係る規定に準じて作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 理事長は、(1)の改善計画を作成した事業実施主体等に対し、改善計画を達成するための指導を行うものとする。

#### 19 基金等の管理

事業実施主体等は、畜産業振興事業の実施のために機構からの補助金の交付により造成された基金等に関しては、各事業実施要綱のほか、次の通知の定めるところにより、適正に管理を行うものとする。

- (1) 「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」（平成19年3月28日付け18農畜機第4545号）
- (2) 「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」（平成18年4月1日付け18農畜機第23号）

## 附 則

この通知による規定の適用は、平成15年10月1日以降に契約する工事について適用する。

ただし、平成15年9月30日以前に契約した工事で、平成15年10月1日以降に設計変更を行うものについては、指定助成対象事業の実施について（平成11年7月8日付け11畜B第1003号農林水産省畜産局長通知）の例による。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第3102号）

この規程の改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月21日付け16農畜機第3764号）

この規程の改正は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付け16農畜機第5526号）

1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 第1の7の事後評価の適用事業は、改正前の第1の5により平成12年度以降に採択された事業（総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難しいものを除く。）に適用する。

附 則（平成18年4月1日付け18農畜機第1113号）

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月1日付け18農畜機第1834号）

この規程の改正は、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日付け19農畜機第172号）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け20農畜機第187号）

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日付け20農畜機第1537号）

この規程の改正は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日付け20農畜機第4156号）

この規程の改正は、平成21年1月27日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け21農畜機第298号）

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月3日付け21農畜機第1198号）

この規程の改正は、平成21年6月3日から施行する。

附 則（平成22年5月17日付け22農畜機第583号）

1 この規程の改正は、平成22年5月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 17に規定する補助金等支出明細書については、平成22年度の事業分から作

成するものとする。

附 則（平成23年 5月25日付け23農畜機第737号）

この規程の改正は、平成23年 5月25日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則（平成24年 4月 1日付け24農畜機第181号）

この規程の改正は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 4月27日付け24農畜機第513号）

この規程の改正は、平成24年 4月27日から施行し、平成24年 4月1日から適用する。

附 則（平成24年 5月28日付け24農畜機第944号）

この規程は、平成24年 5月28日から施行する。

附 則（平成25年 3月19日付け24農畜機第5045号）

この規程は、平成25年 3月19日から施行する。

別表第1 施設整備事業（抜粋）

施設整備事業	
10	畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥調整・保管施設リース事業（補助付リースに限る。）

別表第2 年総効果額算出方法（抜粋）

評価対象事業	年総効果額の算出の方法
10 畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥調整・保管施設リース事業 （補助付リースに限る。）	年総効果額＝堆きゅう肥生産量増加効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋廃棄物処理費節減効果額

別表第3 施設整備事業のコスト分析基準 (抜粋)

事業名	項目	日	基準	額
1 畜産高度化支援リース事業のうち 畜産環境整備リース事業 (税込み)	a: 堆肥舎 (発酵舎を含む)		200m <sup>2</sup> 未満 24 (26) 千円/m <sup>2</sup>	
	b: 屋根掛け		200m <sup>2</sup> 以上 22 (24) 千円/m <sup>2</sup>	
	c: 尿貯留施設		200m <sup>2</sup> 未満 19 (20) 千円/m <sup>2</sup>	
	d: スラリータンク		200m <sup>2</sup> 以上 18 (19) 千円/m <sup>2</sup>	
2 畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥調整・保管施設リース事業 (税込み)	堆肥調整・保管施設		400m <sup>3</sup> 未満 24 千円/m <sup>3</sup>	
			400m <sup>3</sup> 以上 19 千円/m <sup>3</sup>	
			700m <sup>3</sup> 未満 15 千円/m <sup>3</sup>	
			700m <sup>3</sup> 以上 14 千円/m <sup>3</sup>	
			200m <sup>2</sup> 未満 24 (26) 千円/m <sup>2</sup>	
			200m <sup>2</sup> 以上 22 (24) 千円/m <sup>2</sup>	

注) 1、2及び4の事業の基準額の( )内は、特別地域に適用される額である。なお、特別区域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。)のいずれかに該当する地域をいう。

別表第6 環境と調和のとれた農業生産活動規範の対象事業（抜粋）

対 象 事 業
畜産高度化支援リース事業
畜産経営力向上緊急支援リース事業

別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業（抜粋）

対 象 事 業
畜産高度化支援リース事業
畜産経営力向上緊急支援リース事業

## 別添 2 畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い

### 1 財産処分に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、事業実施主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 理事長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

### 2 長期利用財産に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、地域活性化等（近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。以下同じ。）を図るため、長期利用財産（補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。以下同じ。）を財産処分しようとするときは、1の規定にかかわらず、次によることができる（別表2参照）。

#### ① 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

事業実施主体等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を理事長に提出することができる。この場合においては、理事長による報告書の受理をもって、理事長の承認があったものとみなす。

ア 自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

イ 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

ウ 国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

- ② ①以外の場合にあつては、事業実施主体等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

- (2) 理事長は、(1)の②の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

- (3) 補助対象財産の所有者が、(1)の①又は②による財産処分の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産

処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、事業実施主体等は、新たな承認を得なければならない。

### 3 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 事業実施主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかとなるときは、災害報告書（別紙様式第4号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、理事長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 理事長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1及び2のいずれかに従った手続きを指示することができる。

### 4 その他

地域再生法（平成17年法律第24号）第21条の規定により理事長の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

別表1 (別添2の1関係)

処分区分		承認条件	機構納付額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
	補助事業を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	機構へ納付	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。
譲渡	有償	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、機構への納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること
	無償	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を機構へ納付	交換差益額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について機構へ納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生ずる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
	無償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間(1年以上)の貸付け	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
担保	補助残融資のため	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		

(備考1) 上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

(備考2) 補助率については、確定補助率の数値を用いること

(備考3) 理事長は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表2 (別添2の2関係)

処分区分			承認条件	機構納付額	適用条項	
目的外使用	補助事業を中止しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合	—		2の(1)の①による報告	
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合	—		2の(1)の①による報告	
	補助事業を中止する場合	他の施設に機能を移転したうえで、地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合	—		2の(1)の②による報告
			収益が見込まれる場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
上記以外の場合			機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告	
譲渡	有償	補助条件を承継する場合	機構へ納付	以下のア又はイのいずれか低い金額を機構へ納付する。 ア) 譲渡契約額に補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額  (譲渡契約額 - {残存簿価又は時価評価額 × 事業実施主体の負担割合 (1 - 補助率)})	2の(1)の②による申請	
	無償	譲渡先が国又は地方公共団体の場合	—		2の(1)の①による報告	
		譲渡先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—		2の(1)の②による申請
上記以外の場合			機構へ納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による申請	

処分区分		承認条件	機構納付額	適用条項	
貸付 け	有償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合	機構へ納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請
	無償	貸付先が国又は地方公共団体の場合	—		2の（1）の①による報告
		貸付先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—	
			補助条件を承継しない場合	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。
	上記以外の場合		機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請

（備考1）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考2）補助率については、確定補助率の数値を用いること

財産処分承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

事業実施主体名  
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
- (2) 今後の利用方法（処分区分）  
（（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。）
- (3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

- (1) 事業実施主体
- (2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
- (3) 事業費、補助金額、補助率
- (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- (5) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

#### 4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること

①補償契約書等の写し

②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること

ア 農業生産法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

①農業生産法人化計画類似の法人化計画

②新設法人への財産処分（承継）計画書

③発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

長期利用財産処分報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

事業実施主体名  
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の①の規定により、報告します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

（3）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況  
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分子定年月日

5 その他参考資料

(注) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること

別添（別紙様式第2号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産 の名称	当初の 利用計画	最近3年間の利用状況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

長期利用財産処分承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

事業実施主体名  
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の②の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

（3）処分の対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、形式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況  
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分子定年月日

5 その他参考資料

〔（注）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付するこ  
と〕

別添（別紙様式第3号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象 財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

災害報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

事業実施主体名  
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因  
年 月 日（〇〇地震による被災）  
（〇〇气象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度  
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）

被害見積価格

施設等の復旧が不可能との判断した理由等

(事業実施主体の申請理由等)

(補助事業者の判断等)

(3) 被災施設の収支等

施設等の取り壊し等の概算経費

処分に係る収益等の見込額 (損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 ○○○○